

明治学院史資料集

第11集

明治学院大学図書館

明治学院史資料集
(11)

明治学院大学図書館



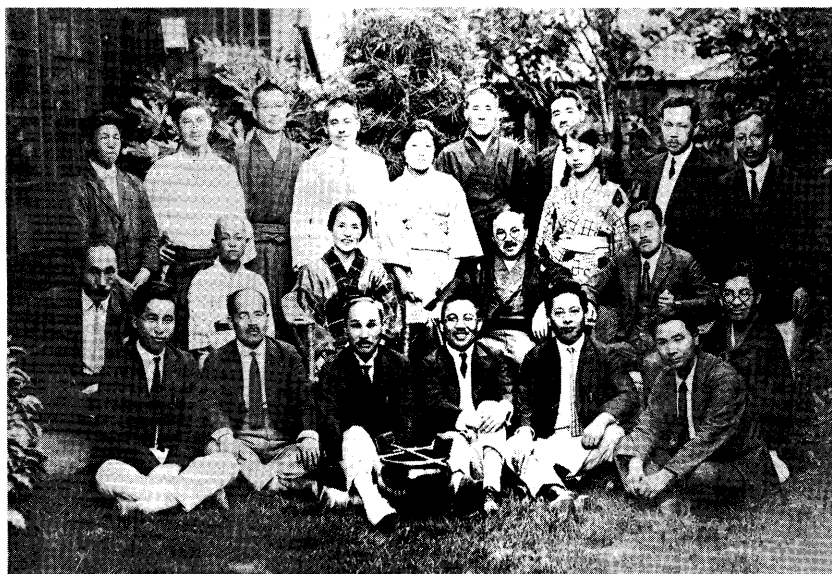
大正7年 徹 長男 太郎 オックスフォード留学を前に
後列 信乃、まり子、太郎、盛世
前列 公子、徹、千賀子、一郎



1 大正7年
賀川（後列左） 沖野（前列中央）

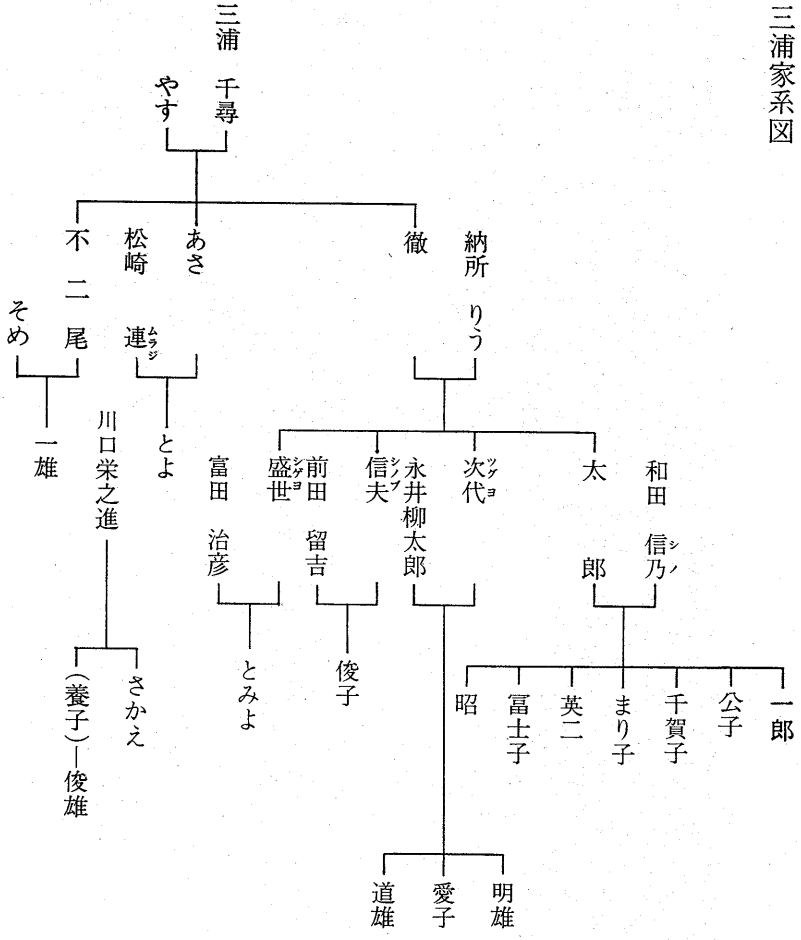


2 大正8年
賀川（左） 沖野（右）



3 大正12年ごろの夏
賀川（前列右はし） 沖野（中央和服で椅子に座る）

三浦家系図



目次

凡例

三浦徹手記統統恥か記

第五卷（第六十八章～第八十二章）……………5

第六卷（第八十三章～第一百章）……………33

第七卷（第一百一章～第一百四章）……………59

第八卷（第一百五章～第三十章）……………87

資料 沖野岩三郎と賀川豊彦 —— 相互関係を中心に —— ……岡崎 一……………117

凡 例

- 一、翻刻に際しては忠実を期し、単に文字を翻刻するだけでなく、できる限り原型に近い形で翻刻した。
- 二、漢字は原則として新字体を用いたが、「當」と「当」のように書き分けている場合、また「摸」のように当時慣用されていた文字は、そのまま残した。
- 三、仮名づかい、平仮名、片仮名は原稿通りとしたが、変体仮名は通行の文字に改めた。
- 四、誤字、脱字、また当時の用法から見ても一般的でないと思われる文字は、「ハ」で補訂したが、補訂したい場合は「ママ」とした。なお、筆者は「己」と「巳」を共に「巳」と表記しているが、これは筆者の癖でもあり、また一々補訂すると読みづらくもなるので、この文字については文意により「己」か「巳」とした。
- 五、抹消文字は「」で示し、抹消文字の横に記されている訂正文字は、そのまま「」の横に示した。

統統恥か記 自 第六十八章 至 第八十二章 第五卷

第六十八章 實に言語【同】断

箴言に曰はく「心に思慮なければ善からず……人はおのれの痴によりて道につまづき反つて心にエホバを怨む」(二十九、三)、詩に曰はく「かゝる知識はいとく【す】しくして我にすぐまた高くして及ぶこと能はず」(百三十、九。六)。

世に無智少からず、無学、無識少からず、馬鹿々々しきもの少からずといへども餘りに太しきに至りては見聞せる者唯呆然、自失黙して止む、見聞するもの黙して止むが故に無智、無識は弥々無智、無識にして自ら無智、無識を知る能はず、駿河国沼津の西に間門村といふあり、馬門と号する村夫子あり、一日ある人の依頼に應じて碑文を属し、島津恂堂氏に托し其の添削を雨宮某氏に乞ふ(島津氏は沼津の医、雨宮氏は儒なり)、雨宮氏一読して「よろしうございます」といふ、島津氏不思議と爲し「何とか御添削を願ひたうございますが……」、雨宮氏曰はく「ようございます」、島津氏の不審更に晴れず、先生徒に謙

讓するなりと爲し、自ら一ヶ所を指摘して「此句は何々と改めては如何でせう」と問ふ、雨宮氏曰はく「然うなればようございます」と、島津氏又他の句を挙げて此く為さば如何と問へば雨宮氏は又然るべしといふ、島津氏意、平ならず、遂に容を改めて曰はく「先生、此碑は桃澤村に立てるものださうですが先生の校閲を乞ひし文だと皆知りませう、若し乞はないなら兎に角、後に見る人も多いことでせうから先生の御名前に繋りませう、御面倒とは存じますがどうぞ十分に筆を加へていただきますものです」と、雨宮氏笑ふて曰はく「島津さん御心配に及びません、文章を見る目のあるものなら私が直したとは思ひません、又見る目の無い人ならなんともいふでせう」と、島津氏悟りて乞ふ所なくして去れりと、願ふに馬門の文餘りに太しきを以て筆を加ふるに所なかりしならん、然れども之を知らざる馬門は雨宮氏も亦筆を加ふるの餘地なしとして得々たりしならん、此と彼とは同じからざるべきも餘りに無学、餘りに無識、餘りに馬鹿々々しきに至りては批評すべき所なく、又論駁すべ

き所だに無きものなり、

何れの辺より迷ひいでし僧侶にや明治十二、三年の頃佐田介石といふ者ありて天文と経済とに大発明ありと称し、都鄙を徘徊して演説を為したり、然し其説餘りに馬鹿々々しきが故に聞く者果れて相手とせず、相手とする者なきが故に彼は弥々得意となり或は演説し、或は著述し大方の胡盧となりき、彼の天文学といふは地動説に反対して天^動説を主張せるものなるが彼が地球の西より東に回転するといふを辨駁するに用ゐる例を読みしが彼は曰はく「若し世界が西より東に転するものならば空中にあるものは自ら西の方に移るべき筈なり、然るに手より物を落とすに毫も西の方に傾きて落ちざるは何ぞや、若し地球が一秒時間に何里と東に転するとならば箭を手に握り、西の方に向けて放ち見よ、少しも西の方に移らざるにあらずや、又東の方にむかひて箭を射よ、若し^東「西」に転するものとせば一步も東には飛ばざる筈なり、然れども箭は東へも西へも同じく飛び、些も東西の相違あることなし」と、彼の所論に幾分かの道理も含まれたるならんか、然れども右に述ぶる地静説を以て考ふれば彼が他の所論も推知するに足るべし、余は彼が「ランブ亡国論」などいふ奇妙なる名の下に演説する評判を耳にせること久

しかりしが一回も之を聴聞したることなし、明治十四年の一月十七日浅草伝法院に於て彼の演説ありと聞きたれば母上の病中なるも往きて之を聴聞せり、同日の日記より余が記事を其の俚左に贍写すべし

「無法経済に高名なる佐田介石氏浅草伝法院に於て大経済論を演説し、觀光社なるものを設けて入社を乞ふと、余一度も其の演説を聞かざるを以て午後一時より出て之に臨む、聴衆二百余人ありたり、已に第一席を終りしが如し、第二、三四の三席を聴くを得たり、曾て聞く同氏は真に経済論者なりと思ひしに今、聴く所を以てすれば保護説無法経済といはざるべからず、元来此人何人よりか欺かれて其の説を為す者か、又は己を欺き人を欺くものなるか実に奇々妙々の説を為す、其の一二例を挙げれば、今年流行する霜降の襟巻は欧州婦人の幘鼻褌なり、髪を毛を一方より割くはナポレオンに禿ありしを以て之を蔽はんが為に為したるを真似たるなり、又欧州諸国より持来す所の金時計と称するものは我が国の赤銅にして彼の国の人々化学といふものを以て金となすなり、且つ輸出入の不平均を憂ふるものあれども其のいふ所何の統計によるものか輸入の高は必ず真のものより多く称へ、輸出の高は

必ず少く説く、外国の人々の経済学といふものは眞の経済に
あらず、身を亡ぼすものなり、眞の経済とは己を不便ならし
めて金銭を貯ふることなり、然し又不思議なることは（以上
十一字は余の加へたるものなるべし）下駄をへらし、裾をき
るは下駄屋、呉服屋を肥すものなれば必ず為すべきことなり、
人力車に乗り馬車に乗るが如きは己を貧くし、社会の損を来
すものにて結句国を亡ぼすものなり、或る人牛の屠るゝも
のを見て『おのが身を屠る刃を負ひながら何うまゝと馬ぐ
さ食ふとは』といひしが牛若し心あらば日本人を見て『おの
が身をへらす衣服をまとひつゝ何うまゝと飯を食ふとは』
と返歌すべし云々、余今にして初めて世の経済を論ずる者
佐田氏に左袒せず、又之を駁撃せざるの理由を知れり、チヨ
ン醬の老人等には観光社に入りて洋品を用ゐず、馬車、人力
車に乘らじと盟ふ者あるを見る、嗚呼我が耶穌教を目して幻
術と為すものあるは決して疑ひ怪しむべからず」

尚ほ余は今も記憶せり、彼が種紙を外国に売出だすを大損とし
て左の如くいへり、先づ彼の鶏卵を見よ、卵にて売らば得る所
一銭に過ぎず、然れども之を鶏として売らば二三十銭を得べ
し、更に之を調理して客に食はせたらんには一円に売るを得べ

し、此理を以て考へたらんには卵紙を売らずして繭と爲し、糸
となし、更に布と爲して売りたらんには卵紙の数百倍を
得べし、我が国民此理を悟らず、妄に卵を売るは遂に国を亡ぼ
すなりと、今、其の書名は記せざれども余は彼の著述したる小
本を読みしに「余は大学教授、英人某氏に廿九ヶ条の難問を
爲したるに彼一も答ふること能はざりき、以て地動説の取るに
足らざるを知るべし」と、視よ、学者の呆然として返答に苦し
み、遂に応ぜざりしは彼の爲に偶々其の説を正しとすることゝ
はなりき、其の後彼は諸所遊説を爲したりしが次第に馬脚を現
し、時々新聞紙上に笑草の種となりしものあり、武州辺にて
洋傘を刺すの不可を唱へて而して自ら之を用ゐ、経済信者に小
言をいはれしことあり、又大津より大阪まで汽車に乗りて人々
に笑はれたり、此等のことによりて考ふれば彼が主張したる所
自己の所信にはあらずして仏法擁護の方便としたるか又他に為
にする所ありて自他を欺きしものか、評判よりも遙に愚、遙に
悪、遙に無識なる売僧にてありき、

因にいふ、彼は明治十七八年の頃北陸にて死したりしが其の
時奇談あり、彼の死地（多分越後なりしならん）より越中辺
の信者へ電報を發して其の死を知らせたり、聞きたる方にて

は大に驚き、直に数人の惣代を送り、葬式などのことを相談したりしが越中方の二三人より佐田氏は我が国の大経済、大天文学者なれば後世の為に其の死躰を写真したらんには如何といひ出だしたりしに越後の信徒は大に之を不可とし、先生は西洋物を嫌ひて凡て之を排斥せられたれば写真せんこと大に不可なりと、越中信徒之をきゝて笑ふて曰はく若し先生西洋物を悪みたりとて写真をもすべからずとならば何故電信を以て其の死を報したりやと、衆ギヤフンとして口を開く能はず、大笑を為したりと、あゝ、此先生にして此徒あり、よくも其の衣鉢を伝へられたるものかな、「心に思慮なければ善からず(一)」、欧州の知識は不思議にして彼には過ぎたるなりけり。

第六十九章 私より餘計儲けます

箴言に曰はく「詭詐を以て得たる資財は滅る」(十一三)。
又曰はく「二種の磁碼はエホバに憎まる虚偽の権衡は善からず」(廿三)。

我が国の商賈に悪むべき三弊あり、一は見本と實物とを異にし、二は懸直をいひ、三は棒先を切らしむること是れなり、而して

此三者は皆虚偽と欺騙とに属すれども信用を重んぜざる社会に於ては何れの所に於ても此弊あるを見るべし、僕婢の如きは其の主家富裕なるを知れば我少許の利を得たりといへども毫末も主家を害することなし、然り主家は為に其資産を害するが如きに至らざるべし、然れども此少許を私するは既に不義なり、不義なるもの何如にして世の信用を得るの理あらんや、或は此不義を為す者唯自己一身の信用を失ふのみとして深く思はざるべし、他は又他を信用せず、斯く互に信用せざるが故に所謂融通の道を塞ぎ、発達すべきの事業にして発達せず、幸にして発達したるものも廢頽に帰することあるべし、ドクトル、デホレスト十誠真論に曰はく

商法の事に於る決して虚言すべからず、今会社を結はんとするも社員中若し虚偽者あれば仮令何等の契約、何等の盟誓ありといへども互に信用を置くこと能はず、相信せざる人にして相結びて立社することは難きの極なり、故に風俗よく虚偽を挾むの国は其の国に盛大の商社あること罕なり、余が聞く所によれば真偽は之を知らずといへども日本にて結社の多からざるは人々互に相信任すること能はざるの致す所なりとい

余聞く亜非利加内地の某所に於て婦人の人足ありて工場に働くを見るに皆多少其の頭に寶石をかけざるものなし、其の故を問へば預け置くべき所なく、家におかば盜難に罹る恐あり、故に自ら頭にかけて自ら守るなりと、視よ信用なきの極、遂に此不便、不都合の社会を成すに至る、

明治五六年の頃松崎連氏は神田雉子町に一商店を開き、砂糖、鯉節等売れり、後、氏が其の業を止むるに際し鱒川茂助に譲り、繁昌とはいはざるも今も尚ほ其の商業を為せり、茂助常に欺じて曰ふ駿河臺の土方さん（今土方伯なり）は中々澤山の御用があつて善い花主ですが使に棒先をとられるのは馬鹿々々しい、それも少しぐらゐならいゝのですが私より餘計儲けますと、其の故を問へば茂助が売る所の物品の代一円なる時彼の儲得る所は五分乃至一割、即ち五錢乃至十錢なり、然るに使に來りし者の請求によりて受取証には一円二十錢と書くことあり、売る者は五七錢を儲けて買ふ者は十錢或は二十錢を得るなり、然れども茂助は之を止を得ざるに歸し、土方伯の僕は「尋常」に帰す、若し茂助と僕と相結ぶことありとせんか、互に毫も信用すること能はず、彼等の運動は茲に停止を見ざるべからず、思ふ

に是の如きは一般に行はるゝ通弊なるべし（恥か記第七十四章を見よ）、デホレスト氏又曰はく、

往年一日余が木履肆に到りし時少年來つて頗る良履を撰び其の価を問ひしかば主人答へて四十五錢と云ひしを少年又曰ふ然則請ふ履価六十錢云々の券書を作りて奴に附与せよと……主家之を領し輒ち其の券書を作り章を捺して木履と与に少年に附与し、而して顔貌常の如く絶えて差色あらざりき、

此虚偽、欺騙幸にして二三の人の間に止まらば甚しきに至らざるべきも滔々として社会の風を作すといふに至りては国家の大患たるべきなり、思はずんばあるべからず。

第七十章 イヤム教でも乱暴せよとは云ひません

使徒行伝中エペソに起りし騷擾を記して曰はく「其の時ある人は彼事をいひ或る人は此事を言ひさげべり蓋会衆みたれて大半は何の為に集まれるかを知らざればなり」（三十九、三十二）。

我が国の会堂又は講義所乱暴人の騷擾を為すは敢て珍しきことにあらず、願ふに新旧思想の衝突は何方に於ても免るべからざるものなるべし、學術の新發明あれば必ず先づ旧説と衝突し、器械の新發明あれば必ず先づ旧物と紛争す、彼の北里博士が血

清治療を為すや、肺、癩の如き未だ全く奏功したる者少しといへどもコレラ、腸チブス、ジブテリヤの如き其の功現著にして疑ふこと能はざるものあり、然れども医の大家にして之を為さず、又貴族、豪家にして之を好まず、空しく鬼籍に入るもの多きにあらずや、又彼の機車の如き普通の方法によりて競争し得ざるが故に乘客の危険を感じて減ずるに至らんことを思ひて線路に大石を横ふるものあるにあらずや、既に然り、我が基督教我が国に入り来りて旧来の汚習を洗滌せんとし、旧来の信仰を破壊せんとし、旧来の罪惡を悔悟せしめんとせば茲に新旧の戦起らざるを得ざるなり、然れども一般普通の人民に至りては然まで甚太しきものにあらず、多くは雷同附加の徒にして自ら一定の見識ありて反抗衝突するものにあらず、何者か彼等の後辺にデメテリヲありて煽動、教唆するものあるなり、又此煽動、教唆を為す者其の理由とする所は宗教的、又は国家的、愛國的、忠君的なるを常とせり、蓋し此等の教條は人心を鼓無振作せしむるに最も力ありて最も便利なればなり、デメテリヲが愚民を教唆するにアルテミス神の威光、エペソ市の盛衰に大関繋ありとしたるもの豈彼の猾智ならざらんや、然れば我が国の基督教に騒擾あるもの多くは祭礼の時期、又は神官僧侶の後援に出づ

るものなり、此等の時期と後援とのあらざる時は其の勢の甚しきもの少し、

盛岡に於ては余輩が伝道に着手したる頃より講義所に妨害を加ふることあらざりしが廿五年頃よりそろ／＼妨ぐる者あるに至れり、同年九月十五日のことなり、八幡社の祭礼にて市中は賑なり、且又肴町の角店に明家ありしを以て持主に談じ、二日間借入を約し、十五日の午後より説教を初めたり、説教者は市川徴氏、小野垣氏、ピヤソン氏、及び余の四人なり、午後は然までもあらざりしが夜は中々の大入にして説教者と聴衆の前列とは僅に二三尺を隔つる位にて後には余輩の前にある卓子に押し倒されざらん為に右足を以て後辺の敷居に踏張り、左手を以て卓子を押して支へる有様にて場中の混雑甚しく、時々は小石を投じ、又機会さへあればランブを消せんとし、入口にあるものは疾く既に消され、余の傍にあるものすら一回吹消されたり、余はランブを消せんとするものあるは消えたるを相図に石を投ずるか、或は腕力もて妨害せん目論見なるかと思ひしが一回吹消されたる時騒々敷きのみにて手を出だすものもあらざりしを以てよし妨害を為したりとて然までのことはあらざるべしと思

ひき、是の如くして余は三回、市川氏一回、小野氏一回説教したりしが余の心配したるは閉会の時に至りて此聴衆は必ず此家を去らざるべしと思ひしことなり、よつて余は密に恩田氏に頼み、散会と報しても彼等去らざりしならば巡査を頼みて去らしむべし、然る場合には密に巡査を召来れよといひおきたり、弥々閉会となり、余は聴衆に其の旨を報じたり、然し余が豫想に違はず、一人も去らざるのみならず、余輩が卓子の前を退きたるに乗じて却つてドヤ／＼と奥深く進入りて余輩の前に立てり、是くと見るや恩田氏は忽ち其の姿をかくしたりしが二人の巡査場中に入り来れり、余は彼等が人々を去らしむべしと思ひしに何ぞ凶らん、巡査は余輩の保護を依頼したるものなりと早合点して直に余の傍に来り、余を擁して「サアお出なさい」といふ、余は余の保護よりも聴衆を散せしめよと依頼す、是に於て巡査は聴衆を家外まで追出だせり、余は二三の人々と共に後片附を為し、一個のランプを持ちて入口に出で、見しに往來は殆ど向側まで人を以て充足し、提燈は破れて溝の中に沈み、椅子はバラ／＼になりて四散し、人は口々に何かいひ叫べり、余は彼等の気焰の度を測量せんと思ひ、右手にランプを挙げ、故に余の面を照して人々に示し「面の方は毀れんからいゝがランプを

毀してはいけません」と告げたるに唯笑声をきくのみ、敢格別に石を投ずるものなどなし、余はランプを消して某氏に托して家を出でしに余に統きて市川氏出でしが「ソラ出た／＼」の聲は諸所にきゝしが何事をも為すものなし、余は其の家より横町に曲り、六日町と呉服町の角にて市川氏に別れ、氏は呉服町に往き、余は川原小路に出でんとて暗くして且つ狭き路次に入れり、余が姿の暗所に入るや後辺より小石を投ずること雨の如し、余は帽子を阿弥陀にかむり、小石を防ぎつゝ川岸に出でしに最早石を投ずるものなし、余は後より人の来るも知らず家に入り、上衣を脱ぎしに誰やらん入口に來りて案内を乞ふ者あり、再び上衣に手を通しながら入口に往きしに一人の壯漢ありて何事か用あるが如し、墓々しく物もいはざれば或は教義など質問したくて來りしものならんかと「中の間に請じたるに」「おあがりなさい」といふ、余の聲と共に田山徳太郎氏は彼の壯漢の手を取りて「あがれ／＼」と強ひて彼を入れしめたり、田山氏の語氣といひ、拳動といひ氏は餘程激昂し居るものゝ如く見えたり、余は余は餘に二人を中の間に請じたり、余が妻は茶を出だし、余は先づ座して彼の面を見れば今夜最初より講義場に居たる男にてランプの消されたる時側よりホヤを取りくれたる人なり、又

余は彼がランプを消さんとせる者を制し居たるをも見たれば「今夜は御尽力くださつて」と謝辭を述ぶるや側に居る田山氏は「然うです、初めから中々骨折つた人です」、其の語勢は言葉の反意を示し、彼の壯漢も何か手持無沙汰にモズ／＼し「小泉さんが来て居ると思つて来ました」、今頃になりて此語あるは彼が餘程窮したるを知るべし、彼は又田山氏にむかひ「何故君は無理に己の手を引張つて此家に入れたのか」と問ふ、田山氏はいふ「入れた筈よ、手前は呉服町の角で三浦に押懸けて石を打込めと命令をしたではないか、己は手前に従つて来る二三十人の中に混つて居たのでよく知つて居らう、三浦さん、此男は何某といふ畳屋で私は子供の時から知つて居る男で、暗で書いても此男の声はよく覚えて居ます、此男は仏教の青年会で中々骨を折つて居る男で、今夜も説教所で何度もランプを消さうとした奴です」、彼は驚きたるが如く「イへ、私は然んなことはいひません」、田山氏は「イヤ確に云つた、いつたから己は此家までついて来たのだ、いはなければ何の為に己は来るものか」、彼はいはす、此はいつた、到底水掛論に終るべければ余は田山氏を和げ、彼の人を説きしに彼大に困却したるが如く「私は決して其の様な考へで来たものではありません、イヤ仏教

でも乱暴せよとはまうしません」、余は「然らん、然るが故に基督教を質問せよ、質問とならば何時にても来れよ、書物も貸さん、又日曜日には説教もあれば来れよ」とすゝめしに彼はよき機会なりと思ひしならん、「又あがりませう」の一言を残して辭し去りぬ、余は彼を送りて入口に出で、見しにいつか知らぬ間に大門は開かれ、門内窓の下に七八人立ち居り、其の他は皆門前に待居りしが如し、余の戸を開くを見るや我勝に遁出だし、混雑大方ならざりき、何故に彼等は妨害を為さざりしか訝しきことなり、彼等は二三十人の味方あり、如何に田山氏の身体大に、其の力強しとは云へ唯一人のみ、今に至るまで其の何をも為さずして去りし理由を知らず、後に聞く市川氏は餘り多数の人々に従はれて之を散せしめんが為に東北堂の店に入りしが従ひたる人々店前を去らず、一時間餘も店に居りて漸く家に帰りたりといふ、此勢ひにては明日は如何あらんと思ひしに家の持主より拒絶せられ止むを得ず、其の旨を広告して終りしが此拒絶は却つて余輩の為に幸福なりしならんも知れざりき、明治廿七年の春肴町の青年会の会場を廢することとなりしが場所も家も講義所に適當なりしを以て之を借入れ四月一日の夜より六月十七日まで安息日毎に講義したり、最初は静謐なり

しが程経るに従ひて騒擾を増し、五月中には浄土宗東北支校の生徒来り、島田法潤といふ人は質問したといふ、之を許さざりしに基督信徒の口より出でんと思はるゝが如き口調もて迫りしが之を許さず、次の日余が家に来れり、其のいふ所を聞けば栃木県の人にて幼少の頃より美以教会にて教を聞き、遂に安心を得ず、十六歳の時真正の安心は仏教にあるを知りて同教に帰依せりと、氏は若きに似ず篤志にして仏教の教理二三條を語り「若年の私が貴君に対してかゝることを申しあぐるは恐入りますが私の信ずる所ゆゑまうしおきます、又貴君が仏教の信者とならるべしとは思はざれども御参考までに仏教々理の取るべき所あるを申しのべておきます」といへり、五月頃は右等の如く唯質問よばりくらゐなりしが後には毎会大混雑を初め、六月十日の夜の如きは入口の戸を破り、椅子を倒し、石を投し、水を撒き、下駄にて畳を踏み、次第に乱暴増長し、三浦をなぐれ、殺せなどの声は珍しからぬに至りたり、十日の夜余は家主の損害を気の毒に思ひたれば余は聴衆に云へり、

余が言論の自由を有するが如く諸君も亦言論の自由あり、言論の自由を有するものにして説教場に来り、会主の迷惑も思はず、是く卑劣の挙動を為すは大に恥づべきことならずや、

続 統 統 恥 か 記 第五卷

日本男児たる者は是く卑劣の人種にあらざる筈なり、若し我が教に反対せんとならば其の道を以て反対せよ、諸士は反対の演説を為し、論議せんとならば其の方法は何程もあらん、其の公明正大の方法をとらずして此卑劣手段にいづるは諸士の為に大に惜むべきことなり」

是く静に論じたれば之を聞きたる者は一時鎮まりしが再び土砂を投し、戸を叩き、ランプを消さん勢なり、佐藤鈴藏氏は聴衆よりも却つて余の言に恥ぢ、彼等の再び騒ぐを怒り大声疾呼して之を責めたり、氏の言を其の僂写せば

教をきかんとせばいつでも来れ、今は既に終りたれば帰れ、我々が福音を述ぶるは爾曹の如き人物あるが為なり、然し爾曹聴かざれば我は主の命によりて足の塵を払ひて去らん、即ち爾曹には福音を述べし」

此文章的言語は氏の何程怒りしかを見るべく、然し同時に聴衆を怒らせたるは明なり、場の内外一時に鯨波起り、罵声、嘲笑の為に氏の怒声も功なかりき、一時間餘の揉合にて漸く人々去り、余も去りしが若し家外に人の居る時去りたらんには余の背には少くも六七ヶ所の唾液あるを見き、故に余は餘分の古羽織を持行き、帰る時には之を蔽ふを常としたりき、然れども以上

の妨害を為すを見るに声のみ大にして手段は小、小妨害は為せども大妨害を為さず、是れ東北人の穩和なるによるものならん、若し前回にして八幡の祭札なく、後回にして東北支校の生徒あらざりしならば或は是の如きこと無かりしならんか、紛擾を為すもの多くは野次馬にして自ら確實なる主義、信念などあるものにはあらず。

第七十一章 壮士役者に旅費を造らせてやつた

基督曰はく「夫れ此世の子輩は此世に於ては光の子輩よりも尤も巧なり」(路十六、八)。

約伯書に曰はく「視よ彼、我を攻むる罅隙を尋ねわれを己の敵とかぞよ」(三十三、)。

保羅曰はく「若し機会あらば衆の人に善を行ふべし」

(加六、十)。

事を為さんとせば機会に乗ずること極めて必要なり、同じ力を以て同じ事を為すも機会に乗せされば多くは成らず、之に乗ずる者は多く成れり、時として人為に機会を生ぜしむること無きにあらずといへども是の如きは異例として見るべきものなり、高山彦九郎、頼三樹三郎を以て西郷、後藤に比して其の志に甚

しき選庭あることなく、フランス、ウキクリフの学必ずしもルーテルに劣れりといはず、然れども一は機会を得ず、一は機会を得たるによりて其の功績同じきものある能はざりしなり、機会を得れば黄口の堅子尚ほ事を成し、之を得ざれば賢者の野に遺棄せられて生涯一事を成さざるものあり、

明治廿五年四月廿一日のことなりき、内田芳雄氏の花巻に動ける頃、春期親睦会を兼ねて演説会を開かんとのこと、盛岡の男女信徒も数人彼の地に往きたり、其の夜劇場にて演説会を開きしが今度も彼の地の演説会に一回も盛況なりしことなき例に洩れず、同是甚だ不盛會にてありき、其の原因は何なりや知らざりしが茲に一の奇事こそ起りたれ、其の次第を尋ぬるに此頃同地に壮士役者あり、屢々狂態を演じて警察よりは治安妨害を名として之を停止したれば彼等は此地を去らんには金なく進退谷まりて戦はずして捕虜となりしが如く無聊に苦しみ居たれば余輩が開会するや峯山鉄腸といふ腐腸漢は壮士を引卒して場中に入り来り、腕力是用ゐざれども口頭を以て出来得るだけの妨害を為さんとし、場中中々に騒がしく、真木氏の如きは十分に演了するを得ず、余は真木氏の次に演説せしが余が演題の「我は刃を出ださん為に来れり」なるによりて彼等の妨害は更に甚し

きものあらんと思ひたれば演壇に立つや余は少しく彼等をひやかしたるに其の功能にや真木氏の時の如くにはあらず、然れども余が演説中彼舞臺に上り、休息所に入りコップに二杯の水を持来り、一杯を自ら呑み、一杯を余に与へて「呑みたまへ、此水には毒があるが」など語りて場中に座せり、余は元來演説中水を呑まず、又一度煮沸せざる水は呑まざる風なれども今、之を呑まざれば憶したりと見んと思ひたれば演説を終りて後彼が与へたる一杯を呑みたり、彼は「中るぞく」など威し居りしが此頃より酒氣の醒「醒」めたる故か最初の如くならずして穩和になり、余輩は其の夜彼等が得意の鉄拳風雨の吹き荒れざりしを喜びしが何ぞ思はん、彼等は已に機会に乗せんの腹案ありしによりて然りしならんとは、翌廿二日余輩覚て見れば忽ち町内諸所に看板のビラは張られたり、曰はく「耶穌退治怪物撲滅峯山鉄腸独演説、反对者飛入自由」あゝ、余輩は彼等をして機会に乗せしめ、尚ほ彼等に旅費を得るの機会を与へたり、忽ち聞くブウく、ガンガラ、何事ならんと見れば是れぞ彼等の広告なりけれ、最初に進む者は石油銅壺に繩をつけて地を引摺るものなり、之をガンガラガンといふ、次には鉄腸管笠をかむり、黒紋附の羽織を着、裾長に木綿袴をはき、藁草履をはき、腰繩に

かゝり、二三の壮士其の繩をとり、次に武に喇叭を吹き立て、後よりは五六の壮士之に従ひ、其の行列の奇なる已に人目を惹くに足る、加之要所に至る毎に壮士的ペラ辨を振ひて我が教を罵詈し、以て笑ひ興ぜり、余輩が西公園に行かんとする時途中にて往きあひしが鉄腸笠に手をかけて挨拶し、「君、昨夜は失敬、今度来たまへ」と放言せり、聞く所によれば其の夜は學術演説の名義を以てし、入場券は売らざりしが下足賃として二三錢を取り、一夜にして十二三圓を儲得、翌朝は既に尻に帆かけて何方にか出立したりといふ、あゝ、光の子輩は此世の子輩の賢きに及はず、自ら錢を費し、勞して功なく、却つて敵に糧を貸すの愚を為し、機会は彼等の為に動きて余輩の爲には悪き機会とは為りき、噫。

第七十二章 貴君は何国民なりや

箴言に曰はく「智慧ある者は之を聞きて学にすゝみ、哲者は智略をうべし」(一五)。

又曰はく「智慧ある者に授けよ彼はますます智慧をえん、義者を教へよ彼は知識に進まん」(一九)。

我が基督教徒は神出にして完全なる聖書を有するが故に他教の

神学、又は古伝説など知るの要なしといへども多衆を相手として教をなすの職にある者は之を学ぶを益ありとす、固より我が信仰、道德の修養には聖書を以て十分なりとすれども他教の信徒又は我が仏尊しの人物を教ふるには之を知ること極めて必要なり、若し之を知らざるに於ては自己一身の幅の利かぬのみならず、聴く者をして感服せしむること能はざる勿論なり、

明治十一年八月下旬余は千葉に伝道せんとて竹橋騒動の夜船橋に一泊し、翌日千葉に達し、吾妻町の大竹亭を借りて演説を初めたり、幸に最初は五十人位なりしが漸次増加し、後には百二十三人位の聴衆あるに至りき、聴衆多ければ面倒も亦多く、毎會奇妙なる質問者あり、六門遁甲の術を得たりといふ寒河江某氏、——世人の天神様と称するは願の先に少しの鬚あると神道くさがき故なり——、胤重寺の先任職某氏、拜と廢との間違(恥か記第九十五章を見よ)、裁判官某(今名を記せず)、[鹿]香取の神職伊藤退蔵氏、又自ら傲然として「我は北生実村大覚寺任職藤井教嚴、本年取つて廿二歳」と何ヶ度となく繰返す生醜僧あり、演説後一、二時間づゝの舌戦にて余は五六夜の後発声し得ざるに至りき、殊に余が困難を感じたるは質問といふ者あれば今まで家外にありし者まで一時に押込み、家中の人数は

此声と共に忽ち倍加するを常とし、又其の議論を聞かんとする者も道理の有無を味ふものは少く、多くは最後に黙したる方を負けたりと思ひ、質問者黙すれば不愉快さうに何某負けたと評し、余若し黙すれば愉快氣に耶穌が凹んだといふ、余は馬鹿々々しとは思ひながら耶穌破れたりを云はしめざらんとし、強ひて論じたることもありき、何れの夜なりしか余が神を論じ、吾輩の信ずる神は三一の神なりといひしに終りて後衆をかき分けて進みいでたる一人あり、例の本年取つて廿二歳は余が斜左後の椅子により、寒河江、胤重寺等は右横にあり、彼の一人余に問ひて曰はく、

「貴君は何国民なりや

余は此間によりて彼の意を解したり、余を日本人といはしめて外教を信するの非を云はんとは謀りたるなり、余は直に彼をひやかして

「貴君も両眼を備へ、両耳を有したまへば余が面色の白にあらず、赤にあらずして黄色なるを見、余が言語の英風にあらず、又支那的にあらざるを聞かば問はずして自ら明白ならん

彼が余が答の意外なるに少しく困却したる如くなりしが

「先づ日本人と見做さん、儲君も日本人たる以上は日本の古典たる古事記を読みたまひしことあらん

余が未だ読みたることなしと答ふるにイサイかまはず彼は

「日本人にして古事記を読まん人は一人も無き筈なるが天地初発之時於高天原成神名天之御中主神、次高御産巢日神次神産巢日神此三柱神者竝独……とありて三柱にして一なり、是れ則君の所謂三一の神の別名なるのみ、此神欧州に現れたまひし時はエホバと称し、我が国に現じたまひし時は天之御中主神とまうし奉るなり、貴君日本人にして日本に現したまひしを棄て、欧州に現したまひしを信するは大に不可なり、一言の御忠告をまうす、然様なら

〔待〕
彼は余が応答を待たずして倉惶其の場を去らんとせり、彼もさる者最後に黙する者の破れたりと思はるゝを知ればなり、其の時寒河江は余の傍にあり、忽ち一声を放ちて曰はく

「御姓名は

彼は敵に氏名を問はれしと思ひしか慌しく此方をむき

「伊藤退蔵……イヤ退蔵

奇なるかな、余は今日以後は知らず、今日まで自己の名を云ひ誤りて正誤したるものあるを聞かざりき、彼が初より名乗らざ

りしを以て考ふれば自己の体面を思ひて秘したるに敵より問はれたりと思ひて一時偽名を称へ、又後には後に偽名を名乗りたりとの攻撃にてもあらんを憂ひて正誤したるものならん、此時又耶穌が負けたの聲場中に起る、余は彼を黙せしめんと思ひしを以て彼を挑発しくれんと

〔待〕
「伊藤君卑怯なり、応答を待たずして去るや憶したるか
と追ひしが彼は見向きもせずして去れり、余は茲に於て聴衆、寧ろ見物人に云へり

「敵の背を見せて遁去りたる後、之を追窮するは少しく大人気なきに似たれども聴衆諸君の中彼の伊藤君と同感なる方無しとせず、よつて余は一言して伊藤君の妄を辨せんとす、抑々氏の論拠は頗る單純にして敢て難解にあらず、氏は余の所謂エホバも古事記に所謂天之御中主神も異名同神にして唯其の現示したまひし所同じからずといふなり、然れども思へ、若しエホバ神の宣示したまふ所と天之御中主神の宣示したまふ所（ありとすれば）同一なりとすれば其の神を異名同神と為すこと固より論なし、去れど余が見る所を以てすれば其の神の存在、性質、其の示したまふ所の信仰、道德彼と此と同じからざるもの一二にして足らず、其の枝

葉に至りて相違あるは暫く許すとすも其の幹根に於て相違あるは決して許すべきにあらず、況んや之を奉すべき人に於て同じきに於てをや、今夜此所に居らるゝ胤重寺さん〔一〕は人間なる余が一枚の舌をつかひたりとて余を咎めたまひき（間違なりしが）人にして然りとすれば道德の大本、宗教の根原たるべき神にして不徳極まる娼婦の如く彼所に現れて黒と為したるもの此所に現はれて白と為し、欧州にありては善とし、我にありては悪とし、自家撞着の言を為すが如き、あり得られざる所なり、伊藤君はかゝる前後牟楯のことを以て満足せらるゝか知らざれども苟も常識ある御同様には決して満足する能はざる所なり、余は今、エホバを真神なりといはず、天之御中主神を仮神なりと判断せざるべし、然れども真理に二個なし、彼を真とすれば之を仮とし、彼を仮とすれば此を真とせざるべからず、余は古事記を研究したることなきを以て氏の諛誦したる一文の當否如何を知らずといへども氏は巧に古事記を曲解して余を籠絡し、以て自己葉籠中の物たらしめんとしたるなり、若し氏と同感の士あらば氏の猾智に倣ふなかれ

余は是く述べて一時茶を濁らしたり、余が相手なきによりて最

後の言を為し、余の勝利と見たるものもありしが如く、余が傍にありし寒河江氏の如き鼻嵐高く慷慨悲憤に堪へずと見き、余は一時を誤魔化し得たり、然れども余は正直に告白す、此時まで一回も読みたることなかりき、果して後に之を見れば氏が暗誦したるだけにては三神にして一といへるが如くなりしが實際古事記の文中には三一の香だにあらざりしなり、彼は余が古事記を知らざるを察してかゝる挙動を為したり、若し余に古事記に対して伊藤氏の知識ありしならば誤魔化さずして真実に論ずるを得たりしならん、若し其の席に識者の居るものありしならんには傍痛く思ひしならん。

第七十三章 實にお話になりません

約百記に曰はく「其の生るゝよりして野驢馬の駒の如し」

(十一)。

伝道之書に曰はく「我神の諸の作為を見しが人は日の下に行はるゝ所の事を究むる能はざるなり人これを究めんと勞する

も之を究むることを得ず」

(十七)。

我が国も近頃は文明国の仲間入を為したり、殊に日清戦役の後は一大国民として、一大強国としての榮譽を得たり、欧州の強

国すら独力を以て我に抗する能はざるが故に二三ヶ国同盟して以て我に當るに至る、我は文明国なるかな、実に我が国は世界無比の進歩を為し、半開より一躍して文明国と為れり、賀すべきかな、賀すべきかな、然れども思へ、是れ唯皮相のみ、其の内部に至りては痛敷に堪へざるもの少しとせず、吾人は文明国たりとて徒に安心すべき時にあらず、吾人は精密に内部を味ひて我が足らざる所を知らざるべからず、足らざるを知らざれば進歩するものにあらざるを思へ、若し我が東京其の他の都会に遊び、又文明を味へる人士に交りたらんには我が国も先づ文明と称するを得べし、然し都会に遠き山間の僻地に入り、又下層の人物に接したらんには我が国の中々に文明に遠きを知るべし、本県収税吏の談話に聞く、九戸郡の山間に至れば吾人の全く予想外の部落あり、二三十戸も集団を為したる所は然までにはあらざるも一戸、二戸つゝ山間に散在したる家に於ては米麦を平食とせざるは勿論なれども日々の食物の蓄へたるもの無きことあり、冬期積雪に蔽はれし頃は数月間の食を備ふるが故に朝食を終れば午食には何を食はんなどの計画なきにあらざれども夏秋の頃橡又栗の実の成熟せる頃は空腹となりしを相図に祖父も祖母も子も嫁も、息子も娘も皆出て、近傍を山をあさり、或は

橡実を叩き、或は栗を落とし、携へ歸りて稗と共に煮焼して以て食ひ、腹滿つれば横臥して次の食時に至るといふ、又此辺に至れば村落の本部に於ては学校あり、教員あれども所によりては本部に三里、五里を距てたるものあり、其の地の人々は先祖以来教育など受けたることなく、山間の二、三戸、十人、十五人の老若は居れど文字など知る者は一人も無く、又他所の人の彼等を訪ふものは巡査、収税吏、郵便脚夫の外無く、従つて彼等は天下は封建の時代なりや、将郡県制の時代なりや知るもの無く、実に上古朦昧の姿なり、かゝる土地に一の奇商を為すものあり、即ち端書読みと称するもの是れなり、此土地の人々は郡役所又は村役場に収むべき租税ありても他に出づることなきが故に其の期限までに納附するもの無し、役場は止むを得ず、督促の端書をいだすに二三戸中一人も之を讀得るものなし、彼等は端書を保存して端書読みを待つ、一、二ヶ月の後、端書よみは巡回し来り「端書は来て居ないか」と問ふ、ありとて之を示せば彼は之を熟視し、其の事柄は告げずして「お前の所ではお役所へ金を出すのだ」と、彼等は金と聞きて驚かざるを得ず、如何にして可ならんやを問ふ、彼は曰はく「御猶豫願を出だすなら当分よし」と、然ればとて其の手續を乞ふや、手

教科三錢、郵便税二錢、紙筆墨代考錢合して六錢、彼等が一日の汗代此端書読みにせしめらる、而して督促せられたる税金を問へば僅に二錢五厘、あゝ彼等は文字を知らざるが為に二錢五厘を救はれんとして六錢を巻揚げらるゝなり、然りながら又此無教育の人を欺きて商売往来になき商業を為すものも細くなき奴なるかな。

第七十四章 甥が居るよ

箴言に曰はく「北風は雨をおこしかげことをいふ舌は人の顔をいからず」(廿五、廿三)。

太閤歌ひて曰はく「隠に其の友をそしめるものは我これをほろぼさん」(百一、五)。

後言は社会の最も普通なる悪徳なり、他の改め得べき悪習、悪徳を隠に語るは幾分か恕するを得べしといへども甚しきに至りては他の改め得ざる短所、即ち彼の鼻は低し、彼の色は黒しなど後言を為して而して恥ぢざるものあり、後言は自己の傲慢なるを表白し、聴く者に不快の念を与へ、自己の徳を害し、而して其の後言せられたる者に毫末の利益を与へざるなり、若し人後言を為して發覺したらんには自己の卑怯なること知られ、如

何に恥つかしかるべき、其の人の面前に語り得ざることは居らざる時に語るべからず、余が生地に於ては居らずと思ひて其の人、又は其の近親などを誘りて思ひよらず其の人の居りたる失敗を「吹竹」といへり、其の起因はある人近親の居たるを知らずして甚しく之を誹謗し、其の居りたるを知りたる時赤面甚しく苦しまぎれに側にありし吹竹をとり「あゝ此中へでも這入りたい」といひたるより起りしなりといふ、徒に後言する者吹竹を免るゝこと稀なり、

維新の際大砲方として旧君に従ひて甲府城にあり、余輩の営舎となりしは御勤番衆の明屋敷なりしが一家中に二十人の壮士同居せることゝて不義、不善も行はれたりしが又面白きこともありき、血氣の壮士無聊に苦しむこと故日夜、遊戲に、談話余輩に面白く、他人に苦痛となりしことも多かりしなり、一夜五六人集りて旧藩士中の習癖談を初め、我が藩に有名な

ありや太七、ハイ、鈴木、クツ笹間

ゴホン田村にグヂャル島村

など屢々繰返され、何れか興に入らざるべき、時に誰なりしか今は記憶せざりしが「酒井の其の論」に移れり、蓋し我が藩の酒井門太夫氏は何等のことを談話するにも必ず先づ「其の論で

す」といふ習癖ありしなり、唯氏に此癖ありといふのみなりしならんには敢て後言といふべきにあらざるも口悪き江戸見等は云はで済むべきことまで附加へて疾既に後言の領分に切込みたり、其の時酒井氏の甥杉浦某氏室隅にありしが忽ち一声「オイ」善い加減にしまへ、甥が居るよ、一時人々は驚きたり、然れども親しき間なり、誰とて吹竹と思ふものなく、遂には氏を起たしめて一層其の気焰を高くしたりき、

我が藩の御用人たりし金澤八郎氏は好物と評せられたる程に中々の敏腕家にして慶応の初年頃までは威權赫々、所謂飛ぶ鳥を落とす勢にて旧来の老臣等さへ殆ど顔色なき有様なりき、明治の初年頃我が藩の内閣員等一堂に会して噂話に移れり、或る人物評を為して遂に金澤氏に及び彼は傲慢なり、彼は好物なり、彼は威權を弄したるものなりと誹謗、讒誣至らざる所なし、ある人是く批評し来りて側を見れば何ぞ思はん、氏の甥松崎連氏居らんとは、彼大に驚きたれども巧に瞞着せんと思ひたれば一段声を高めて「然れども氏は我が藩の大立物にして氏の画策によりて我が藩を益したるもの少からず」と、松崎氏後方より小声に曰はく「遅い、遅い、衆臨然たりしといふ。

第七十五章 かゝる時に剣ぎますもの

箴言に曰はく「智慧を求め得る人および聡明を得る人は福なり」(十三)。

又曰はく「我が子よこれらを汝の眼より離すなかれ聡明と謹慎とを守れ、然らばこれは汝の靈魂の生命となり汝の項の妝飾とならん」(三二)。

智慧は人の天稟なり、天稟なるが故に学びて之を得べきものにあらず、然れども学ぶものは稟性にある所の智慧を運転するに巧なるを得べし、畑に下る雨露は天與なるが故に人力を以て如何ともする能はざれども老練なる農夫は其の耕耘の道宜しきを得るが故に雨露の澤を得ること拙劣なる農夫に優るものあるべし、智慧ありといへども之を活用するの道を得ざれば其の智慧は益なくして害あり、之を活用するの道は之を学びて得べきものなり、吾人は智慧の活用に勞せざるべからず、

余が藩に池田連三といふ人あり、余が幼少の頃江戸より沼津に移住せしが氏は頗る頓智に富み、其の頓智の為に禍を転じて福と為したること少しと「せ」ず、氏は君命を帯びて他藩に使者たる職務ありしが其の奇智はよく四方に使して君命を辱めざる

ものありき、其一二を挙ぐれば氏は一日使者として尾州候の藩邸に行けり、當時天下泰平の江戸のこととて所謂「煩」^繁文、縛札の弊は至る所に見るを得べく様の字の書法にすら其の相手によりて様あり、様あり、様あり、一定の法を誤つものは唯に通用せざる「も」のみならず、不敬の罪をさへ得たることあり、然れば尾州、紀州、水戸の「御三家」、田安、清水、一橋の「御三卿」などに使せんものは其の室中に入るに紺足袋を用ゐるを許されず、必ず白足袋を穿かざるべからず、然るに如何にして誤ちけん、池田氏は紺足袋をはきて尾州家の室に入れり、御用を辨して去らんとするや尾州家の吏員は突然問へり「貴君は紺足袋を用ゐらるゝが殿中を何と心得たるにや」と、是れ問にあらずして叱責なりき、池田氏は初めて心付きたり、然れども當時の針席の交際過失なりとて陳謝するは藩の躰面にかゝると爲し、氏は敵の叱責したる縛札の武器を以て縛札的に反責せり、「唯今の御口上に殿中云々とのことなるが余は君命を奉じて尾州家に使したる筈なり、殿中といはるゝからには御當家は尾州家にあらずして將軍家の柳營にてありしか、尾州家にてよもやかゝる僭称をば用ゐられまじ、果して將軍家の柳營なりしならば余は殿中に使すべき身分の者にあらず、其の當を得ざるのみ

ならず、御用の筋も尾州家に為すべきものを誤りしなり、去るにても余は唯今貴君より相當の御返答を得たり、余或は狐にでもつまゝれたるにあらずや」と、尾州家の吏員此言をきゝて何のいふべき所なし、氏は其の辱にして去り、事なきを得たり、蓋し尾州家に於ては平生藩士中自家の主家を貴みて殿中の称を用ゐるの習慣ありしなり、又池田氏は上野寛永寺に使したることあり、何物なりしか聞かざりしが献上物ありて例の高足、二本角の箱に納め中間の人足に持たせて同寺に到れり、同寺は當時宮様と称したる皇族の居られし所なりしを以て徒に威權を弄し、寺侍といひし御附のものども何事によらず大小名の過失を探りて之を咎め、使者は主君の名を傷けんことを憂ひ、事面倒なりと見る時は鼻薬又は袖の下と称する賄賂を与へ、以て無事を謀るを常とせり、然れば彼等はいよゝ附けあがり極めて些細の過失までも咎めて鼻薬をむさばらんとするの風あり、此日池田氏が僕に持たせたる箱は長途を持たせ来りしと雨の為に少しく濡れたるとを以て角の先に巻附けたる白紙を汚し、体裁甚だよからざりき、然れど改むべき術もあらざりしを以て其の辱寺侍に差出だしたり、彼如何で黙して止むべき、直に其の紙の汚れたるを咎め、かゝる穢れたるものは献上物とはならずとい

ふ、氏は氏の頓智を用ひて當意即妙、自己の脇差より小柄を抜出だし、平然として「かゝる時に剣ぎますものです」と独語しつつ紙を切り取りて差出したり、果して然るものなりや否は氏も寺侍も知らざりしならん、此知らざるは氏の為に利用せられたりしなり。

第七十六章 山のこととは知りません

詩に曰はく「我一のことをエホバに請へり、我これをもとむ我エホバの美しきを仰ぎその宮をみんなが為に我が世にあらん限りはエホバの家に住まんとこそ願ふなれ」(四七)、

申命記に曰はく「イスラエルよ聴け我等の神エホバは惟一のエホバなり、汝心を尽くし、精神を尽くし力を尽くして汝の神エホバを愛すべし」(六。四、及五)。

若し一事を善く為さんとせば専心、一意、熱心、濃厚なるべし、若し冷淡、善い加減的なりしならんには成功を期すべからず、基督曰はく「人は二人の主に事ふること能はず」(太六。一)、二主に兼事へんとせば二主に事ふる能はざるのみならず一主にも満足に事ふること能はざるなり、近世に至り経済上に分業法起り、学問、技芸に専門家生じたるものは其の心を一に專にせ

んが為なり、宗教のこと亦是と同じからざらんや、若し神にも事へ、金にも事へ、基督をも奉じ、貪慾をも奉ぜんとせば何れをも金く得るものにあらざるなり、余は思ふ、我が国の弊は何事にも専心、濃厚ならざるが故にわが宗教界にも亦至誠に乏しきを、古より事を成したるものを見るに淡白の結果たるものあらず、皆至誠、熱心、専念、一意の功によれり、理学の泰斗ニユートン氏が客を招きて食卓に就かしめ、食ふことを忘れて妻女の忠告に驚きたるものは重力の理法を沈思、熟考せるの最中なりき、然ればこそ彼は物理学界に大発見家の榮を荷ひたるなれ

〔太〕大公望の涓陽の直針、又成功の方法たらざらんや、

明治六七年の頃なりしと思へり、余が父は水野家の用務を帯びて愛知県下に旅行したることあり、父は松崎連氏を伴ひ、用務の終了したる時伊勢の大廟を見物せんとて彼の地に行き、船路を三河に渡らんとして二見か浦に一泊せり、旅宿に入りて久しからず手代来りて宿帳を記して去りしが隣室に於て旅客が本貫姓名を告ぐるを聞けば伊豆国君澤郡戸田村井田屋の船頭松、といふ、手代は松何かと問へば客は唯松といふのみにして自ら松太郎やら松蔵やら知らず、松崎氏の袖を引きて落語にでもあり相なりとて密に笑ひ、手代の去りし後に父は紙門越しに井田

屋の船頭松といへば明治初年の頃井田屋に奉公したる松公なりやと問ひしに、否、然らず、アノ松さんにはあらずとの応答を得たり、夫れより如何にして此辺に旅せるやを問ひしに此頃紀州沖にて暴風雨にあひ、船を暗礁にあて、砕きたれば数百金の銀貨を数人にて分ち、腰に纏ひて暗黒の海面を陸地の方に遊び幸にして無事に海岸にあがり、他のものは如何になりしか余は危き生命を拾ひたれば陸路戸田村に帰る途中なりといふ、彼は陸地を帰る胸算なりしが余が父の海路を三河に渡るときも同船したしとのことにて翌朝彼と共に二見か浦をいでたり、余が父は語られき、彼は景色をながめんとせず、船に入るや横はりて眠りしが途中風波起りて小船の渡海中々に困難なり、船頭も屢々困難して船を戻さんかなど語ることありしが其の声を聞くや横り居る松公忽ち跳起き、或は帆を取り、綱をひき、幸ひ如何になりしか知らざりし仲間の船頭に乗船の時落合て同船したるもありたれば彼等力を協はせて此船頭を助けたれば後には「どうせ沖の船頭さんにはかなはない」と為して三河の方に近

きたる頃は井田屋船頭の操縦に任さるゝこととなりて難なく三河に着せり、船中にありて余が父も松崎氏も四方の景色を長視して「彼の山は何方の山か」と問へば彼の松公答へて「山のこ

とは知りません、私は船頭だ」、「彼の岬角の名は何といふか」と問へば彼は答へて「土地の名は知りません、私は船頭だ」、何を何ケ度問ひても其返答千遍一律、恰も板行したるが如くいと可笑しく思へり、然し彼が風位、潮流、帆綱の操縦に至りては一も明ならざる所なく此船頭をして舌を巻かしむるものありき、あゝ、彼は船頭なり、陸地を知らずといへども自己の職分につきては妙手是の如くなりきと。

第七十七章 だから気をおつけ

箴言に曰はく「悪を行ふものは虚偽のくちびるにきゝ虚偽をいふ者はあしき舌に耳を傾く」(四七)。

又曰はく「其の隣に諂ふ者はかれの脚の前に羅を張る」

(廿九)。(五九)

又曰はく「坵塙によりて銀をためし鐘によりて金をためし其の讚めらるゝ所によりて人をためす」(廿七)。

人は逆境にある時過つこと少く、順境、得意の時に過つべし、故に巧なる敵は正面より公然攻撃せずして敵を驕らせ、満足せしめ、其の油断あるに乗して之を陥るゝなり、然れば我を面責する友は却つて愛すべく、我を讚する友は大に注意すべきの友

なり、山に登る者の怪我は登る時に少く、下る時に多く、登り船に覆没なく下り船に難破あり、進撃に大敗少く、勝利の後に大敗あり、然ればある意味よりすれば逆境は吾人の幸福にして順境は吾人の災害たるなり、

余が藩に今井篤平といふ人あり、余が知れる頃は一個の属吏なりしが後に聞けば中々に有力なる漢学者なりし由なり、氏又頗る能書なりしが當時官辺に通用せざる俗様ならざりしを以ての故か余が知る頃には徒弟とても多からず、余は氏の書風をも善く知らざりしに慶応の初年の頃高札書換の時他の能書家をおきて氏が揮毫したるによりて初めて氏の書家たるを知り、又掲げられたる高札を見る毎に余が幼心にも其の能書たるを認め、余が知る頃已に漢学者の名ある人々にして氏の門下にありし者少からず、小林信近氏（旧名勇助）、稲垣（イナヱ）氏（旧名名兵衛）なども氏の薫陶を受けたるものよし、稲垣氏は余が八歳の時よりの師なりき、然るに小林氏と稲垣氏とは其の性行に大なる相違ありて共に才能、伎倆ある人なりしが二氏が事を為したる跡を見れば小林氏は細工を以て成就し、稲垣氏は胆力を以て成就し、小林氏は巧に彌縫し、稲垣氏は強く断行し、小林氏は巧に他を勧誘して自己の道を開き、稲垣氏は直に他を破壊し

て自己の道を開けり、然れば二氏共に危険なること少からざりしといへども一は陰にして一は陽なりしが故に人は稲垣氏を信じて小林氏を危みたりしといふ、二氏が未だ若くして共に今井氏の膝下に学びし頃、小林氏は江戸に遊学せんとて出でたり、

大約一年を経し頃小林氏は稲垣氏に書を送りて曰はく「江戸は学問修業の為に沼津よりも悪し、学者も多く書籍など得るに易きはいふまでも無きことなるが又江戸は一方に酒色遊蕩の具も備り、田舎にあれば書籍三昧にて過ごさるべきも當地にては然る能はず、然りとて今、止めて帰国もならず云々」と、稲垣氏は如何にも然らんと思ひて一日今井氏に其の書を示したりしに氏は「だから気をつけなよ、夫れが危いのだ」といふ、稲垣氏は其の言を聞きて初めて有智無智三千里の感ありしならん。

第七十八章 己の袴の裏は木綿だよ

基督曰はく「爾を訟ふる者と偕に途間にある時はやく和げよ」

(太五。)

箴言に曰はく「其の罪を隠す者は榮ゆることなし、然れど認して之を離るゝ者は憐憫をうけん」(廿八。)

(十三。)

詩に曰はく「我いひあらはさざりしときは終日かなしみさけ

びたるが故に我が骨ふるびおとろへたり」(三十二)。

過失ありたる時早く改めたらんには其の改めたる功によりて前過を償ひ、時としては却つて一時の榮譽となることあり、然れど過失ありたりと見たらんには早く改め、恥辱とならんと思はるゝことあらば負惜みなく速に打明くるをよしとす、幸に瞞着し得ば可なるが如くなれども遂に知られざることなし、打明かさざるが為にかく恥は打明けてかく恥に比して甚しく大なるものなり、

余が藩に原田次郎太夫(後に粟生といへり)といふ人あり、役向は御目付にて後、御勘定奉行となり、又日置流伴道節派の弓術の師範役を兼ね、余も氏の門に入りたることありき、氏は中々に負惜み強き老人にして殊に御目付なるを以て余が幼少の頃は「怖い人」として知られ、下僚の人々など屢々叱責せらるゝことありき、氏が壮年の頃一日城下の豪商足助喜兵衛に招かれたることあり、同席の人も数人あり、弥々宴席の開かれんとする時主人の喜兵衛氏出て来りて「格別の御馳走とてはございませんが御ゆるりと一杯めしあがつてください、サア皆様御袴をおぬぎなされて十分にお寛ぎください」と、此言に応じて袴をおぬぐあり、羽織を脱するあり、僕は一々之をたゞみて別間にお

くなど頗る鄭重なり、原田氏はいたく困じたり、他の人々が脱ぎたる袴を見れば裏には皆甲斐絹をつけたるに氏の裏は木綿なり、負惜み強き氏のことなればいと恥かしく思ひ、何とかして知らせまじと種々口述を設けて脱がざらんことを力めしが強ひらるゝこと甚しく遂にぬがざるべからざるに至り、はや切迫つまりて言訳せん術なく「己の袴の裏は木綿だよ」と白状せり、あゝ、氏の証文は後れて出でたり、若し氏が初めより負惜みなくして他と共に脱ぎたらんには唯知る者が知るのみ、粗末なりと思はるゝのみにて終りしならんに策是に出でざりしを以て其の辱恥は数倍に増長したりき、負惜みは萬全の道にあらざるなり。

第七十九章 知とは何のことだらう

箴言に曰はく「智慧は第一なるものなり智慧を得よ凡て汝の得たる物をもて聡明を得よ」(四七)。

頓智は有益なるのみならず面白きものなり、面白きが故によく之を用ゐたらんには教訓の力の偉大なるを知らん、然れども之を誤用せるが故に自他の不幸となるなり、

余が祖父は学者と称すべき人にはあらざりしが如し、然れども

其の得たる所の知識を萬般の事物に応用するの智あり、所謂よく通用する人なりしなり、其の文字は嵯峨様なりしが名筆にあらず、其の手の器用なりしが如く詩思に富み、詩は如何にありしか知らざれども歌はよみたまひしが如し、殊に狂歌、狂句をよくし、若し余が祖父の時代に困々珍聞ありしならば一方の投書家たるを得たまひしならん、余が祖父の盛時に発行せられたる「種ふくべ」と称する小冊子は狂句を集めたものなるが其の中に「ヌマツ菰句」とあるは余が祖父の句なり、菰句は蓋し雅号なりき、余が四十年前の記憶に存するものを挙ぐれば

まげかちのつかぬ天狗の鼻合はせ

とあり、其の添へたる画は天狗の捻合なりしが多分は高慢なる人々の負けず、劣らず互に誇合ふさまをいひたるならん、

悟氣する御新造を下女なだめて居

とありて其の画は奥様の怒り居るを下女の諫め居る所なりしが其の寓意は悟氣などする時は奥様も尚ほ下女に忠告せらるゝの愚を為すとのことか、或は下女已に且那より特別の御用を命ぜられ、夫人且那の不徳を怒り、甚しきに至らば遂に其の祟自己の一身に及ぶべしと思ひて暗に悟氣を寛和するの意を諷したるものならん、考へ物の部に

月の梅がらりとほねて蘭となり
といふあり、其の意明ならず、又

難風を凌ぎくゞてみつぎ物

といふありしが祖父の句なるべし、其の添へたる画は瀆国の船の難風にあへる所なるが「紙の名三つ」とのことわりありき、余は誰よりか聞きたりと思ひしが今、記憶するは「唐紙」（唐使）、半紙（半死）半生、其の他一なり、然れば洒落といふ地口めきたることも巧なりしが如くなりき、ある時江戸より「小箱届きしが其の蓋の上に「卯」の一字を記したり、祖父「が」余が父に「卯とは何だらうか」と問ひたまひしが父には其の寓意を知る能はざりしに祖父は此中にあるものを示したるにて遠目鏡なるべしといはれぬ、父其の意を問ひたまひしに「卯からは「十目が子」だ」といひたまひしよし、開きて見れば果して望遠鏡にてありき、之によりても祖父の頓智に富みたまひしを知るに足らん、

因にいふ余が祖父の弟箱根粒五郎氏は慶応の頃まで江戸詰にして目鏡製造を内職としたれば必ず箱根氏より手製の物を送り来りしにてありしならん。

第八十章 早く支度せよ

箴言に曰はく「王は仁慈と眞實をもて自らたもつ其の位もまた恩恵のおこなひによりて堅くなる」(廿八)。

凡そ一国の王たる者、一地の君たる者は仁慈と恩恵とによらざれば其の位地を堅固ならしむること能はず、恩威二者併行はるゝとは人の常にいふ所なれども主権を握る者は恩を行ふこと難くして威を行ふこと易し、是に於てか君主たる者多くは民を御するに仁愛を以てせずして威権を以てし、而して長く醜名を青史に遺す、豈遺憾に堪ゆべけんや、恩威の併行固より望むべしといへども若し一方を得ざらんか、寧ろ恩恵、仁慈に失するに如かず、蓋し君主たる者は其の権「神より出で」て「神の僕」たればなり、其の権能の本源たる神とは如何なるものぞ、「仁愛、恩寵の神」なり、

余が藩主水野家は所謂御譜代大名にして多くは幕府の閑老職となるの御家柄なりしを以て明主と称すべき者少からざりき、當代忠敬公の御養父に當る忠誠公頗る令聞あり、實は岡崎の城主本多忠孝公の第二子にて我か藩主の家をつぎたまひしなり、水野家を相続したまひて後、大に藩政を改革し、明親館といへる

廢校を興し、人才登用など目新しきもの少からず、元治、慶応の頃擢かれて閑老の職につき長州征伐の時広嶋にあり、勝(伯)を用ゐて和議を整へ、大阪に帰り遂に病を得て長逝したまへり、此君文久の頃なりしならん、沼津御在城の時伊豆御見分の挙あり、幕末澆季の世とは云へ兎に角一城主の領内巡見のことなれば御供方の数も多く其の光景は今日の国帝行幸よりも盛に領外の民すら簞食して之を迎へ、東巡すれば西民怨むの情あり、然るに伊豆国内の御領地は東岸と西岸とに分れ、中央には天領の挟まりしものあり、若し御領内の御巡見といへば勢ひ中部の他領を過ぐべし、然れば東海岸を終りて西海岸の戸田村に御巡見あらんとて同国修善寺村に御一泊のことゝはなりぬ、御供方の人々は誰か同所の御宿泊を喜ばざらん、同所は有名な温泉場にして旅宿、食物など数日来経来りし、山村、漁村に比すべくもあらず、然るに當時の風として若し大名などの小村に宿泊することあれば其の時を限りて普通の旅客は一人も村内に宿泊するを許さず、前より止宿せる者も一時隣村に立退くなど人民の迷惑は容易ならず、かゝることは慣例となり居ることなれば忠誠公に伺ふまでも無く決行せらるべきことゝ為り居りしが君公は修善寺村に入らんとする頃如何にしてか其のことを聞かれ、人

民の疾苦となるべきことを為すは巡見の意にあらず、況して他領をやとて俄に御摸様替修善寺村は御小休、戸田村御宿泊と仰出だされれば御供方の失望太甚しく、何とかして御一泊としまゐらせん工風もがたと他の疾苦は思はて考へ居り、同所御立は何時と定められしに拘らず、進みて用意する者は少く君側の人々すら平生に似ず、グヅ／＼し居たり、一二回御立との御言もありしが兎角進まざる容子を見たまふや平日怒声を発したまひしことなど一回もなかりし君公は忽ち御医師深澤雄甫氏に對し、叱咤一番「早く支度せよ、何をグヅ／＼し居るか」と、誰か此御言に驚かざらん、倉皇支度を為して程なく御出立とは為りき、何故此時かく珍しくも叱責したまひしやは誰も伺ひし人はあらざりしが其の理由を示したまへば面倒多かるべきが故なりしならん、又御供頭の類を叱責したまはずして医師を叱りたまひしは役向怠慢の廉を以て多く罪人を造らざるを得ず、玆に於て制外の医師を叱責して其の災を責任なきもの一人に及ぼしたまひしなり、深澤氏は其の平生に似ざるを訝り、後に何か不行届の所にもありしかと伺ひしに「何、よし／＼」とのことにて其の仮に済みたりといふ、かゝる主君を戴きしものは福なるかな。

第八十一章 あれば折衷がでない

箴言に曰はく「愚なる者の耳に語ること勿れ、彼汝が言の示す明哲を窺めん」。(廿三)、

人には稟性なるものあり、而して此稟性たるや改むべからざるものなり、唯教養の任に當る者善く其の稟性を察して注入宜しきを得、善き所を發達せしめ、不可なる所を萎靡せしめば可ならん、譬へば天性怯なる者は剛胆たらしむること能はずといへども之を教養する時に當りて其の怯を助長せしめず、自ら恐怖すべきものを忘るゝに至らしめ、又他方より怯者の事を成す能はざるを確信せしめ、同時に胆力を實習せしめば初め恐れたるものも後に恐るゝこと無きに至るべし、教養の任にあるもの深く鑑みざれば勞して功なきに終らん、

伊豆國幕領の知泉たりし江川太郎左衛門英龍氏高嶋秋帆先生の教を受けて西洋砲術の教授に任するや四方より來りて其の術を学ぶもの少からず、我か藩に於ても服部峰次郎(後純)氏、宮山千之助氏及び余が父の三人を撰みて江川氏の塾に送れり、蓋し弘化より嘉永の頃なり、三人は主命を奉じての勉学なれば孜孜汲々として螢雪怠らざりしが一の不思議なりといふは先生が

日々生徒をして其の講する所を筆記せしむるに授業終るや先生は独り宮山氏の筆記を驗し、加筆、改竄して之を返すを常とす、然れども服部氏と余が父とは曾て一回も改められたることなし、二人は意大に平ならず、密に議して之を先生に質す、先生曰はく「若し二人に疑あらば其の理由を明にせん、三浦の聞書中時として誤謬なきを免れざるべし、然し汝はよく之を咀嚼し、消化し得るを以て婦藩教授の時は取捨、折衷すべし、又服部は我が教ふる所を咀嚼すべしと虽も汝は才氣餘りありて我が教を守ること能はざるべし、是を以て二人には改竄を加へざるなり、然れども宮山は質朴、正直、我が教ふる所は彼其の僣受け、毫末も折衷すること能はず、是を以て其の誤てる所を驗して改むるなり」と、二氏は唯々として去りしが蓋し先生の明よく三氏の性質を洞察して一の預言となりき、蓋し先生の教授其の法を誤らざりしなり。

第八十二章 法の寛嚴は民度と並行す

箴言に曰はく「悪者は其の惡のうちにて亡ぼされ義者は其の死ぬる時にも望あり」(十四、三十二)、
伝道之書に曰はく「悪しき事の報速にきたらざるが故に世の

人心を專にして之を行ふ」(八、十一)、

フランクリンの語に「開けぬ人民の上には苛き政府あり」といへることを見しが大抵法は自然に民度に「敵」して設けられたるものなれば甚しく懸隔したるものは極めて稀なり、民度發達して法律の苛酷を感じるに至らば改革、革命起りて其の度を得るに至るべし、若し人民道德の度低くして独り法律のみ高からんには民免れて恥なしの弊停止する所なし、目下我が國に行はるゝ法律、規則の類を見るに其の神髓を文明國に取りたるものにて上流の文明人士に対しては適法なるべしといへども下流の未開人民に対しては其の度高きに過ぎて昏に効用なきのみならず却つて害あるを見る、我が監獄則の囚徒待遇法の如き其の例なり、吾人の腦裏には監獄の声と共に恥辱、辛酸の聲の聞ゆるを感ずれども下流未開の民に至りては監獄を聞きて金殿、玉楼を聯想するの觀あり、曾て千葉県に一人の農夫あり、賭博犯の爲に捕へられ、其の家より拘引せられんとす、八九歳の男児側にあり「チャン、又往くのかへ」と問ふ、父之を慰めて曰はく「泣くな、チャンの往く所は瓦屋根の家だよ」と、然れば懲役の名はあれども懲役の實はあらざるなり、由是觀之彼等に対しては苛法も亦仁政ならんか、彼等は箴言に所謂「殘忍をもて其

の憐憫とす」(十二)の人物なるなり、

駿河の沼津城は慶長十九年に廢城となり、爾來百六十四年間幕領となり、安永六年に至り水野忠友公幕命によりて再築し、以て以後九十二年間、明治元年に至るまで水野家の居城たりき、其の地の幕領たりし頃は御代官の支配にして政令は善く行届かず、従つて犯罪人あるも一々に官の手を煩さず、土地の面役といふ類勝手の処置を爲し、小盗人又博徒等の徘徊する時は彼等之を捕へて簀巻となし、水神出しより狩野川に放下し、其の死生を天運に任して終るを常とせりと、此苛法、——寧ろ無法の習慣によりて悪人大に恐れ近く者甚だ少かりしといふ、然るに安永年間水野家の封となり、其の法を設くるや賭博百戯、小盜賊敲放等罪に従ひて其の刑に差あるに至るや悪徒は最初より高をくまり、何を爲すも生命に係ることなしと四方より入來りて小悪を爲すもの俄に其の数を増し、一時は土地の良民水野家の封せられしを悦ばざるの觀ありしといふ、あゝ、女子と小人とは養ひ難し、彼等開けざる人民を御する唯苛法あるのみか。

続統恥か記 自 第八十三章 第六卷

第八十三章 日本^の道徳は奇妙です

箴言に曰はく「彼等は直き途をはなれて幽暗の路を行み、悪を行ふを樂しみ、悪者のいつはりを悦び、その途はまがり、

その行為は邪曲なり」(二〇・十三、十五)

善徳は古来より人の責む所にして悪徳は人の賤しむ所なれば善を行ふを惡むべきものとし、悪を行ふを好すべきこととするものは決してあることなし、然れども無神の徳は其の徳を執行せしむるの権能なきのみならず、切言すれば無神には善なく又惡なきなり、余曾て赤松連城氏の演説に聴けり「隣家は近しいへども我が家の入口に比すれば遠し、山は大なりといへども世界に比すれば小なり、鼎は重しいへども大砲に比すれば輕し、電燈明しいへども太陽に比すれば暗し、然れば遠近といひ、大小といひ、輕重といひ、明暗といひ皆是れ比較して定めたる一の約束なり、人日中は明しいへども夜間の暗きと其の境界を問はば何時よりを明とし、何時よりを暗しいふものなし、

畢竟明暗は實在にあらずして彼と此とを比較したる所に名けたる名称のみ、然れば善といひ、惡といふも彼に比して此を善といひ、此に比して彼を惡といふのみ、真善、真惡なるものあることなし」と、顧ふに赤松氏の發明説にはあらずして仏教の無神説に基きたる唯心的一教理なるべし、若し無神説に基くものとすれば如何なる巧妙なる説を為すも道徳の大本は立つべきものにあらず、是に於てか、我が國の如く古來確實なる有神説の行はれざる國に於て健全なる善惡の標準を得ざる宜なりといふべし、

余輩私に我が國の道徳を見るに甚だ奇妙なるものあり、何ぞや、吾人若し天王寺の墓域に入りて五層塔に近きて右し、數歩を行かば一の墓表ありて堂に香煙の其の前に懸懸たるを見るべし、近きて其の碑銘を見よ、「西野文太郎之墓」と大書し、其の側面を見れば「明治廿二年二月十一日死」とあるを知らん。去つて青山の墓域に至らば又一個の大墓表あり、「森有禮之墓」とあり、其の如何なる経歴ある人かと問へば彼は全權公使たり、文

部大臣たり、從二位たり、子爵たり、而して其の死歿の日を問はゞ「明治廿二年二月十一日」といはん、若し尚ほ仔細に其の時刻を問はゞ彼と此とは殆ど同時にして一分時間の差あらざるを知らん、彼と此とは兇殺者と被殺者との關係にして明治廿二年二月十一日の紀元節——殊に憲法發布當日——の吉辰に兇刃を携へて文部大臣の官邸に入り、偽りて森子に面謁し、唯一刺に之を逆殺せり、あゝ、彼は國法に反せる兇賊なり、此は國家に忠なる大臣なり、然るに何者の不徳漢ぞ、大臣を殺せる西野の墓には常に香花を絶たず、而して被殺者たる森子の墓には親戚、故旧の他之を弔するものなく、又當時の新聞紙を取りて一読せよ、公然文太郎の拳を賛し、明白に彼に同情を表したるものあらざりしにもせよ、事實を報道せる語勢を見れば子爵の newcomer 未亡人に同感を寄するものは全く無くして却つて兇徒の爲には賛同の意を洩したるものありき、視よ、此に同情を表せずして彼を表するが故に彼には彼の資産に不似合の墓表あり、彼には功績、の敬慕すべきものなくして四時香華を断たざるなり、斯く考へ来らば我が國の道德には決して健全なる標準あらざるを知るべし、悲哉、

又一例あり、明治廿三年の夏より廿四年の夏まで盛岡に伝道し

たる美以教会の若き教師ありき、氏は宣教師某氏の家に居りし〇〇嬢と結婚の約を爲し、毎土曜日の午後は氏が嬢と会するの時にして氏が宣教師の家に居らざることなかりしなり、然るに一日巖手公報は一の雜報を揚げて氏と嬢との間に不義ありとして吹聴せり、若し明に氏名を挙げたらんには正誤をも爲さしむるを得べく、弁解の爲すべき途もありならんが暗に氏と嬢との身上にかゝると見ゆる文体なれば手のつけかたも無く、其の尽に止みたり、然るにても彼の社は如何にして氏と嬢とのことを知りたるならんか、是れ一個の疑問となれり、氏が某氏の家に出入りするを以て察知したらんか、否、某氏に出入する青年は二三にして足らず、然らば氏が嬢と親しきを見て邪推したりしならんか、否、嬢と親しき者は三五人に止まらず、余輩大に苦心せる際、一人の青年信徒余に云へり、氏と嬢との不義なりとの風説は郵便局よりいでたることなり、同局に奉仕する〇〇氏多数の書信を取扱へる間氏より嬢に送り、又嬢より氏に送る書信の多きを見て、之を疑ひ、一日一通を盗みて開封し見たるなりと、余は大いに驚きたり、郵便局にある〇〇氏は東京〇〇教会の会員にして先に此地に來りて郵便局に出でたるもの

なり、余に其の事を告げたる者〇〇氏に何故に他人の信書を盗み、之を開封せるが如き不義を為したりやと問ひしに〇〇氏は答へていへり「余が他人の信書を開封したるは悪しきに相違あらざれども彼の人と彼の嫌と若し不義の成立つことありては我が教の面目にも関はるべきかと思ひたれば一見して事實を確かめ、果して事実なりしならば密に忠告する所あらんと思ひてなり」と、あゝ、彼は他人の不義を忠告せんとして己自ら不義を為し、忠告せんと思ひし忠告は為さずして新聞社員には之を洩せり、彼は我が教の名の潰れんことを憂ひて之を潰さんが如くに世間に吹聴するの途を取れり、余は宣教師と偕に〇〇氏を局に訪ひ、氏を忠告したりしに氏は面色を土の如くして之を詫び、以後を慎むべきが故に他言せずして賜へといひき、後にて聞けば氏が土色となるまでに恐れしは自己の不義を恐れしにあらざして局員として信書の秘密を守らざるは嚴罰あるを恐れしなりと、あゝ、基督信徒といひ（勿論此時既に信仰あらざりしは尚ほ今日の如くなりしなり）、其職務にある者にして彼の道義は此の如し、其の標準の奇なる驚くべきにあらずや、「日本の道徳は奇妙です」とメール記者の記したるは理由なきにあらざるなり。

第八十四章 不許葷酒入山門

彼曰はく「昔、民の中に偽の預言者ありき、其の如く爾曹の中にも偽の師いでん、彼等は淪亡に至る異端を伝へ、且つおのれを贖ふ主を主とせずして速なる淪亡を自ら取るべし」

（後二）。

雅各曰はく「爾曹の中誰か若し自ら神に事ふる者と意ひて其の舌に嚙をつけず自ら其の心を欺かば、其の事ふることは徒然なり」（廿六）。

世人は曰ふ「宗教としいへば何れの宗教も悪しきことなし」と、然れども宗教を通観したるにあらずして其の宗教中、光明の側を見たるの言なり、若し光明の側を見て悪しきことなしといはゞ盜賊にも三の理ありて悪しからずといふを得べし、其の本乱れて未治まるもの無し、無よりは決して有を生ずること能はず、然れば其の本源混濁せる水流中に清水ありたらんには是れ他よりの流水にして本源よりせるにあらざるが如く若し偽教中に眞善ありたらんには是れ他よりの借用物たるか、然らざれば偽善たるを免れざるなり、視よ、其の本源の混濁せる仏教中には今日借用物すら無きに至れり、

今日我が國の仏教の腐敗せるは其の本源混濁の結果にして實に止むを得ざるものありとは虽も氣の毒なる極といふべし、宗教の必要を喋々せる福翁すら愛想を尽かして「僧は俗より出で、俗よりも俗なり」と曰へり、仏僧をして斯くまで腐敗せしめたるものは腐敗せる仏教の通るべからざる結果たるなり、

明治廿四年の夏の頃なりしが岩手県イワテケンの収税部に奉職せる、我が教会員長野又四郎氏は一時陸中リクチュウ南九戸郡野田村に出張せり、氏は一日同僚が職務の為に村内を巡廻せるといへるを聞き、其の案内を乞ひて同行せり、同僚は氏を導き、村後の高臺に上り、遠近の海面を見んとして一寺院の門前に往けり、門前に達して見れば禪宗なりと見え、石標を建て、「不許葷酒入山門」と刻せり、禪家に敢て珍しくも無し、何事も思はず、遠近の景色を長視し、はや去らんとて立上りしに同僚は「一寸此所に寄つて」と寺門に入れり、氏は同僚が此寺に私用あるならんと思ひて共に寺門を入り、寺廚テウの入口に至りしに氏の同僚は携へたる帳簿を出だし、仰ぎて入口の札を見たり、氏も共に一見すれば何ぞ思はん「自家飲用料酒云々」の鑑札ならんとは、氏は思はず失笑し、門前に之を禁じて而して門内に之を製す、自家撞着の大甚しきものにあらずやと詰れば氏が同僚は笑ふて曰はく葷酒

の山門に入るをば許さず、製するを許さざるにあらざるなりと、哄笑ウツクシ久しかりきといふ。

第八十五章 私は御供ができません

箴言に曰はく「邪曲なる者の途に入ること勿れ悪者の路をあゆむことなかれ、これを避けよ過ぐるること勿れ離れて去れ」

(四〇、十四)、
(十五)

以賽亞曰はく「……耳をふさぎて血を流す謀略をきかざる者……かゝる人は高き処に住みかたき聲は其の櫓となり其の糧は與へられ其の水はともしきことなからん」(三十三、十)、一回伝道の聖職に任せられたる者其の職を去りて我が教に關係なき職務に任ずる者は何程立派なる理由あるも、止むを得ざる事情あるも其の終を善くするもの少し、況して其の理由と事情との薄弱なるに於てをや、況して之れなきに於てをや、蓋し一回神の選択を蒙りて其の職に任し、中道にして之を廃する者は神の呪詛其の一身に止まればなり、譬へば正統教会の役者にしてユニテリアン主義に傾きたる者を見よ、彼等は神を信ずると告白し、基督の神性をば拒めども深く其の為人を貴び、道德的模範として之を敬慕し、力めて其の感化を受けんことを期すと

いへり、然れども基督の神性を拒むは已に神意に反し、神言を無みするが故に神の呪詛を免るゝこと能はざるなり、一回神に誓ひて而して之を破るもの如何なる通辭ありといへども其の破約に對する呪詛なきを得んや、

金森通倫氏は熊本花岡山の同盟信徒にして組合教会に重きを置かれしのみならず、我が教会全体に重んぜられ、其の信仰といひ、其の伎倆といひ、見るべきもの少しとせず、岡山にありて堅確、有力なる教会を設立し、尚ほ知事高崎男の顧問となりしが如き氏が肉靈兩界に力ありしを見るべし、然るに氏は後、横井氏が少しくユニテリアン主義の臭味に傾きたる頃深く氏の説に傾聴し、氏の度を超過して遂に全くユニテリアンの信仰と爲り、明治廿四年聘せられて番町組合教会の牧師となりしが其の教ふる所純然たるユニテリアンなるを以て同会は公然氏の信仰を問へり、氏が廿四年六月を以て「日本現今之基督教并将来之基督教」といふ法性寺的題号の小冊子を発行したるはユニテリアンたる氏の信仰を發表したるものなり、是に於て自然の結果氏は教職を去りしが隣れ、教職を去るは信仰を去ると同じく、啻に平信徒として教会に居らざるのみならず、ユニテリアン協会にも居らず、政党に入りて一時演説つかひと爲りしが未

だ政党中にも信ぜられず、遂に目下は米商会社に入りて漸く用ゐられつゝありといふ、あゝ、悲いかな、呪詛は来れり、氏は同会社に入りて用ゐらるゝと共に玉を抱くの小人如何で罪なからん、啻に同志社の理事として彼の大不徳を行ひ、日本人の面汚しを爲したるのみならず、一身の素行修まらず、近頃に至りては酒を飲み、法律外の小許偽を行ひ、妾を畜へ、青楼に登り、見る者唾せざるは無く、聞く者聾せざるなしといへども氏は恬として恥づる所無きが如しといふ、本年の春の頃なり、氏は其の面を章魚の如くして一夕某所を出でたり、来合はせたる車夫「御供は如何」と、勧められ氏は期したる所なり「オイ、吉原まで行け」、一声の下に乗らんとすれば車夫は「御免を蒙ります」といふ、氏は奇なりと思ひ、怒つて忽ち「何故往かん」と問ふ、車夫は「貴君は吉原へおいでになる筈はございません、お叱りを受けましても私はお供ができません」と、氏は怒れる中にも奇なりと思ひよく其の面を見れば何ぞ図らん此車夫は己が牧したる番町教会の會員某にてあらんとは、氏はビツクリ敗亡、其の仮姿を隠したりといふ、氏の墮落を見れば車夫の光明は一層赫耀たるを覚う。

右は伝聞の假を記したるものなれば余は後に名を現したるを

悔いぬ、果然金森君は再たひ信仰に復還し、昨大正三年を以て救世軍に入りぬ、是に於て余は謹んで此の一章を取消すものなり

大正四年三月附記 といはる

第八十六章 集まると悪人になるよ

箴言に曰はく「鉄は鉄を研ぐ」(廿七)。

基督曰はく「わが名の為に二三人の集まれる所には我も其の中に在ればなり」(太十八)。

一本の薪はよく燃えされども二本を集むればよく燃え、一塊の炭は消え易けれども二塊は消え難し、一人の勢力は小なれども二人、三人集まる時は其の勢力大なり、一人十斤の力ある者二人集まれば二十斤の力を有する道理なれども實際は三十斤の力となれり、是れ集まりたるが故に一人の力の分量を増したるにはあらざれども集まる時は互に励まされ、互に競ひて其の勢力を増すものなるべし、然れば一の善を為さんとする時一人にてせんよりは二人、二人よりは三人、其の数多ければ多き種^{〔程〕}勞少くして功多し、教会、慈善会など団体を為して其の事に當るは此理に基けるものなり、然れば悪害を為すものも一人にて行へ

るは恐るゝに足らずと虽も合同したる時は恐るべき勢力と為るべし、故に吾人は善を為さんとする時団体を為すと同時に惡の団結を為さざるやう用心すべし、多数を頼むは善事の為に賀すべくして惡事の為に憂ふべきことなり、

余嘗て敬宇中村先生を訪ひたることあり、先生人物評を為して曰はく「私も政府の役人などに知つて居るものが澤山あるが其の一人、一人を見ると皆な善人だよ、然し不思議なことには其の善人が集まつて一の政府を組織するとあの通りの惡事を企てゝ、人の迷惑になることでも、世も害になることでもかまはずにヤツつけるが人は集まると悪人になるよ」と、是れ一面の真理なり、一人には善惡ともに責任あるが故に善に対しては用心あり、惡に対しては畏懼ありて何れも活動を妨げらるべしといへども一の団体となる時は互に相励まして事を為すなり。

第八十七章 實に社会の聖潔に驚いたね

申命記に曰はく「汝若し善く汝の神エホバの言に聴きしたがひ我が今日汝に命する一切の誠命を守りて行はば汝の神エホバ汝をして地の諸の國人の上に立たしめたまふべし」

箴言に曰はく「義は國を高くし罪は民を辱む」(十四)。(三十四)。

善を行ふ人に神の祝福ありとすれば善を行ふ國に祝福あるは論なし、之を思へば一國家を組織せる一個人は一個人の爲、國家の爲に善を行ふことを力めざるべからず、人は屢々一個人の徳性如何を思へども國家の徳性如何を思はざるものあり、過てるの太甚しきものなり、清國如何、西班牙國如何と見ば思半に過ぐるものあらん、比較的道念の發達したる國は比較的幸福なる國なり、若し希臘、羅馬の滅亡を思ひ、英米の隆盛を思はゞ弥々其の然るを知らん、

余が同僚木村熊二氏は明治の初年米國に航し、某大學に入りしが固より基督教の何たるを知らず、然るに校内にありて生徒の風俗を見るに我が國の所謂書生風と天淵の相違あり、其の思想の高尚なるはいふを要せず、品行方正にして親切に、如何に國を異にせりとは云へ、餘りに其の差大なり、何故に然りやを考察するに全く宗教の感化によるならんと思へり、其の後、室を同じくせる生徒氏に問ひて曰はく貴君は米國に來りて未だ久しからず、従つて土曜日休暇に往きて樂を借にする朋友あらざるべし、若し朋友を得ば貴君の一身に益する所少からざるべし、望あらば余紹介の勞を取らんと、木村氏喜びて之を乞ひしに二三の生徒は何某令嬢可ならん、何某令嬢善からんと互に議する

ものゝ如し、木村氏は何故に余の爲に男児を扱はずして令嬢を扱むやと問ひしに余輩が貴君の爲に扱まんとするは男児にあらざ、男児は校中にありて貴君の扱むに任せん、余輩が土曜日に往きて楽しむものは皆令嬢なり、貴君の爲に扱まんとする友も令嬢たること論なしと、氏は其の言に怪訝の念禁する能はざりしが如何なることを為すか其の爲すに任せて見んと其の假に爲しおきたるに次の土曜日先の二三氏は夕暮より貴君を誘引すべければ髪を梳り、垢なき襪、袖口を用ゐ、衣服の塵を払ひて待てといふ、氏は唯不審に思ひしが云はるゝ假に支度して待ちしに彼等は約束の時に來れり、誘はれて出づれば紙()商某の本宅に入れり、主人夫婦は出でゝ氏等を迎へ、客室に請じ、久しからずして妙齡の嬢出で來りて優遇せり、氏を導きし二三人は他に約ありとて直に辭し、少しく語れる中に主人夫婦は嬢を遣して辭し去り、唯木村氏と嬢とのみ一室中に残り、木村氏は何となくきまりわろくモズ()して居りしに嬢は親しく日本の風俗、國情、教育、宗教など問ひ、又学校の教課など問ひ、其の親切の状言外に見え、唯木村氏は睡()へるが如く、遂に嬢は自ら洋琴を弾じて氏を慰め、氏は弥々其の懇篤なるに感し、謝辭を述べて去らんとすれば嬢はいふ今宵は突然の來訪

を辱うし、何等準備する所なかりき、次の土曜日には面白き一曲を用意しおかん、時刻を過たず来訪せられよと、氏は次の土曜日に再び訪ひしに嬢は父母と偕に歓迎へしが其の衣服等殊に心を用ゐたるものと見え、前日より一層美しく、父母の去りし後は月曜字課の下読を為したりやと問ふ、未だ十分に為し得ずと答へしに然らば字課の助力を為さんと長椅子に移り、氏を自己の側に依らしめ、書物を取り、右頁は自ら読み、其の意を説き、左頁は氏に読まして自ら解き、之を終るや豫て選みし洋琴の一曲を奏し、又氏の選む所を歌ひ、爾来毎週此の如くして久しきに及べり、氏は更に曰はく此の如く親切にして時としては自己の妻にも優ることあり、然れども此久しき間彼の婦人より生めきたること一言だに聞きたることなく、又時としては彼が身体に接して其の体温を感じることもありしが余は彼の氣高きを尊敬するの念こそあれ、毫末も汚情を挟みしことなかりき、生徒につきて其の女友を問へば一人つゝを有せざるもの殆ど稀に、而して此多数の生徒と多数の女子と毎週斯く親密の交際を為して一回だに嫌はしき風説を耳にしたることなし、抑々是かる社会を造出したるものは何ぞ、単に習慣とのみいふべからず、何事か有力なる理由ありて一個人を制裁するものあ

らざるべからず、是れ冥々の裡にあつて偉大なる動作を為す基督教其の物なりといはざるべからず、是に於てか、余は基督教に心服し、社会の聖潔は此宗教によりてのみ維持すべきを知りたりと、是く述べ来らば或る人云はん「是れたゞ米國社会の表面のみ、光明の側のみ、若し其の内面、即ち暗黒の側を見たらんには強盜、兇殺、詐偽、売淫の驚くべきものあらん」と、然り、^{〔太〕}赫々たる太陽の面にも暗點あり、不完全なる人間社会亦暗黒の側なからざらんや、唯吾人の義望に堪へざるものは彼の社会が表面に其の不徳を許さず、所謂社会制裁の力の比較的に強大なることなり、裡面に於て固より不義、不徳は行はるべしと虽も彼は善美を許さず、売淫を公許せず、一回娼婦の如き賤業を為したるものは如何なる事情あるも社会の表面に出づるを許さず、曾て米國駐劄の魯國公使の夫人に賤業を為したるものあるを知らるゝや米國大統領は國家の祝節に同公使を招待せず、公使は魯國を侮辱したりと為して國際談判を開かんとしたりしが招待せざりし理由の明になりしによりて魯國は談判をせざりしのみならず、遂に公使を交送せしめたりき、又ガープキール^{〔D〕}氏大統領就職の祝宴に同氏の新夫人は堅く禁酒の主義を抱き、百年以来の慣例を破り、数千の来賓に一滴の酒をも供せず、四

方よりの物議を排斥して顧みざりしが如き、兎に角社会の聖潔を証するに足らん、又一例あり、我が留学生某米國 フキラデル フキヤにあり、ある下宿屋にありて学校に通学したりしが半年を経たる時、長く同市に留学せる本邦人某に面会せり、何れに下宿せりやとの問に対して某町の角某下宿屋と答へしに某は「君は洒落た所に居るね」といふ、其の意を解せざりしを以て再問するに及びて我が下宿屋の向角の高樓は娼家なりしよしを聞けり、斯く聞きて考ふれば如何にも其の家は何の商業を為せりや明ならず、又自己と同宿する青年、生徒も少からず、中には親しく一身上のことなど打明けて相談する程なる朋友もありしが一人も彼の家の娼家たるを語りしものなかりしと、此等の事實を以て見るも米國の社会の一般に聖潔なるを知るべし、米國が異種、異俗の人を包容することの無数なるに拘らず、國民の愛國心強く、又保護政策の經濟主義を採るに拘らず、國幣年々に餘裕を生ずるもの決して偶然にあらず、神言に聴き従ふ國民は諸國民の上に立つべく、義は國を高くするに基因せざるべからず。

第八十八章 飴を子供に遣つても善うございますか

伝道之書に曰はく「汝惡に過ぐるなかれ」(十七)。

箴言に曰はく「惡者は地に住むことを得じ」(三十)。

又曰はく「惡者の口は偽を語る」(十四)。

又曰はく「彼等の足は惡に趨り血を流さんとて急げばなり」(十六)。

世に智慧ある者あり、才能ある者あり、而して其の智と才とを用ゐて惡事を爲し、鉄窓の下に呻吟して自己の一生を廢物とし、社会の厄介物となり了せり、且つ彼等が惡事を爲すに巧なる往々人をして驚歎せしむるものあり、人は云ふ彼若し其の智と才とを善用したらんには自己と社会とを益すること莫大なるべしと、然れども余が見る所を以てすれば彼等の才智は惡事にのみ働きて他の方面には決して用ゐること能はざるなり、彼等が竊盜を爲す割合に其の才智を用ゐて惡を蔽ひしならば中々に發覺せざるべきに實際は大に之に反し、吾人は屢々其の盜むの巧妙なるに驚歎せると同時に其の發覺の拙劣なるを驚かざるべからず、彼等の才智は惡を行ふに効用ありて善事には効用あらざるなり、

余は明治廿三年の秋より安息日毎に盛岡監獄署に行きて有志の囚徒に道を語りしが未だ格別の奏功あらずして囚人と惡意になりし者少からず、彼等の状態につきて彼等の才智の働くものを見るに弥々彼等の才智は惡にのみ効用ありて善に効用なきを見る、其の一二を例証すべし、

余が廿三年に初めて監獄に行きたる頃より居りたる重罪囚に陸前高清水のものにて木村乙治といふものありき、彼は胆力と才智とによりて竊盜を為したるものなるが仙臺にて大槻馨溪氏の土蔵に入りし時の如き終夜かゝりて一本二三十円以上の軸物のみ選みて数多く盗み、其の巧なると目の利きたるとを以て人々を驚かしたり、彼は又本県磐井郡にありしが惡事の嫌疑を避けんが為に僧の姿を為し、僧の行為を示し居たり、彼は監獄にある囚徒中にて其の財産の多き驚くべきものあり、其の在監中倉庫に預りたるもの二車あり、衣服の如き頗る数多く其の品質、縞柄等に盜難届と殆ど同じ物あれども彼は盗むや否や直に男物を女物とし、裏表を取換へなどして巧に其性質を改むるが故に数多くして確實に盜品なりと断定するを得ず、然れば彼は捕へられても被害者に還附すべき物殆ど無く、彼は飽くまで前々よりの所有品なりと云ひ張り、法官も手の着けかた無く、為に此

多くの所有品あるなりといふ、彼が惡智ある一例を挙げれば彼が一の関にありて捕へられし時巡査に引かれ往き途中飴を食ひたしと乞ひ巡査は既に召上げたる錢袋より彼の目前にて飴代を払ひしに彼は歩みながら飴を食ひ、自己の家の前に来りし時其の子の遊び居るを見、巡査に乞ひ「飴を子供にやつても善うございますか」と問ひ、其の許諾を得て手にしたる飴袋を其の尻尾に与へたり、後には聞けば何れの所に隠しおきたるを如何にして出だしけん其の袋の中には二百圓の楮幣を入れありて拘引の巡査も其の早業に舌を巻きたりといふ、余一日矢部監守長に在監囚人中にて最も才能ある者は誰かと問ひしに氏は答へて「惡事に長けたるは木村を以て第一とすべけれど彼は図抜けたるを以て彼を第一とすれば第二、第三たるべきものなし、他の最も惡き奴にても彼の前には顔色なし」といひき、彼は五百の囚徒中の大統領たるべきものなりしなり、彼が人の目前にポロを出たさぶる彼の得意とする所にして看守、押丁等皆云へり「木村の過失を見出ださんは普通の方法にて能はざる所なり」と、或は然らん、彼が懲治の爲として分房に入れられたる時余は一看守に案内せられて彼が房に近きたることあり、彼は固より足聲を聞きて人の来るを知りたるならん、然れども余が突

然近きて見たる時は彼端座して聖書を読み居たり、後、余は一
人の看守に「彼が常に聖書を見るは感服したり」と語りしに看
守は「肩に唾せられよ、彼は貴君の近かざるに已に貴君の来る
を知るの智あり」と、余は云へり「否、余が分房に入るを得た
るは余自身すら期せざりし所、況して彼をや」と、看守は笑ひ
て曰はく「来るべき人の来るに備ふるは彼の智を要せず、彼は
之に備へてポロを見せざるの智あり、故に彼は凡に非ざるなり」
と、彼は是の如く才智あり、然れども彼の挙動を注視すれば他
事に於ては毫末も才能、智力の非凡なる人物とは思はれざるな
り、彼は司獄官遇囚法につき其の無情、残酷なるを訟へて「典
獄を初め一人も監獄学に通じたものはありません」といひき、
視よ、彼は余が彼の監獄学者たらざるを知るを知らざりしなり、
彼は余に贈るに一個の石函——多分は巻煙草入——を以てし、
「此は盗物ではありません、又古金三四個を教会に寄附して
「其の盗物にあらざるは贗造たるによりて明なり」といひ、暗
に自己の目の利きたるを示せり、余彼が骨董を見るの伎倆ある
よし語るを聞き、大槻氏の土蔵のことも思ひいでたれば「田舎
にて買入れ、東京に売捌きしならば利益あらん」と云ひしに彼
は小声に云へり「買つて売るのは真に面白いことではありません

ん」と、尚ほ加之彼は盛岡を去りて高清水に帰る時殊に嚴重な
る監視中たるに拘らず、花巻に於て竊盜を為し、之を大迫の某
に預けて去り、彼が花巻を経過したる頃の盜難なるを以て警察
に於ても嚴重の密探を遂げたれども証なく、出監後大凡半年を
経たる頃大迫の某捕へられ、木村より預りたること知られしが
此時は既に宮城県下に於て窃盜を為し、脆くも捕へられて重禁
錮二年の刑に処せられたる所にてありしといふ、若し彼のかゝ
る挙動を見たらんには誰か彼を智者たりとせんや、誰か才子と
為さんや、彼の智は唯「血を流さんが為に疾」きのみ、
又一例あり、廿六年の九月中一人の出監人あり、彼はよく教を
聞き、又質問など為し、書籍の差入れを乞ひ、出監せば御尋ね
まうさんといひき、名は中畑忠太郎といひ北海道の者なりと聞
けり、余は彼の出監の日を数へて待ちたれども其の日に来らず、
翌朝余が未だ床中にありし時青森発局の電報来れり、見れば差
出人は中畑忠太郎なり、何用なりやと見れば函館教会の町名及
び牧師を知らせよとのことなり、余は電報にて返信せんと思ひ
しが彼の乗船は夜の十時頃なるべし、今、急ぎて書信を出たさ
ば彼の乗船の前に彼の手に入るべしと、直に精細に函館教会及
び栗原氏の住所又其他のことを知らせたり、余は其の日の夜は

此書を受けたらと思ひしに翌々日に至り書信来れり、其の意によれば出監の日余を訪はんと思ひしに警察にて許可せられず、直に停車場に送られて乗車せしめられたれば止むを得ず、一旦帰國したり、然し是非とも神学其の他を研究したければ余が家に置きくれよ、父も悔悟の実を見せんとならば幾分か入費を払ふべしといふとの意なりき、余は直に返信を認めて之を謝絶しやりしが又次の日栗原氏より来状あり是非とも引受けくれよとの意なり、余は又事情を述べて引受くること能はざるよしを云ひやりしに又二日許歴し日の朝余の起出でざる時訪ひ来し人ありて名刺をいだせり、見れば印刷したる文字は「信者中畑忠太郎」ことあり、余は少しく其の奇なるに驚きしが無知識なる者の信仰の熱したる時には常識に外れることも珍しからずと自ら道理を附けて深くも疑はず、彼に面会せり、余は彼を見て驚けり、彼が役服を着したる頃は年の頃は三十歳くらゐかと思ひしに今、見れば廿二三歳にして袴をはき、帽子を冠り、純然たる書生なり、其のいふ所を聞けば父の家には継母あり、継母の連子ありて自己の家にあるは風波の基なれば止めよとの御書面なりしが強ひて願はんとて出で来れりと、余が家には置くことのならぬは今も同じ、然しわざ／＼出で来りしとなれば追返すこと

もならず、相談の上、本町に下宿せしむることゝ為し日々余が家に来りて聖書又は神学を学び、漢書、算術は師をとりて学び、習字は余手本を認めつかはして学ぶことゝ為したり、彼は十月の初より十二月の卅一日まで日夜余の家に入出し、余を称して「おとっさん」といひ、余が妻を称しては「おっかさん」といひ、親しく家人の如く挙動よまひしが精細のことは今、記さざるべし、唯彼が才智あるが如く見えて其の實無智なる一二例を記すに止めん、彼は九歳の時より窃盜を初め、最初は懲治監に入れられ、出づれば盗み、出づれば盗み、今回盛岡に繋かれしは第七犯の三年禁錮なりき、然れば彼は自らいへり「十一歳より以後十三年間獄外にありしこと二三ヶ月より長きはなし、故に余の生涯殆ど其の半を獄中に送りたるなり」と、彼はいふ「余は窃盜の不可なるをよく知るが故に止めんと念は断えたることなし、然し盗みの習慣よりして人の家に入れば直に此家にては金銭を何方に蔵するかと思はざることなく、又見現はされたる時には何方より遁るゝを最も安全となすかと考へざることなし、思はざるべしと思へば弥々思はる」と、以て彼の習慣既に第二の天性を為したるを知るべし、彼は竊盜眼を以て他人の顔を見るが故に時としては明に他人の心を読めり、彼が余の側にある時余

火鉢に炭を加へんとすれば彼は余の言を聞かざるに炭取りを取れり、ある日余は障子を張らしめんと思ひ「障子を張得るや」と問ひしに「余が幼少の頃父経師を為したれば余は手伝ひたることあり」と、後に思へば十一歳以後獄内生活を為したりとの事実には照さば怪しきことなりかし、余は紙をかひ、妻は生藪をかひしが余輩二人の不在の時彼は来りて下婢に紙と糊とを与へ「よ」と乞へり、下婢は二人とも御留守なれば分らずと答へしに「上の戸棚の用筆筒の前にあり」といひ、下婢は彼の鋭きに舌を巻きて恐れたりといふ、彼の機敏なるは大凡右の如くなるが彼が汎ひろしの金一圓を盗みし時は汎の室にありて大声に聖書を読みながら為したるなり、彼が教会の伝道函を盗みし時は黒暗にて説教室を通りて玄関に出づる通りかゝりに捻取りしなり、彼が余が家に出入を初めて僅に半ヶ月を経たる時余に妻子の此地にあるよしを訟へ、如何にしてよからんかと問ひしが、如何にして知られしかを問ひしに「本年五歳になる子に凶らず往来にて逢ひ、呼びとめられて遁げもならず、止むを得ず彼に導かれて妻にも面会したり」「と」といへり、余は真に然るにやと思ひて疑ひもせざりしが余が妻は不審なりとて「三年入牢したりといふに其の子は如何にして記憶し居たらんか」と問ひしに彼は「母

と借に度々接見に来たのでおぼえて居ました」と答へ、妻も余も実に然らんと思ひしが後に監獄署にて尋ねしに看守長四戸氏は云へり「それは偽です、中畑の在監中女筆の書状は一度来たことがありますますが妻とは思得ませんでした」と、又武田氏は云へり「仮令一年に二三度位来て面会したからとて赤い衣服を着て居た時を見たのなら往来で見とおとッさんなどと呼ぶことはとてもできません、それは偽でせう」と、後に知る果して全く後形なき虚言にして此頃通じたる婦人のありしを公然たるものにせんとこの計畧にてありき、彼は窃盜には才智ありき、然し此等の計畧は直に発かるべき虚偽にして智者の為すべきことにあらず、彼は金錢の所在、遁路の便否を知るの智はありき、然し他のことに於ては其の挙作恰も小児の如くなりき、廿七年彼の父尋ね来りしが近頃音信不通なれば廢嫡して養子を為したりと云々、其の後栗原氏にきゞしに青森監獄にて死去したりと。

第八十九章 火の番でござい

詩に曰はく「かゝる人の手にはあしきくはだてでありその右の手は賄賂にてみつ」(廿六、十)
 厩廢士書に曰はく「我知る汝らの愆は多く汝らの罪は大なり

汝らは義しき者を虐げ賄賂を取り門に於て貧しき者を推柱ぐ」
 (五十二)

賄賂の受授の悪事たるは明にして三歳の児も尚ほ之を知れど社会に行はれ易きものなり、一回賄賂の為に門戸を開く者あらば網紀弛み、威権行はれず、社会は忽ち曠廢に帰すべし、幕末に於て賄賂公行したるものは實に吾人の豫想の外にあり、幕府の倒るゝ決して偶然にあらざるなり、

幕吏等の間に賄賂の公行したるは世人のよく知る所にして今更喋々を要せざれども余が友松崎連氏が親しく其の功能を知れりとして語る所を聞くに「敵(愿) 恭(愿) 恭(愿) 恭(愿) 忠(誠) 公」が寺社奉行御勤役中松崎氏は御近習を勤めたれば御登場の節御供を為すを常とせり、然るに殿中火の番と称する者ありて毎日毎夜殿中の見廻を為すことゝ為り居りしが彼等は君公御退出後半時間をも經ざるに來りて御休息所の火鉢の灰の中に手を入るゝを常とし、其の時若し温氣にても残りたらんには中々に立去らず、之を去らしめんとせば少くも金二分の袖の下を出たさざるべからず、よつて安全と袖の下との為に毎日兩掛の中に灰を入れて持たせゆき、御退出後、直に火鉢の灰を冷灰と取換へておくことゝ為り居りしが一日御用多くして取換を忘れたるに火の番は案内も

なく室中に入り來り、平生冷灰なれば何とも思はず、灰の中に手を入れしに思ひもよらず灰中には尚ほ多くの火残りをらんとは、彼は倒れんばかりに手を引き「アツ、、、、」、彼の面は朱を灌くが如く、松崎氏の面は朶の如くなれり、いまだ「灰の交換を為しません」とは云へず、御主人の名にかゝはらんかを恐れたり、氏は他に策の施すべきなし、急ぎ金毫兩を紙に包みて彼の前におきたり、口には彼其の粗忽を罵り、早くも左手の指は包紙の上より診察にかゝり、「以来御氣をつけなさい」の一言と共に火傷の疼痛を忍びつゝ去れりといふ、火の番の現金なるには誰とて驚かざるものなく、彼は賄賂の遠かるに従ひて室の近くに「火の番でござい」を叫び、遂には室中に入り來るを常とす、室中に入り來るに至れば大抵其の時を度として金二分の包を送る、彼此包をとるや其の翌日は三四十間の遠方にて「火の番」を叫び、日毎に三尺又は一間つゝ近きて又室中に入りきたるに至れりと、彼等は火の番を為すにあらざして賄賂の催促を為すなり、宜べなるかな、其の組織は嚴重にして柳營屢々焼失し、竣功後、久しからずして焼失するを常としたり、彼等幕吏は君の為に勤むるにあらざして金の為に勤めたるものなり、之を思へば幕府の倒れたるもの氣の毒ながら偶然に

あらざるなり。

第九十章 切捨を許す

保羅曰はく「我等真理に逆ひて能なし」(哥後十、三。八)。

パウロは教会の罪惡の罰するの權利を有したれば教会に不義あらんか、其の權利を以て之を罰すべし、然れども若し教会にして常に真理に従ひ、其の行ふ所善なりしならば其の權利の用ゐるべき餘地あらざるなり、是れパウロが「真理に逆ひて能なし」「一」といへる所以なり、然れども亦真理は最後の勝利者なり、若し我真理を踏まば假令一時は暴者の為に制せらるゝことありとも遂に勝利とならざることあらんや、此理によりて正を踏んで恐れざるものは早晚最後の大勝を期すべし、仁者に敵無きものは其の爲す所、正しくして且つ誠なればなり、至誠天を動かす、況んや人をや、曾て聞く、伊豆國某地に一人の狐憑あり、親族、知友之を憂ひて治療の道を求めたれども得ず、偶々江川氏に属せる吏員某(奈が父はよく知りて其の氏名をも語りたまひしが今は記憶せず)其の地を過ぎたれば親族大に喜び、氏を迎へ「葦山さんの御威光を以て狐を落としていたゞきたし」と、彼の人其の請を諾して其の家に入り、百方議論を試み、之を閉

口せしめて落とさんとしたりしに狐憑の強辨音々之に屈せざるのみならず往々彼に問ひ詰められて己閉口せること屢々あり、某氏大に怒り、遂に偏刀に手をかけて一刀に切捨つるぞと威せり、然れども彼中々に屈せず、後には口を極めて某氏を嘲り、刀の柄に手をかけたらんには武士の意地として切つて見よと愚弄するに至れり、某氏は苦しまぎれの威嚇にして真実に切るの意なし、是れ狐憑が之を洞見して某氏を愚弄したる所以なり、氏も一時は切捨てんかと思ひしが御代官手附の者狂人を切りたりとは不都合なりと思ひかへして悄然其の家を出でたり、家外に出でゝ去らんとすれば彼は一層声を張りあげて罵詈、悪言を極め、遂に「腰拔武士」と絶叫して阿々大笑せり、某氏は残念なり、遺憾なり、人々には恥かし、御代官の威信を損じ、武士の名折れ、震へて葦山に帰り、一伍一什を江川氏に上申し、此汚名を雪がん為に彼を切殺さんことを許せと請へり、江川先生之をきゝて「手前の残念なるは無理も無い、己が許す、一刀に切捨てよ、後れを取りて武士の名を潰さぬやうにせよ」と許されたり、某氏の喜大方ならず、はや己に半は成功したるが如く、一旦私宅に帰りて家重代の一刀を指改め、急ぎ彼の村を指して行きたり、某氏は前の悄然たると同じからず、先刻の恥を

雪くは此時なりと勇氣凜然、馬なり、人なり触るゝものあらば
 忽ち切倒すべきの概あり、弥々其の家に近き、案内も乞はず、
 入口より入りて狂人の居りたる室に入りて見れば何ぞ思はん、
 彼は先の権幕何地ゆきけん、恰も猫の如く、平身、低頭して敬
 禮し、毫末も前の光景に似たるものなからんとは、某氏張合ひ
 ぬけて、不審晴れず、側に居りし一人に問へば其の人驚きて曰
 はく「實に不思議でござります、唯今までも目色をかへて威張
 つて居ましたが貴君の御足音をきゝますと俄に變つて斯うなり
 ました」と、某氏はありし次第を物語りて聞かせたるに本人は
 勿論、傍に聴く者も驚きたりといふ、是れ他なし、彼狂人の神
 経非常に敏くして云はざるに知り、聞かざるに悟りしものなる
 が先に某氏が切捨つるぞと感したる時は固より切るに意なく、
 意なきが故に某氏に至誠なく、至誠なきが故に彼動かざりしな
 り、然れども後には某氏知果の許可を得たるを以て真実に切ら
 ん覚悟なりしなり、機敏なる狂人よく之を覚りしが故に甚く其
 の切られんことを恐れて、故に本心に反りしものなるべし、何
 事も至誠にあらざれば成るべきものにあらず、^{〔逃〕} 軽挑、浮薄の才
 子等之を以て頂門の一針とせば大に益あるべし。

第九十一章 天狗に攫はれました

列王紀略上巻に曰はく「スリアの王の臣僕王に言ひけるは彼
 等の神等は山崗の神なるか故に彼等は我等よりも強かりしな
 り、然れども我儕若し平地に於て彼等と戦はゞ必ず彼等より
 も強かるべし」^{〔廿三〕}、

約拿書に曰はく「かくて人々互に云ひけるは此災の我儕に臨
 めるは誰の故なるかを知らんが為去来（い）をひかんとやがて闔
 をひきしに闔（い）ヨナに當りければ皆彼に云ひけるは此災禍に
 ゆゑに我儕にのぞめるか請ふ告げよ」^{〔一、七〕}、
 及八、

人の知識の開発せざる時に種々の迷信あるは止むを得ざること
 なれども迷信には不幸にも不義又残忍の伴ふものにて是は實に
 寒心すべきことなり、清國人が文字を写し、故紙を以て不浄な
 ることに用ゐざるが如き敢て其の害を見ざれども天理教徒が医
 薬を墮して腐水を飲まするが如きは其の害大なるが故に力を尽
 くして此迷信を排除せざるべからず、

余が藩に森下（い）楯之助といふ人あり、其の第二子に澤三郎といふ
 あり、大場氏に養はれ、余が幼少の頃には已に「大場の澤さん」
 として知られたり、氏がいまだ大場氏を続がさる頃のことなり

しとかや、氏は密に妓楼に遊び、帰期を失ひて二三日を歴たれば帰りて家に入らんこと甚だ面伏なり、巧に隠れたりと見え、家にては彼方此方探し求めたれども居らず、又其の居る所を知るものもなく、見たりといふ人も無し、親族、近隣の人々氏の身を危み、三四日目の夕暮森下氏の家に集り、相談し居たり、其の時不思議なる方面より人の声あり、何かと聞けば澤三郎氏の声の如し、尚善く聞けば正しく氏の声にて「階子をかけてくれ」といふなり、人々驚きて家外に出て見れば思ひきや、氏は屋背の棟に佇立し居らんとは、人々早速に階子をかけ、氏を下して偕其の三四日見えざりし次第を問へば氏は容を改めて曰はく

「三四日前の夕刻丸子さん（神社なり）の方へ往きたるに忽ち一人の法印出て来りて己といつしよに來いとのこと、何心なく共に往きしに身は深山の奥にあり、其の何方なりやを問へば遠州秋葉山の山中なりと、此言を聞きて余は天狗に攫はれたるを知り、何事も問はで唯其の命に従ひ居りしが今、家に戻さるゝを得たり」と、人々奇異の思を為し、畏縮して敢て難詰するものも無く、其の俛にて終り、藩中には大評判となりしといふ、然れども其の秘密を知るものは知れり、知るものは曰はく「澤さんは帰り端を失つたのでノメ〜と家には入られず、遂に一

策を案出して天狗に攫はれたとしたのです」と、然もありなん然もあるべし、世に不思議といふもの前章の狐憑と同じく解釈するの道あり、唯之を解釈し得ざる間は真実として信ぜらるゝなり。

第九十二章 献金はできます

使徒行伝に曰はく「受くるよりも與ふるは福なり」(廿。三、十五)、基督献金せる貧婦を見て曰はく「かれらは皆その羨餘ある所より捐輸を神にさゝげ此婦は不足きところより其の所有を尽く献じたればなり」(路廿一。四)。

今日の教会に於て最も困難なることを何ぞやと問はゞ多くは會計上の困難を以て答ふべし、又伝道局員に其の難事を問はゞ伝道者を得るよりも、進教者を得るよりも資金を得るの困難をいはん、今日の教会が独立を難んずるものは一切の機關係はりて唯金なきのみ、何故に我が國の信徒は献金少きや、其の信仰幼稚にして献金の習慣なきによれりと虽も其の方法を得ざるもの其の有力なる一因たらずんばあらず、信徒にして誰か献金を欲せざらんや、唯其の方法を得ざるが爲に之を為し得ざるのみ、余は明治十四年に西國教会の牧師となりしが其の頃教会は余が

俸給の幾分を負担し、他は蘇國伝道会社より支出するものなりき、十六七年の頃に至りては毎年四五十人の入会者もあるに至りたれば教会中に独立、自給の談漸次に発生、進捗し、遂に十七年の八月中総会を開きて之を決行するに至れり、決行の結果として教会の負担は俄に増加し、信徒中今日までの献金高を四五倍する者もあるに至りき、其の額を非常に増加したる者の中に水川金次郎といふ信徒あり、十五年の一月中信徒となりし人にて其の職業は煮豆屋なり、余は氏が俄に其の高を増したるを以て如何なる方法によりしかを問ひしに氏は答へていひき、「今日までの献金は余の金より出だしたりしが今は主の金より余の生活費を出だすことゝなしたり、其の仔細をいはんに余は日々市中を売りあるきて品物の尽くる頃家に帰り、帰るやいなや売上げの金を算へ、今日は一元五十五銭ありたり、此五銭を除きお

かんと是くして献金をつくれり、然れば或る時は一二銭、或る時は四五銭、かくて一ヶ月五六十銭を得て献金したり、然るに今は其の方法を變じて家に帰来るや、売上げの錢より献金として適き程に掴みて除き、あ儲其の残額を算へて今日は一元五十錢いたゞきて家の生活費となさんとせり、是く其の方法を變じたるが為に更に苦痛なくして献金高は案外に多くなりたり、尚ほ

妻女は結髮錢を賸して束髪として自ら結べるが故に又一ヶ月には何錢をか餘し得るに至りき」と、視よ、事は同じくして其の方法の異なるが為に其の結果は大に異なるに至りたり、若し献金者にして善く其の方法を得たらんには教会の独立必ずしも困難にあらざるを知るべし。

第九十三章 天に在す鉄拳

彼得曰はく「愛は多くの罪を掩へばなり」(彼前四)、

保羅曰はく「愛は……人の益を圖るなり」(哥前十)、

志善くして其の方法不可なるが為に功を奏すること能はざるものあれども志は本にして方法は末なり、故に吾人の重んずる所は其の末にあらずして其の本にあるべきなり、方法を過つ時は智不足との謗を受くることあるべしと虽も不義の人たる称をば得ざるべし、方法よくして其の目的を達したりと虽も其の志望不善なりしならば吾人は神と人との前に永く醜名を負はざるべからず、況して志善良なる時は拙策亦功を奏することあるに於てをや、

美以教会の教師小阪啓之助氏は熱心の人なり、熱心なるが故に其の事を行ふ往々真面目にして一見頗る奇なるが如きものあり、

氏は先より押川方義氏の人物を聞きて氏に面会せんことを求め居たり、幸ひ押川氏が宇都宮に止宿したることを知り氏に逢はんとして其の旅舎を訪ふ、請はれて押川氏の室に入るや「私は小阪啓之助でございます」として一禮を為したるのみ、押川氏の発言を待ちしに氏は一言をも語らず、氏亦一言せず、大約一時間無言にして暇合ひ、其の俚にして去れりと、ある人評して曰はく「小阪も小阪だが押川も押川だ」と、又小阪氏が柵木に伝道せる頃一人の退却せる信徒あり、小阪氏之を挽回せんが為に苦心し、一日某所に其の者に会したる時氏は怒髪天を衝くの勢を以て強く其の不信を叱し、忽ち其の者の髪を掴み、其の頭を畳に突附け、右手の鉄拳をあげて其の頭を連打し、連打せると共に氏は「天に在す我儕の父よ、願はくは聖名を崇めさせたまへ……」、主の祈祷を終ると共に其の手を収めたり、然れども此鉄拳は普通の鉄拳にあらず、愛の凝りて鉄拳となりしものなり、故に其の方法實に驚くべきものありしと虽も彼の人之が為に大に感ずる所あり、爾來其の罪を悔いて善き信者となりたりといふ、志は方法を造ることあるを記すべし。

第九十四章 つい癖になつて

約百記に曰はく「手に罪のあらんには之を遠く去れ、悪をなんちの幕屋に留むる勿れ、然すれば汝面を挙げて玷なるべく、堅く立ちて懼るゝ事なかるべし」(十四、十五)、事は屢々すれば終に習慣となりて後には意なくして為すに至るものなり、然れば善は屢々為して善の習慣を造り、悪は小なりとも之を遠けて習慣を造るなかれ、悪をして其の身に居らしめたらんには玷なき生活たる能はざるなり、

余が父曾て渡辺孝氏に語りて曰はく「余は明治初年の頃より一の悪き習慣を有するに至れり、何ぞと問ふに人ありて此事は是くして如何と問ふことあれば同意すべきことにても先づ一旦之に反対し、問ふ者の意見をきゝて後に之に賛同す、此れ正直の道にあらずして偽なり、余之を知らざるにあざれどもつい癖になつて心附かざる間に既にやり居ること屢々なり、如何にしてかゝる習慣を為したるかを思ふに維新前杉山東氏余が同僚となりしに氏は中々に才能ある人にて後來有益の人物たるべしと思ひしが尚ほ當時壯年にして且つ遠慮深き性質なりしかば何事も先輩なる余に譲りて自己の意見を吐かず、事ある毎に「如何

にても、「宜しきやうに」として自説をいはず、之を云はしめんには反対の説を述べて氏を釣出だすに如かずと、是に於て氏の思ふ所は此所ならんとすれば其の反対に出で、氏が其の反対説に反対して意見を述べれば後之に同意し、余の此策は當りて氏は次第に金玉の意見を吐露するに至りき、余が策は幸にして當りたれども此事終に余の習慣となり、誰に対しても初より其の説を容れず、強ひて一旦は反対するに至れり、余固より偽らんと企つるにあらずといへども此習癖の爲に常に心に無きことをいふに至れり」と、あゝ、注意すべし、習ひ遂に性となり、善にもあれ、悪にもあれ屢々すれば知らずして避けざるに至るべし、注意すべきは習慣なるかな。

第九十五章 馬術を学ばんので

箴言に曰はく「謙遜は尊貴に先だつ」(十五。)(三十三。)
謙讓には失敗なく、傲慢には恥辱あり、若し人初より謙ならんには其の後にあるものは貴まるゝことにして之より卑らるゝことあらざるべしといへども初不遜にして後、卑らるゝことあらば大恥辱を蒙るべし、(恥か記第十五章を見よ)、然れば吾人は深く自ら足らざるを知りて対するものゝ誰たるを問はず、謙讓

なるべし、謙讓の後に榮譽あるは吾人のよく知る所なれども傲慢の後に尊貴の来りしを見たることなし、
余が藩に大岡甚助といふ人あり(今の享氏の父なり)、聞く所によれば中々の敏腕家なりしといふ、氏曾て愛宕神社へ御代拝を命せられ、御代拝の例に従ひ騎馬にて伴人を侍させて出でたり、愛宕神社は日吉神社の隣地にして近路を取りたらんには城北より行くを得たりしが御代拝のことなれば城南の本道に出て、今や俗に三枚橋と称する町を通行したりしに此日雨後の泥途にて同所の豪商鈴木与兵衛氏の前にかゝりし頃馬逸して倒れたれば氏は忽ち落馬して麻上下着用のまゝ溜水の中に転じたり、氏は思はざる失敗にて禮服を汚したれば已を得ず一僕を神社に走らせて少しく延引すべきよしを告げ、一僕を家に走らせて衣服を持来らしめ、其の間鈴木氏の家に入りて僕の来るを待ちしが鈴木氏の主人はいたく氣の毒に思ひ、茶菓を供して鄭重に侍遇し、主人自ら出来りて慰めたり、大岡氏は主人の優待によりて弥々恥かしく感せり、氏は職務として馬に乗りしが馬術は氏の得意にあらず、氏は此失敗によりて深く自己を知り、主人に語りて云へり「恥かしきことながら私は馬術を学ばんので此失敗をなして、自分一身の恥辱は兎に角、御用の間を欠くに至りて

は恐縮に堪へない、もそつとよく学んでおいたなら今日の不覚はなかつたものを」と、主人は氏の謙辭をきゝていたく感じ、氏が去りて後、家族にむかひて「御身分のある御武士といふものはちがつたものだ、大抵の人なら馬が悪いから逸つたとか、道がぬかつたから倒れたとか罪を他になすりつけて自分は善いものにならうといふがあたりまへだのに大岡さんのあの御言葉恐入つたものだ、あのお方はどうして餘程馬術は御熟達に相違ない、高慢をいふのは下手な人に限るから」と、尚ほ鈴木氏は其の後逢ふ人毎に此事を語りたれば大岡氏は過の功名、遂には馬術の名人といふ評判を得たりといふ、あゝ、危いかな、大岡氏若し負惜みして自己の非を蔽はんとしたりしならば氏の落馬は拭ふべからざる恥辱となりしならん、氏が一言の謙辭汚名を蒙るを免れたりき。

第九十六章 娘には洗禮を受けさせません

基督曰はく「我よりも父母を愛む者は我に協はざるものなり、我よりも子女を愛む者は我に協はざる者なり、其の十字架を任りて我に従はざる者も我にかなはざるものなり」

(七十、三十八、
三十八)

基督が吾人に愛を要めたまふや父母、子女に優るべきを以てしたまへり、一見酷に過ぐるが如くなりといへども忠君、敬親は神を愛するの愛よりいづべく、又敬神は道德の大本なればなり、然れども未だ信仰の奥義に達せざるものは神を重んじ、基督を敬ふに優りて其の父母子女を愛せり、彼等大義、名分の何たるを知らざるが故に大義滅親の理を悟らざるなり、豈、憐むべきにあらずや、

仙臺の某教会に古き一人の女信徒あり、其の兄弟も古き信徒にして某教会の長老たり、又某学校の教授たるもあり、信者として共によく人に知られたり、右女信徒に一人の女あり、某地にある某氏に嫁したるに某氏は久しからずして某地の尋常中学校に教員として赴任したればある人思へり、彼の女は某女信徒の女にして某長老、某教授の姪なり、殊に基督敎の勢力ある某地に居りたれば必ず何れのか教会に属せる信徒なるべし、是に於てある人彼の女を訪ひて質したるに彼の女は無邪氣に答へて曰はく「私も長く教をきゝましたがまだ洗禮は受けません、母上が嫁入りの邪魔になるからとって洗禮は受けさせませんでした」と、聞く者呆然として去りたり、あゝ、甚しいかな、彼の母の誤れるや、信仰するは神の命なり、信仰あらば洗禮すべき

は基督の命なり、彼の女は此命令を知りて之に服せず、唯其の女の嫁入口の為に此命令を拒みたりしなり、固より彼の母は信仰あらざるならんといへども其の誤てること「余が女は何者に嫁するかを知らざるが故に教育せず、道徳を重んずるの念を起さしめざりき」といふと何ぞ扱はん、彼の女の十字架は抑々何方にありや。

第九十七章 浮雲ければ掃除を止めなければならん

箴言に曰はく「賢人は知識をかくす、然れと愚なるものゝ心は愚なることを述ぶ」(十二。)、

又曰はく「其の口を守る者は其の生命をまもる、其の口唇を大くひろく者は滅亡きたる」(十三。)、

古を以て今に比すれば皆然りとはいふべからざるも古は真面目にして今は輕佻、浮薄なりとす、若し酷に評したらんには昔日の官吏は君に事へ、今日の官吏は給金に事ふるの感あり、然れば昔日の官吏は身を以て事へ、今日の官吏は伎倆を以て事へ、是に於てか昔日の官吏は責任を重んじ、今日の官吏は巧に責任を通る、然れば其の言説の如き昔日は其の責任を思ふが故に一言をも苟もせず、今日は其の責任に頓着せざるが故に殆ど演説

屋の如し、

余が藩主の忠友公と称したるは非凡の英才にして長く閣老として幕府に事へ、頗る令聞ありき、若し今日の輕浮的道念を以て評したらんには迂なりとの譏を免れる点もあるべしといへども其の職責を重んじて一言、一行を苟もせざりしは曠服に堪へざるものあり、公一日台閣にありしに五六の閣僚いでゝ其の座にありしが雑談の序一老俄に想起したるが如く「今日登城の節追手御櫓の背に人足の登りて瓦の間の草を取るを見しが突に危き仕事ならずや、若し一足を過ちたらんには御堀の中に落ちむべし、見るも危き心地したり」と、列座の閣僚之を聞きて「余も見たり」、「余も危く思へり」と、思ひ々に賛同したりしが独り公のみ黙して一言も答ふる所なし、其の日は其のまゝに終りしが坊主の一人之を怪しみ、後に公に其の故を伺ひしに公は答へて曰はく「彼所に居りたる面々は皆老職なり、若し老職たるもの一致して是なりとし、非なりとせば其は天下の御法度にして決行すべき所なり、然れば櫓の掃除若し浮雲しとならば草取りの事を止めざるべからず、余は之を思ひて独り賛同せざりしなり」と、事小なりといへども以て公の胸臆を忖度するに足るべし、公の些事に其の責任を重んじたることを思はゞ今日

の才子愧死すべきなり。

第九十八章 祈禱と観音には失望しました

基督曰はく「人は二人の主に事ふること能はず蓋これを惡みかれを愛み、此を親み彼を疎むべければなり」(太六。廿四。)

雅各曰はく「疑ふことなく信じて之を求むべし、疑ふ者は風に據かされて翻る海浪の如し、斯の如き人は主より何物をも受くると想ふ勿れ、斯の如き人は眞心にして其の行ふ所の事すべて定準なし」(雅一。六〇。)

一発して二鳥を獲んとすれば一鳥をすら得ること難し、況んや唯一の心ある者一時に二個以上を信ぜんとせば何れにも専念なること能はざるに於てをや、余輩仏教中にありて浄土真宗の最も熱心なるを知る、蓋し彼等は「門徒物知らず」の主義によりて他神、他仏を拜せず、専心一仏を拜するが故なり、近世何事によらず分業となすものは事を行ふに易くして其の功多きを以てなり、然れば宗教に於ても一神を拜する者は二三神仏を拜する者よりも宗教の効力を知ること多しとす、(統々恥か記第十三章及び第五十一章を見よ)、

明治十一年の末の頃余が旧藩の土原川徹平氏の第二子均平氏と

いふもの兩國教会にてダビドソン氏より洗禮を受けて入会したり、其の姉貞子は淺草教会にて信徒となり、家中已に二人の信徒あれば家庭中に幾分か基督教の風は吹き居りたるなり、父の徹平氏も二子より教のことも聞き、又聖書など見ることもあれば自ら信者らしき節も見え、貞子と均平氏とは常に父の教に入らんことを望み居りたりといふ、ある冬の暖き日なるが均平氏は南受けの椽側にて祈禱するが如き声あるを聞きたり、誰が祈禱するにやと見れば思ひもよらぬ其の父徹平氏が日向にありて祈禱せるなり、氏は一びは驚き、一びは喜び、自己も神の恩を感じしつゝ其の祈る所を聞けば基督教徒の祈禱の如く罪の赦されたるを感謝し、尚ほ罪なき生活を為し得らるゝやうにと祈れり、均平氏の喜びいはん方なく、深く神の摂理を感じ居りしが久しからずして徹平氏は座敷の中に入りたるが如し、均平氏は姉家に帰らば告げて喜ばせん、教会に往かば教師にも語らんなど考へ居りしに其の父は座敷に入りたるまゝ音もなし、聖書にても読みをるものかと再び次の間より父の方を見れば何ぞ思はん徹平氏は己が先に骨董店より買來りし観音の銅像に對し、手を合はせて読経し居らんとは、均平氏の驚愕如何ばかりならん、今までの歓喜と得意とは憂愁と失意とに變じ、我が手に抱ける愛

児を奪はれたるが如き心地して父にすゝめん勇氣だに失はれたりしといへり、惜しむべし、後、久しからずして不幸、貞子も均平氏も病死したれば基督教風は其の家庭中に吹きやみて多分徹平氏は不信の中に死したりしならん、若し氏にして一に我が神をのみ信ぜんとしたりしならば遂に道に入るべかりしならんに貳心にして何も得る所あらざりき。

第九十九章 五厘でも買へませんか

保羅曰はく「もし恩に由らば功わざには由らざるなり否らざれば恩は恩たらず若し功によらば恩に非ず否らざれば功は功たらざるなり」(羅十一、六六)

人神に來りて救はれんとする時屢々其の功績を頼めり、功績固より美にして且つ貴むべしといへども救はるゝの條件たるものにあらず、神の人を救ひたまふは神の恩恵なるが故に得んとする者は功績なる條件を携ふるに及ばず、唯信じて価なく救拯を得べきなり、然れども人は屢々此理を誤つが故に神の目前に三文の価値なき功績を呈して以て神の甘心を得んとす、此れ人心の傲慢なるによるべしといへども大過たるは一なり、恩を得んとする者はよろしく恩を得るの道を以てすべし、

余が盛岡に移住して後、屢々書生、壯士等の旅費を尽くしたり、疾病に罹りたりといふを名として金錢を与へよと請ふものあり、時としては氣の毒なるものも無きにあらねど彼等の多数は一種の「物もらひ」にして、真実なるもの少し、よつて余は左の理由によりて之を拒絶するを常とせり、

金錢の助力を請はんとならば朋友、相識の添書を持來られよ、若し添書なしとすれば断然謝絶す、是れ余の規則なり、今日貴君を氣の毒なりとて助力せば先に謝絶したる者に偽るなり、又今日助力せるの例をつくらば此後請ふ者ある時謝絶するの道なし、限りあるの財を以て限りなきの求には応すること能はず、真偽を判知し得ずして不公平なるを為さんよりは一切拒絶するの寧ろ公平なるに如かず、此れ余の私則を設けたる所以なり、乞ふ、焉を讀せよ

其の他をいはず、請ふ者と腕めあふこと少時にして彼去りゆけり、然れども乞食根生「性」を有して請ふに慣れたる者は尚ほ嗚々訴ふることにあれども余の答ふる所の板行の如し、余が川原小路にある頃なりしが一人來りて乞ふこと例の如し、余又例の如く答ふ、彼去るかと思へばなか／＼に去らず、彼の訴ふる所は多様にして余の答ふる所は一律なり、彼は「貴君の御言は御尤なり、

なれども云々」二三回繰返せり、余は彼の到底叱咤するにあらざれば功なきを知り、尚ほいふ所あらばと思ひ居しに彼は「御尤です、然し……」、余は彼の言を止め「世に分らん人多かるべしといへども貴君ほど分らん人は珍し、先刻より『御尤です、然し』と何度も繰返さるゝが御尤ならば何故に然しといふか、然し云々があらば御尤にはあらず、御尤ならば然しのあるべき筈なし、かゝる前後撞着せることを云はるゝも余は貴君の辨舌に瞞着せらるゝ者にあらず、速に去りたまへ、余は貴君の為に徒に時を費すを好まず、又何程辨せらるゝも貴君の為に一銭の利益ともならず」と、彼は言窮して何もいふ所あらざりしが懐中より紙に包みしものを出だして「貴君の云はるゝ所御尤なれば最早請ふことをせざるべし、此所に一枚の短冊あり、此は函館の有名なる某先生の揮毫せられたるものなり、今は止むを得ざるが故に此大切な短冊を売らん、何程にか買ひて賜はらずや」と問ふ、余は答へて「否、余は買はず、貴君には大切なもの、余には欲しくも無きもの、欲しからざるものを買ふは与ふるに同じ、御断りまうす」といへり、騎虎の勢、彼も黙しては去りかねたるものかムジ／＼して無言なること少焉、忽ち首を挙げて「五厘でも買へませんか」、余は此言をきゝて怒れり、

怒りしが故に大喝一声「いらんものはどうしてもいらん！」、余も餘りに大声なりきと思へり、彼は飛びあがり、下婢は驚きて見に来れり、彼はスゴ／＼短冊を懐中して「御邪魔をいたしました」といふ、余は少しく氣の毒に思ひたれば「貴君に御忠告をしますが他の助力を乞はるゝならば助力を乞ふやうにせられよ、貴君の如く乞ひたまはゞ意あるものも応せず、結局貴君の損なるべし」と、彼唯々として謝して去れり。

第百章 宣教師等と徑庭はない

基督曰はく「天に在す爾曹の父の完全きが如く爾曹も完全くすべし」(太五。)、

詩に曰はく「完人に目をそゞぎ直人を見よ」(三十七。)、

道徳、學術に至高、至潔の理想なく、模範なき時は自己の足らざるを見るに敏ならざるが故に高度に進むこと能はず、基督教徒の道徳の高尙なるは神なる道徳的理想を有し、基督なる道徳的模範を有するが故なり、然れば信仰幼稚にして、又は誤つて高度に達すること能はざるの場合あり「なし」といへども彼等は其の位地に安んずるものにあらず、汲々として日夜其の理想に達せんことを求め、兎にも角にも彼等是有望なる進行中にあるなり、

人若し自ら安んじたらんには已に退歩の初期にあるを知るべし、
 丑非利加内地の土人中には十以上を算し得ざるものあり、彼等
 は其の以上を知るべからざるものとして十位に満足せり、之に
 満足せるが故に彼等の教学は決して進歩せざるなり、彼等は十
 以上の理想なく、十以上の摸範なし、彼等は毫末も数学なる思
 想あらざるなり、然れば吾人が道念を発輝し、高度に進まんと
 せば常に高尚なる理想を抱かざるべからざるなり、

余が先輩たる益友押川方義氏曾て福澤諭吉氏に面し、基督教を
 信するの意なきやを問へり、氏答へて曰はく「余は宗教の必要
 なるを知れり、然れども余自ら之を信するの必要あるを見ず、

余が学校に英國宣教師を備ひて教授に任じたるもの数名あり、
 余彼等と交り、親しく彼等の挙動を見るに余と比して敢て逕庭
 あるを見ず、従つて余の進みて彼等の信する所を信するの要を
 見ざるなり」と、押川氏徐に説きて曰はく「然らん、彼等と貴
 君とを比して彼等の貴君に優る所なきもの之あらん、然れども
 請ふ、一考せよ、彼等は其の道義敢て高潔及ぶべからざるもの
 なしといへども彼等は其の道念に於て高尚、優美なる理想を抱
 き、自己の足らざるを認め、日夜神前に俯伏して、罪を悔い、
 更に進んで其の理想に到達せんことを求むるものなり、其の理

想無く、其の摸擬する所劣等なる者は自己の罪過を知らざるが
 故に自己の位地に甘んじて更に進む所あらざるなり、よし低し
 といへども高き理想に達せんとして汲々たる者と自ら其の位地
 に甘んじて進まんとするの思想なき者とを比せば其の人物の品
 性果して如何」と、福翁其の福面を反け、洩面を造りて他をい
 ひしといふ、氏は英才として人後に立たざるものあらん、氏は
 我が國家に益したるもの或は之れあらん、然れども氏が道徳上
 の理想は基督教徒の門番にも及ばざるものあるなり。

統統恥か記 自 第一百一章 第七卷
至 第一百十四章

第一百一章 馬を御する術

雅各曰はく「人若し言に愆なくば是れ全人にして全體に轡を置き得るなり、夫れ我儕馬を己に馴はせんとして其の口に轡を置く時は其の全體を馭すべし、」(三。二。一。及三。)

人若し自己の一身を制御するを得たらんには是れ一個の君子なり、然れば一身を制御するの一身に利あるを知らざるもの無しといへども事の困難なるが為に人多くは其の容易きに放任して遂に全く制御するを得ざるに至る、悲哉、然れども何事によらず力めて惰らざる時は其の初め困難なりといへども時を歴るに從ひて困難の度を減し、遂には極めて易々たるに至るべし、蓋し技芸を習ふ者と其の難易を同くす、譬へば馬術を学ぶものを見るに其の初に於てや馬を馭するにあらず、馬に走らるゝなり、ある人馬に騎して走る、其の友途上に見て何方に往くやを問ひしに騎者答へて曰はく「此分にては何方に往くやを知らず」と、よく其の実を穿ち得たるの言なり、然れども其の技次第に熟す

るや所謂鞍上人なく鞍下に馬なしの境界に達し、馬を御するごと猶ほ自己の手足を制すると異らざるに至る、吾人が一身の罪惡に勝ち、邪念を制するも其の初に於てや、其の困難なる殆ど堪ゆべからざるものありといへども「日々其の十字架を負ひて」刻苦、精勵、之を制するを習はゞ遂には馬術家の馬に轡を置きしが如く之を制するを得べし、

余は年齢の十歳に達したる頃より馬術に入門して之を学びしが余は餘りに馬術を好まざりき、全く好まざりしにはあらざるべきも馬の自由にならぬと餘りに規則のやかましきを好まざりしなり、殊に梅内と稱する馬の馭る、三澤といふ馬の首のあがらぬ、稲取のかけたすなど余が馬術に興味を有せざるの元となりしなり、余が馬術を習へる頃殊に面白からず思ひしは俄に進めんとするも馬の進まざることあり、又俄に駐めんとするも止まらざることあり、余が学ぶ頃は先づ乗出だして「地道」と稱する緩歩にて馬場を往復すること一回、次には「駈」といふ急歩となし、往復四回半、而して最後に半回地道にて終るの規則

なり、然るに最後の半回となるや、馬已に之を知りて緩くせんとせざるに馬は自ら緩歩し、尚ほ馬見所の前を過ぎて乗止に近く時は駐めんとせざるに馬は自ら止まる、是れ馬に乗るにあらざして馬に乗せらるゝなり、余は残念に思ひて余が駐めんとするまで止まらざるやう為さしめんとせしが及ばざりき、蓋し馬術に於て余が最も苦心したるは此事にてありき、

安政六年の冬（或は更に後なりしならんも知れず）余が父と共に初めて江戸に往きたる時、ある日の午時頃三井の呉服店より出火して室町を焼きたることあり、余が滞在したるは浜町の藩邸たりしを以て駿河町と遠からず、藩邸よりは「火の見番」として堀江氏（貞助といひしと思へり）と〇〇氏と交番に乘出だしたり、余は物見にありて二氏が小川橋を渡りゆくを見しに余が目にも二氏の馬術の優劣に驚きたるものあり、元来〇〇氏は馬形わるしとの評ありしが今にして初めて其の然るを知れり、堀江氏の馬上にあるや恰も馬と附着したるが如く、〇〇氏の馬上にあるは相添はざるものあるが如くなりき、尚ほ余が堀江氏の伎倆に驚きたるものは浜町藩邸の門前にありて氏が帰り来るを見しに氏は急歩の最も急なる歩調にて来るに正しく門前に来るまでは少しも其の歩調の緩くなるを見ず、氏は駐め

んとする其の場所に止むるが如し、氏が止めんとして手綱を引くや馬の其の足を止むる恰も手綱の馬脚に附着したるが如く、唯馬には既に馳來りし情性あるを以て馬の體ははまだ前進を止めざれども彼は四足を踏張りて己が體を支へ、ズル／＼と三四尺出でゝ止まれり、其の時の氏の身体は固より後方に傾き、氏の両腕には力溜見えて腕力の程も大なるものあらんと思はれしが余の知らざる伎倆あるにあらざるよりは如何で此事あらんや、よし引止むるに氏は力を以てしたりといへども其の駐（む）るべき所まで疾走せしむるは何等の力を以てすべきや、止めんとする前鞭つにあらず、氏が止むるまで止めざるべしとなせるによりて止まらざるのみ、氏に一種の伎倆ありしは明なり、余は氏の伎倆に服し、後、其の域に達するまで学ばんと思ひしが遂に馬術をも廢するに至りて止みき、其の後明治三年のこと、覚ゆ余が神田須田町を通行せる時、何れのか馬術家なるべし、年の頃は五十前後、黒紋附の丸羽織を腰にて折りて和鞍に乗り、右手には根鞭をさげて日本橋の方より急歩し來れり、余が藩にて丸羽織を折り、根鞭を携へて乗馬するは常に免許以上（以下にても為す人なきにはあらざりしならん）の人に見し所なれば余は彼の人も恐く馬の名人なるべしと思ひて見て居りしに左側の

浮舖ウツキのかげよりして七八歳とも思はるゝ童子矢庭に馬の前にか
けいでたり、馬上よりは一声高く「浮雲い」と声かけしが此声
をきくや僅に往き過ぎたる彼の童子は声に応じて身を転じたり
しが彼は全く馬の前二尺の所に倒れぬ、余は彼確に馬足にかゝ
れりと思ひしに彼の騎士は直に馬を駐めしが馬の前脚は已に運
動を止めてたゞヅルゝと足を摺り、前に倒れし童子の身体を
揃へし二足にて一二回先に転かじ「がし」いだしたり、彼の人は馬の全
く止まりし時馬上より見しに童子は此時起上りて泣きながら家
の方にかけてれば彼の人も安堵したるものゝ如く又忽ちに急歩
して過ぎぬ、堀江氏といひ、此老人と云ひ修業の功、此域に至
りしものなり、吾人若し吾人の罪惡を制するに二氏の馬に於る
の伎倆ありしならば吾人の一身は何程に聖潔なるべきや、修業
なるかな、修養なるかな。

第百二章 廢娼の善後策は如何です

箴言に曰はく「妓婦に交る者はその財産を費す」(廿九、
三三)、
又曰はく「それ誠命は燈火なり、法は光なり、教訓の懲治は
生命の道なり、これは汝をまもりて悪しき婦よりまぬかれし
め、汝をたもちて淫婦の舌の諂媚にまどはざらしめん、其の

艶美を心に恋ふことなけれ、その眼險に捕へらるゝ勿れ、そ
れ娼妓の為に人はたゞ僅に一撮の糧をのこすのみにいたる、
又淫婦は人の貴き生命を求むるなり」(六〇、廿三、
廿六)

存娼と廢娼との議論は中々に騒々敷きことなるが兎に角目下最
上級の開明國に於ては公娼あるものなし、然れば絶対的に廢娼
を不可なりとするものはあらざるも人多くは廢娼後の弊を豫想
して俄に決行すべからずと為せり、固より多くの良法も其の善
後の策を思はずして決行せば従つて弊害の生ずることなきを保
すべからず、然れども此善後策なる名は屢々中心廢娼を好まざ
るものゝ口にかゝりて廢娼の大義を没却することあり、ロー
ランド夫人は斷頭臺の前において「自由よ、自由よ、爾の名に
よりて幾多の殘虐の世に行はれしことぞ」と歎せしもの彼等の
善後策と其の害を一にするものあるにあらずや、若し彼等にし
て真実に後の弊害を思ふとせば其の弊を憂ふるといふの点に於
て吾人と同じきが為に吾人は彼等を目して同志者となすに躊躇
せざるべしといへども屢々吾人は為にする所ありて卑劣にも此
名を以て吾人に反対せるものあるを見る、豈憂ふべきの極にあ
らずや

余輩が盛岡に赴任したる後、明治廿三年の一月頃なりしが松本

総吾氏、林竹太郎氏等土地の有志者に謀りて廃娼の運動を為さんとすることあり、余も同意して其の運動を始めしが余輩は廃娼運動の基督教の機関たりとの誤認を避けんが為に神官、僧侶、官吏、商工、可成多くを糾合して其の運動を公表せんと先づ発起者の勧誘を始めたり、一月廿二日松、林二氏と共に東頭寺に往き、住職某氏に面会し、之を謀りしに彼は余輩の説く所を傾聴せしが余は別室に婦人の声あるを聞き、又嬰兒の泣くを聞き、又児の汚れ物の椽側にかゝりしを見て、此生莫坊主謀るに足らずと思ひしが政略的に彼の同意せんことを望み居たり、其の時他室より二三の僧侶出で来りしが一人の年庚三十五六の僧余輩の傍に坐し、余輩の語るをきゝて居りしが住職の一二言答へし時彼は曰はく「私は一の関の吉川といふものですが……倅廃娼論は誰とて悪いといふものはありませんが善後策は如何です、何か御見込がありますか」と、余は彼の素振りと言調にて彼の俗の才子にして反対家なるを思ひ、彼必ず廃娼を自己の為に不便とする墮落僧ならんと思ひたれば余は直に云へり、「私共も廃娼運動を為す程なれば善後策の無いことはありません、廃娼論を称へて善後策を講じないのは仏造つて魂を入れないもの、かゝる愚策は余輩も為さざるの覚悟があります」と、彼は其の

面に反対を見せて黙し居りき、住職は余輩が明後日杜陵館に会して熟議したければ出席せられよと乞ひし時「昨今開議中で他から来て居るものもありますので或は出席ができませんかも知れません」といへり、余輩は遂に此寺を辞し去れり、翌廿三日となるや盛岡市中に演説会のピラあるを見たり、何ぞと見れば

廃娼論駁撃仏教演説

本日午後一時杜陵館に開会

辨士橘某、吉川某

吉川は昨日の僧侶なり、橘は芸娼妓の取締を為せる壮士の親方なり、余輩は彼等の機敏なるに一驚を喫したり、廃娼駁撃と仏教演説と串連せるを見ては彼等が道念の程度の何の辺にあるかを驚けり、然れども余輩此等の反対に屈すべきにあらず、約に従ひて杜陵館に第一回の相談会を開きたるに東頭寺と大泉寺とは意見を聞くまでの権限にて代人を出だしむが

市長目時経之氏は輿論を作振せしめんとのことなら同意し、建白など為さんとすることならば除名しくれよ、

中学校長多田綱宏氏は公用につき欠席、

羅馬教会僧ジャクエ氏、カロン氏は是の如きは教会全体の主義に反するが故に欠席、

醫師高野隆成氏は道徳上賛成、社会上賛否分明ならざるを以て欠席、

某寺住職千原園空氏は宗用あり欠席、

某寺住職阿部某氏は宗用にて近日上京につき長く運動を共にするを得ざるを以て欠席、

右の如くして余輩の企図する所は半画餅に帰せり、余輩が其の人に面して同意を求むる時は「反対する者殆ど一人も無し、弥々其の運動に着手せんとすれば大抵は前記の如し、油町〇〇寺の如きは「固より賛成なり、又仏教者として義 賛成せざるを得ず、然れども本寺の檀家には貸座敷數軒あり、若し彼等の反対に逢はゞ此寺を追はれざるを得ず」と、此れ彼がある人に語りし所なるが此等は正直にして勇を欠きたるもの、寧ろ氣の毒なる類なり、然れども彼等は檀家に此不義を為すものあれども之を禁ずることをせず、又之を放逐することをせず、其の取る所の道徳の主義に反するも米粒の為に黙して之に諂媚を呈し、恬として恥つる所なし、殊に彼れ吉川の如き其の妻は自己が馴染の芸妓なりしを思へば彼は仏教よりも妻に対するの義として廢娼に反対せざるべからざるは沙汰の限りといふべし、あゝ、彼等は娼妓と離るべからざる腐縁を有するものか、噫。

第三章 囚徒の塀破り

以賽面悪者を評して曰はく「彼等の足は悪に走り、罪なき血を流すに速し」(五十九)。

悪人の悪に鋭敏なる(善には必ず鈍しといへども)吾人の驚くべきものあり、(統々恥か記第十章参看)、其の爲す所往々人の意想外に出で、屢々人をして「あの智を善い事に用ゐたらば」と長歎せしむるなり(統々恥か記第八十八章を見よ)、然れども彼等は悪智に長したるが故に善事には応用すること能はず、海上の知識は陸地に應用すべからず、悪者の智は悪に用ゐるのみ其の活用を為せるぞ氣の毒なる、

盛岡の監獄署は先に下の橋際の今、高等小学のある所にあり、明治十七年十一月三日天長節の日午時頃同署より発火し、此日西の大風にて殆ど全市の三分一を類焼せしめたりといふ、看守長太田某氏一日余に語りていへり、「悪いものは中々賢いものです、十七年の火事の時に私も署に居ましたが一旦囚徒を監房から出して署の中に火を避けさせたのですが段々延焼してとても署内には置けないやうになつたので表門から遁がさうと思ひましたが門が東方にあるので今、表門から出さうとすれば煙は

勿論、火の粉をかぶらなければならんやうなので、典獄にも問ふて横の塀を破つて出さうとしました、そこで看守や、押丁が塀を毀すに何かあるまいか、鍬なり、斧なり、あれば善いかとウロ／＼して居る時一人の囚徒は『旦那、石でぶつつけて毀したら如何でございます』といひました、成程と其の辺を見ると地から角をだした手頃の石があつたので其れでやれといつたら直ぐ堀出して塀にぶつつけたので穴があきました、ソラ穴ができたといふので其の穴に手をかけて一枚ばかり板をはがしたのですがまだ身体が出る程の穴ではなし、石は穴から塀外に飛びだしたので再び取ることはできず、生憎外に石もないので又一同困つてどうしやうと考へたのです、其の時又一人の囚徒は『旦那、出てよろしいならもう毀れなくてもよろしうございませ』といふのです、何故かと聞いたら『へい、穴さへできれば足をかけて塀に乗つて越しますから』といひました、又成程と感服して看守、押丁を二三人、だして其れから五六人の囚徒を出して外から塀を毀させて一同出たことがありました、実に彼奴等は密にやるべき破獄の手段を公然のことに応用したので、悪い智も役に立つことがないでもありません』と、氏は呵々大笑せり、実に悪者の悪智は吾人の豫想の外にあるものなり。

第四百章 名誉を思ふのです

保羅曰はく「彼等其の心に銘しるせられたる律法の工を表彰し其の良心これが証をなして其の思念たかひに或は眩め或は褻むることを為せり」(羅二。一五)。

箴言に曰はく「嘉名は大なる富に優る」(廿二)。

人性は既に破壊したるが故に其の企図、計畫せる所悪ならざるなし、然れども亦人性は禽獸に異り、其の心に銘せられたる律法あるが為に驚くべきの善あるを見る、是に於てか人或は人之性本善の説を為し、思ひの外に信ぜらるゝものなり、然れども人は又名譽を重んずるが為に其の名譽心に驅られて善を為せり、是く云はゞ或は曰はん名譽を重んずるは善なり、此善あるは人性善なるの証にあらずやと、何ぞ知らん、彼等が名譽を重んずるは其の名譽を利用して自己の位地を為さんの意たることを、東京日本橋の品川町に奇なることあり、彼所は魚市場の一部にして毎日正午に至るまでは車馬の通行を禁し、売る者、買ふ者の此所に入出入するもの数千、其の喧騒、雑沓、東京の繁昌を一瞥の下に見るべきなり、同所に住せる久保庭友吉氏余に語りて曰ふ近傍の蕎麦店某は毎夜売残したる蕎麦を蒸籠に盛り、人の

最も多く通行する所を扱み、戸板を横へて之に列し、一膳一銭の札を添へおくこと毎朝の例とせり、而して此所に入出入する人々空腹を感じる時は来りて自由に食ひ、食ひし程の銭を投じて去れり、十二時後、市場の終りし頃蕎麦屋の手代来りて明蒸籠と銭とを取りて帰るを常とす、久保庭氏は最初之を見て珍しき商法もあるものかなと思ひ、手代に金高の果して蒸籠の數に相當せるや否やを問ひしに数年間此の如く為し来れども未だ一回だに銭の不足なりしこと無しと答へしよし、あゝ、奇なるかな、此所に入出入するものは下流の人々のみ、其の売買の談判を聞く者は喧嘩なりと思はるゝ程なり、掏兎は何十人となく出入し、時としては大金を奪はるゝものあり、是の如くなるに独り此蕎麦に対しては不正を働くものなし、唯々不思議なる現象といはんの外なし、詐偽、不正の行はるゝ間にありて独り此異象あるは抑々何等の理由によるものならんか、正直者のみにあらざるはいふまでもなし、番人の居らざるが為に之を盗むは酷なりとするか、否、彼等の間には之よりも酷なること屢々行はるゝなり、蕎麦の一二椀盗み食はんには餘りに小なりと為すか、否、彼等の中において五厘錢一個を地に落とす、唯一瞬間地を見て而して銭を見れば最早見ること能はざるなり、見張人なきが故に

其の事の餘りに奇なるによりて横着の反動、却つて之を盜まざるか、或は之れあらん、然れども其の重なる理由は此所に入出入するもの自己の名誉を重んずるが故なり、土地に住するものは番人なき蕎麦を盜ませじとの俠氣あり、出入するものは此所に入出入する魚商は番人なき蕎麦を盜む程に賤しむべきものにあらずとの名声を得んとするなり、而して其の名声を得んとするを何故かと問へば公義を愛するが故にあらず、正直なるが故にあらず、単に弱を「挫き」^{助け}強を挫く魚川岸氣質のみにあらず、魚川岸と魚商との利益の為に名誉を重んずるが故なり。

第百五章 名は同じく大砲です

神耶利米亞をして言はしめて曰はく「預言者等は我が名をもて詭を預言せり、我之を遣さず之に命せず又之にいはず彼等は虚誕の黙示と卜筮と虚しきことと己の心の詐を汝等に預言せり」(十四)。

彼得曰はく「昔民の中に偽の預言者ありき其の如く爾曹の中にも偽の師出でん、彼等は淪亡に至る異端を伝へ且つおのれを贖ふ主を主とせずして速なる淪亡を自ら取るべし」

(彼後二)。

世には名を同じくして其の實全く異なるものなきにあらず、名は同じく通貨にして贖金あるが如く、名は同じく愛國者にして國賊あるが如く、名は同じく教師にして偽善者あるが如く、名は同じく宗教にして回、仏の偽教あるが如し、若し最初より真正の通貨、真正の愛國、真正の教師、真正の宗教なくば贖金、國賊、偽善、回仏は決してある能はざるべし、然らば此贖物、偽物あるが故に真正の物を廃すべきか、否、一日も廃すべきものにあらず、贖物を恐るゝが故に真物に近かざるは湯に懲りて水を辞し、羹に驚きて膾を吹くの愚なり、一利あれば一害の之に伴ふは不完全なる人生に於て實に止むを得ざるものにて疇昔以色列に預言者起るや彼等の善遇せられざるに拘らず、其の職の貴きが為に一方に偽預言者起れり、新約の時代に於ては使徒又教師に対して偽教師あり、甚太しきに至りては基督の名をさへ冒して我は基督なりといふもの出でたり、然れば世に真正なる基督教あらば仏教、蓮門、天理の類の跡を世に絶たざるもの止むを得ざることなり、吾人の覚悟すべきは其の名の同じきに欺かれず、深く自ら觀察して真を取り、偽を棄て、以て我が信念を全うすべきなり、

世には大砲といふものあり、其の大小、輕重、形状、長短固より一ならず、又其の製る所の材料も銃あり、鉄あり、鋼あり、黄銅あり、然れば其の効用に於ても一ならず、彼此比較し来りしならば同じく大砲にして其の實全く異り、日を同じくして語るべきものにあらざるを知るべし、故に余は大胆に云はんとす、若し今日の進歩したる大砲を大砲なりとすれば昔日の大砲は大砲にあらずして唯一個の偽物なりと、余が幼少の頃余が藩に於て学びし砲術は當時我が國に於ては進歩したる分なりき、然れども其の最も銳利にして最も効用多きものすら今日より見ば大砲と稱するの価値なきものなり、我が藩にて最大の口径なるは廿九擗といひ、大約七八寸ありしならん、口径よりいはず今日の最大なる大砲に近しといへども長さは六七尺に過ぎず、且つ施條砲にあらざれば圓形の彈丸にして尚ほ砲口より之を裝填し、彈丸の有功距離も十町には過ぎず、尚ほ加之彈丸の進行遲緩なるが故に若し砲口より白煙の吐出せらるゝを見、或は発砲の音を聞きて急ぎ遁れんとしたりしならば彈着の時までには少くも三四十間以上を避くるを得べし、唯危険なるは今日の大砲の如く必ずしも的の近辺に来るものにあらざりしを以て時としては避けたる辺に彈の着することあり、又榴彈なりしならば破片の

飛散するもの三四十間の間は有功なるべきなり（恥か記第廿六章を見よ）、然れば余輩は幼少の頃より大砲の効用を疑ひ、時々先輩に問ひたることあり、先輩は答へて曰へり、大砲の射撃の命中せざるは砲手の伎倆の拙きにもよるべしといへども元来大砲なるものは強ち命中を期するものにあらず、敵味方接戦の際味方の後辺より天地も崩れんばかりに発射し、敵の陣地に屢々破裂せしむる時は味方の銳気を激励し、敵軍の勇気を沮喪せしむるの功あり、余輩は之を聞きて成程と満足したりしが今より思へば馬鹿々々しき議論なりき、之に反して今日の砲臺又は軍艦に備へたる砲門を見よ、其の重量を減じて運搬、設備に便せんが為に鋼を以て造り、其の発火の力に堪へんが為には鋼線を巻き砲身とし、遠距離に達せしめんが為に砲身を長くし、我が三景三艦に備へたるが如き四十五噸砲にして四十二尺（七間）の長さあり、其の命中と鑿入の力とを強からしめんが為には砲巢中に條を施し、弾を回転せしむるが故に其の距離を誤らざりし以上は盲人の砲手を用ゐるも百発百中なり、然れば彈丸の進行の速なる十町乃至廿町は殆ど身体を避けんとするの猶豫すら無し、而して其の発射の有功距離も非常に遠く、クルツプ製造の普通の砲門すら山砲に於て一千二百メートル（十町）、野砲

に於て二千五百メートルに達し、砲臺砲、軍艦砲に於てはは（一）万メートル（大凡三里）に達し、近頃米國にて發明したる百二十四噸砲は彈丸の達すること十六哩（大凡六里半）に達せりといふ、視よ、十町にして殆ど命中すること無かりしも大砲なり、六里餘を飛びて尚ほ鋼板一尺を鑿通するものも大砲なり、其の名に於ては彼と此と大に異なる所なきが如しといへども其の勢力効用に於ては全く殊別の觀あり、あゝ、仏教も宗教なり、基督教も宗教なり、名は同じく宗教なりといへども彼此相比したらんには彼は芋筒にして我はクルツプ砲なり、名は同じく大砲なりといへども其の實は全く異れりといふべし、

因にいふ、我が國のいまだ外國との交際を為さざる頃は芋筒と稱したる大砲ありき、小なるは口径僅に一寸にして砲身の長さ二三尺、大といへども口径三四寸にして砲身の長さ五六尺に過ぎず、思ふに弾量を以て稱し、二百目乃至七百目、一貫目といふは稀なりしならん、是の如くなれども「盲蛇物に怖ちず」の諺、海外の如何に進歩し居るかを知らざるが故に彼の芋筒にて二三千噸の大艦を砲撃し得るものとし、我が藩の領内にては海岸に御臺場と稱したる名さへ「ちぐはぐ」の砲臺あり、之に芋筒一挺、乃至二挺を備へたるあり、嘉永年

間米国の軍艦浦賀に到着したる頃なるが当時米國にも蒸汽の艦は少く、一艦隊中に二艘、或は二艘の蒸汽艦あり、其の他は皆帆走艦なりしなり、然れば其の帆走艦の一なるべし、伊豆國稻取村の沖合に間切りて或る時は海岸に近く、或る時は遠く走り居れり、此時小原方平といふ人あり、是くと見るや預て上よりの仰出だされによれば異國船海岸に近かば打払ふべしとのことなり、我が武威を示すは此時なりと、忽ち例の二百目許の芋筒に弾を込め、近より来れと待ちたりけり、彼の船は此等の戦略ありと如何で知るべき、臺場の餘りに小なる彼等の精巧なる望遠鏡にも見落としたるならん、風を間切りて二三町の所まで斜に走りきたれり、忽ち小原氏は自ら導火線に火を点ざり、芋筒にても筒は筒なり、一発ツドン、弾は首尾よく筒口よりいでたり、彈着如何、氏は小手をかざして見てあれば海岸より四五十間の沖合に面を出だせる岩に中りしと見え、岩角を少しく欠き、弾は其の辺の海中に入りたり、此時米艦は左に間切らんが為に帆綱を繰り、艦は徐々として左方、即ち沖合にむかひて走れり、小原氏は此体を見て意気揚々、見よ、異船ども我が一発に恐れて沖合に遁れ去れり、氏は是く信したるが故に些も恥る色なく、深く信じて

余が父にも其の功績を語りし由なり、此頃「舊幕府」第二巻第九号を見しに太田運八郎といふ浦賀奉行五百目筒を以て米國軍艦を打払はんとて漁船を擲出だしたりとのことを記し、^{「禮」}が盲滅法の土人が彼我の事情に暗き東西其の規を一にすとも評すべきか、

舊幕府の記事は少しく可笑しき節あり天保頃の五百目筒といへば其の重量少くも百貫目に近く、其の砲を装置する臺も中々に大なり、故に漁船に備へらるべきものにあらず、西洋風に車臺等は無く如何にしても怪しき談なり、吾人かゝる勢力を思ひて而して今日の大砲を思はゞ其の相違雲泥、万里同じく大砲なりと見るべからず、彼の黄海の海戦に清艦定遠より発射せる三十三半サンチメートルが唯一発にして松島艦乗組員の四分一を粉砕したるを思ひ来らば其の勢力殆ど似たる所なしといふべし、余嘗て艦中備附のクルツプ砲三種を見たることあり、皆同じく廿四サンチメートル砲にして第三は最新式、第二は其の前、第一は尚ほ其の前の發明なり、艦内に備附くる大砲は其の場所の広からざるが故ならん、発射して遠く後座せしめざるの防備として砲より左右に綱を附し、其の端を艦側に繋ぎ、以て後退を駐む、之を駐退索

と称するよしなり、余は前より此駐退索の如何にも智なきを思ひ、洋風の器械としては拙きものなりと爲し、後座せる時、汽車の連接したる所に設けあるものゝ如く、突當りて駐むる器あるべしと思ひしに果して第二砲は駐退索を廢し、之に代ゆるに駐退筒を以てせり、駐退筒は鉄製にして其の間に護摸製の筒状のものを挟み、恰も列車の連接せる所にあるものゝ如くせり、余は大に余が意を得たりとして独り密に余の工夫を誇り居りしに第三砲を見るに及びて余は驚きたり、第三砲は第一の如く駐退索なく、第二の如く駐退筒なし、而して此二方に代ゆるに砲身の下に殆ど其の砲の弾に齊しき大きな一個のピストンあり、其の中心より直径寸許の鉄棒出で、其の末端は砲身の後端に接続し、以て駐退筒とせり、若し徐々砲身を進退せしむれば容易く彼の鉄棒ピストンを出入すれども若し発射の際に於るが如く、突如として後退せんとせば俄に其の鉄棒を抜出ださんとするが故に大氣の圧力は之を許さず、ピストン中に真空の生ずるが爲、砲身は自ら後座を駐むべし、余は其の時までクルツプといふは一個の鑄物師なりとしたり、然れども此れを見るに及びて彼は物理の原則を応用せる理學者なるを知れり、芋筒とクルツプ製、決して日を同じくして

語るべきものにあらざるなり、

余は又思へり、ある人は古き仏法を以て今日の時代に應用するの不可なるを知り、大に改良を加へたらば可ならんと、然り、改良せば改良せざるに比しては可ならん、然れども仏法と基督教とは其の懸隔、相違の太甚しき芋〔筒〕とクルツプの差よりも大なり、今日芋筒を破壊してクルツプと爲さんとするも其の材料全く同じからず、材料、即ち其の本源殊異なるが故にクルツプの巧妙なる手腕を以てするも改造すること能はざるなり、芋筒に相當せる時代に於ては芋筒も尚ほ用ゐる所ありしならん、然れどもクルツプ時代に於ては百千の芋筒ありといへども用ゐるに所あらざるなり、近頃仏者が漸く僅に長夜の夢を破りて俄に内地雜居の準備など稱して晝々するもの芋筒に弾込みして一万五千噸の戰艦を待つが如く、蟻螂の斧を以て陸軍に向ふの類なり、唯氣の毒といはんのみ、又思ふ、仏者が仏教を以て基督教と競争せんとせるは彼等の無識を自白せるのみ、夫れ動物界に於て、又植物界に於て長く大陸の競争に堪へたるものは競争の少かりし、又激しからざりし土地に入りて決して競争に破らるゝものにあらず、是れ大陸にありて長く生存競争を爲し、優なるが故に勝ち、

劣なるが故に敗れたるものにて此天則は何方に於ても、又何時にても決して誤らざるものなり、単に此点より見るも基督教は二千年間欧米の大陸に長く生存の競争を為し、近世に至りて亜細亞の東方に、亜非利加の中心に現著なる進歩を為し、本世紀に於るのみの進歩を以てするも其の信徒の數倍加したるにあらずや、是く競争場裏に著き勝利を得たるもの、今、得つゝあるもの殆ど競争を知らざる仏教に対して遂に之を全滅せしむべきこと火を賭るよりも燎なり、識者はクルツプに対するに芋筒鑄直を夢みず、クルツプを凌駕するの發明と手腕とを以て争はんとせり、仏者独り舊式、舊法を以て基督教と争はんとするか、其の愚には及ぶべからざるなり、名の同じきの故を以て其の實を同じとすべからず、

第百六章 不具の自由

箴言に曰はく「悪者はくちびるの愆によりて罣に陥る」

(十一三)。

真正の道徳を知らず、又之を貴まざる者は其の道徳の準繩なきが故に縦令善を行はんとの意ありといへども正鵠を得るものにあらず、清國の道徳は孝を以て根本となすが故に父母の命あれ

ば仁義忠信悌貞を滅するも敢て顧みず、其の弊や孝ならんとすれば凶殺、竊盜も尚ほ忍ぶべしと為すに至る、我が國に「義賊」の名あり、父母の為には其の子淫を売るも咎むるものなき、清國道徳の感化を受けたるものにあらずや、然れば志士が國家の為に利福を謀るも多くは其の標準無く、間々不具たるの觀を免れず、彼等自ら不具たらんと期するにあらず、彼等之を知らざるなり、

余が任に盛岡に赴かんとするや、其の年の二月期せずして高知教会の献堂式に会す、其の時板垣伯を訪ひ、盛岡の名望ある士人を問ふ、伯は二三の氏名を挙げて余に示されしが中に鵜飼節郎氏あり、若し名は体を現すものなりとすれば彼必ず節郎ならんと、余は盛岡に着し、久しからずして氏の家を訪ひしが不在にして逢はず、其の後氏の訪来ることあらざりしを以て余は遠地にありて盛岡に居らざるならんと思ひき、幸ひ余が止宿したる旅店の主人は自由黨員なりと聞きたれば氏のことを問ひしに主人はいふ氏は屢々余が宿に訪来せりと、よつて此次氏の訪来することあらば余の面会したきよし告げてよと乞ひおきたり、其の後、久しく何等の消息も聞かざりしを以て主人に問ひしに主人は答ふ「いつでも来れば長く居ますが貴君の居らるゝよしを

語るると急いで帰ります、御面会まうすが嫌だと見える」と、余は氏が面会を好まざれば強ひて面会するの要なきを思ひしが板垣伯の言もあれば又一回氏の家を訪ひしに「出張りやした」の一言を得たるのみ、林氏も亦一二次訪問したるよしなるが同是不在にして同是氏を復訪したることなし、是に於て氏は我が教を嫌ひ、面倒を避けんの意なるべしとし、余も林氏も其の後、訪ふことをせざりき、其の後一年許を経たる時林氏は栃内彌郎氏を馬場小路に訪ひしに主人の室に入りて見れば一人の来客ありて主人と語り居りき、氏は主人の紹介あらざりしを以て唯一禮したるのみなりしが主人と来客との中間に林氏の名刺ありたれば来客も氏の誰たるは知るならんと思ひて語り居たり、大凡半時間を経たる頃談話の都合によりて主人は彼の来客にむかひ「此方が基督教の林君で……と紹介せり、主人の言を聞くや林氏は其の誰たるかを知らんとし主人に問へり、主人は答へて「此方は鶴飼郎君で」、是に於て鶴飼氏は林氏に対し、「あゝ貴君が林君でしたか、先頃は御尋くださつたさうでしたが未だ御挨拶にもでませんで、貴君と存ぜず失敬いたしました」といへり、此言をきよて林氏は平ならざりき、彼れ若し挨拶せん意ありしならば今日まで半時間の時なからんや、意なからんには詫ぶ

るの要なし、又彼は「存ぜず失敬」といへど余が名刺は其の面前に半時間おかれたるにあらずや、彼今まで余の誰たるを知らざるの理なし、彼れ是の如き自家撞着の言を為す、或は見掛倒しの輕薄児ならんか試みばやと思ひたれば容を改め、尚ほ言を改めて氏に云へり、「貴君は本県の志士なりと伺ひます、自由の為に身を忘れて奔走せらるゝ段は私共にとつても感謝すべき所でございます、然し私に考へますに貴君等が自由の為に奔走せらるゝは大に多とすべき所ですが其の自由は我が同胞國民の自由、利福ではなく社会の半面——男子のみ——の爲にして其の恩澤は他の半面——女子——には及ばざるものと思はれます、貴君等が男子の自由の為に尽瘁せらるゝは常に聞く所ですがいまだ女子の爲に自由を袖すの策、即ち一夫多婦の弊を矯めるとか、金錢の爲に玩具となる可憐の女子を救ふとかの点に至りては不幸、私共のいまだ聞かん所です、貴君も亦今日の有様を以て満足せらるゝのですか、果して然らば貴君等の自由は不具の自由——円満の利福とは思はれませんが」、意氣軒昂中々に當るべからず、鶴飼氏何等いふ所なく、倉皇辭し去りしといふ、あゝ、世に志士といひ、仁人といふも道德の真標準あらざるもの多くは皆此の如き類のみ、歎又歎。

第七百七章 資格がない

基督曰はく「心の清き者は福なり其の人は神を見ることを得べければなり」(太五、一〇八)、

詩に曰はく「エホバの山に登るべきものは誰ぞ、其の聖所に立つべきものは誰ぞ、手きよく心いさぎよきもの、其のたましひ虚きことを仰ぎのぞまず、偽の誓をせざるものぞ其の人なる」(廿四、三、四)、

夫れ神は至聖なり、至潔なり、人は罪に汚れて而して醜なり、故に性来の人は如何なる方法を以てするも未来永劫神と接触すること能はざるなり、是に於てか、神人に近きたまはんが為に先づ基督の贖罪法を以て人類を罪惡に救ひ、聖靈を以て更生せしめ、聖靈を以て之を潔め、聖者と為して接触したまふなり、人は禽獸と異り、一種高尚なる精神を有するが故に神に接触し得ざる間は何等の物を以てするも決して満足するものにあらず、人は既に離れたり、故に神に接触し得るの資格を備へざれば眞幸、眞福はあらざるなり、吾人は神に接触せんが為に潔からざるべからず、

余が妻の妹の夫菊地鐔太郎氏は彫刻術を業とせり、今ははや六

七年の前なるが一日英照皇陛下、上野美術会に行啓あり、席画又は席刻を見そなはせたまへることあり、菊地氏は油土を以て鶏を造りて御覽に入れしが氏は後に余に語りて曰へり、すべて宮廷に係ることは格式などの嚴重なるものにて夫々相當の規定ある勿論なれども余が鶏の彫刻を御覽に入れまつりし時に屢々陛下より御下問あり、たとへば其の油土は天然のものか、配合したるものかなど御尋あり、玉音は咫尺の間にあれば余が耳にも明白に聞え居れど余は直接に御言をきまつる資格なきを以て宮内官の伝達あるまでは奉答するを得ず、又余が伊太利國に産する天然の土なるよしを奏上すれば余が声は御耳に達すれども余には陛下の親しく聞食したまふ資格なきを以て又宮内官の伝奏を待たざるべからず、其の様恰も通辨を介して外國人と語るが如くなりき、勿論余が語は陛下の御耳に入り、陛下の御言は余が耳に入りて其の意は理解し得るを以て中途にある宮内官は儀式的に介するものなりしが宛に角資格のなきを、親しく接触しまつることは得ならざるなりと、視よ、人間界に於る資格にして既に然り、況んや、至聖、至潔の神の前に出づるもの清心の資格なきに於てをや、神以色列人に示して曰はく「我は汝等の神とならんとて汝等をエジプトの國より導きいたし」(エ

ホバなり、我聖潔ければ汝等聖潔くなるべし」(四十一)と、思ふべきなり。

第一百八章 いつとなく夫婦に……

希伯來書に曰はく「爾曹婚姻の事を凡て貴め」(十三)。

結婚は人生の大禮なりと虽も我が國の今日の如く乱雜なるは多く其の類を見ざる所なるべし、敢て其の大禮なるを知らざるにあらざといへども維新以後舊物破壊の勢、良風美俗をも共に破壊し去りたる餘風により知らず識らず此弊に陥りたるものか、

ペーコン曾て歎して曰はく「人舊來の迷妄を發見して之を去らんとするに急なる時は迷妄を去らんとするの迷妄あり」と、蓋し此類なり、近頃我が教会に於て之を制裁し、又此頃發布せられたる民法によりて次第に此弊風を矯正するを得べしといへども豈歎すべからずとせんや、

我が教会の信用ある教師某氏の結婚は世に類少き奇婚といふべし、其の次第を聞くに氏は遠江國某村の人なり、其の家貧しかりしが上に氏は二男なりしを以て自ら生計の道を立てんものと志を起して國をいで、横浜に來り、外人の家に傭はれんものと或る人に其の周旋を依頼せり、其の後久しからずして山二百十

二番の女学校に僕の入用ありとのことにて或る人に伴はれて目見えにとて往きたり、女教師ピヤソン氏は氏を一見して其の風采を善しとし、仕事は何々なり、給金は何程、妻若し何々の仕事をせんとならば別に何程の給金を与ふべしといへり、氏は余は独身にして妻なしと對へしに本校は女学校にして女子のみ居る所なれば男子の独身者は備入るゝ能はず、氣の毒ながら破談せんとのことにて其の假婦されたり、氏は折角得んとしたる口を失はど何時又口あらんか知るべからずといたく失望したりしに周旋人は云へり、若し独身者にて不可なりとならば一人の婦人を頼み、夫婦なりとて往きたらんには如何、然る時は貴君は貴君の給金を得、婦人は婦人の仕事にて給金を得べければ互に益こそあれ、損なく、雙方の為に便利ならんと、氏は如何にも名策なりと思ひたれば婦人を求めしに早速一人ありたり、之に談じたるに婦人も承諾したれば氏は直様婦人を伴ひて学校に行き、此婦人を妻としたれば差支はあらじ、傭入れられたしと乞ひしにピヤソン氏は大に喜び、其の日より傭入れたり、其の日氏は婦人とは教へらるゝ通り、骨身を吝まず立動きしにピヤソン氏は弥々喜び、其の日の夕方仕事を終るや二人に一個の部屋を示し、此部屋は爾曹夫婦の室なりと親切に教へ、夜は何時に

燈火を消して床に入れよ、又其の時刻に教ふる所あるべしとて去りき、氏等二人は互に若き知らぬ男女のことゝて別段に話もなく、何か私用を辨し居たりしに示されたる時刻となるや、ピヤソン氏は入り来り、最早眠る時刻となりたれば寢よ、サア床を敷けとの命に氏は氏の夜具包をいだし、婦人は婦人の夜具包をいだし、二人とも二個并べんも少しく異なるものなりと思ひしか、云ひ合はされど離れ／＼に敷かんとせしにピヤソン氏は「別に眠るはよからじ、アメリカにては夫婦は共に眠る常なるを」とて共に寢よといふ、氏は「否、日本にては別に寝る風なるが」といひしが其の頃のピヤソン氏の和語はよくも分らず、又某氏も後にこそよく英語を語るやうになりたれ、當時 a. r. o. も知らざれば自己の意を十分に通することもならず、ピヤソン氏の親切なる早くせ／＼と頻に勧めて止まず、後には自ら手伝ひて二人で別々にせば敷くものも少く、若し二人の分を共にして二人にて眠らば敷くものも多く温なり、此方を下にかけてよ、彼方を上にかけてよと無理鎚に一個とはさせぬ、氏は真の夫婦にはあらずともいひかね、後にて如何とすべしとてピヤソン氏のいふがまゝに為したりしに黙らばとてピヤソン氏は出でゝ往きしが遠くには往かぬものゝ如く、時々戸の外に足音して「もう寢

たか」と問ふ、今はや止むを得ず、共に眠らんとて床に入り「寢ました」といふ声きゝてピヤソン氏は初めて安心したるものか急ぎ足に遠く去れり、其の夜は二人ともに針の筵に寝ぬるが如くモジ／＼して熟くも眠らで明したりしが二夜となり、三夜となり、後にはいつとなく夫婦になりて遂に今日に至りしなり、あゝ、奇なるかな、氏の結婚や、然れども氏が挙動は名ありて實ありといふものか、呵々。

第百九章 禮服でなければ……

基督神の國の招召を王子の婚筵に譬へて曰はく「王客を見んとて来りけるに玆に一人の禮服を着ざる者あるを見て之に曰ひけるは友よ如何なれば禮服を着ずして此処に来る乎かれ然然たり」(太廿二。十一)

神の人を天國に召したまふや貴賤を論ぜず、貧富を問はず、意ある者皆悉く入ることを許したまふべし、然れども天は聖くして人は穢るゝを以て其の俚天に入るを許したまはず、先づ基督を信じ、禮服、即ち基督の義を纏ふべしと定め、此義を服するものは其の汚穢を蔽はるゝが故に天の筵席に入るを得べきなり、宴會を為せるユダヤ人は貧富に應じて禮服を備へざるものなく、

来客其の席に入らんとすれば一々之に着用せしめて以て席に就かしむるの風あり、故に若し席中禮服を着せざるものあれば彼は禮服なきが故にあらざして主人の禮服を嫌ひしなり、其の挙動主人を侮辱し、且つ宴席を瀆したるなり、茲に於て主人は之を目するに無禮ものを以てすべし、王の之を室外に追ひて処罰したりといふもの此風ありしが故なり、若し人信仰によりて基督を受け、基督より賜ふ義服を纏はざれば永遠の歡会に入る能はざるなり、

明治廿三四年の頃なりき、在京大人より来状あり、其の端に記して曰はく

此頃納所辨次郎より鹿鳴館音楽会の入場券二枚贈り呉れ、自分は今日まで音楽会には一回も参り候事無之候間幸に聴聞致度不二尾は屢々参り候事有之候に付誰か餘人を伴ひ可申と存候折柄箱根来合はせ候に付如何と尋ね候所同人は未だ一度も参り候事無之由にて大喜び是非同伴致具とのことにつき支度致し、少し時刻延引致候に付人力車を急がせ鹿鳴館に馳着け入場可致と存候所兩人共衣服の事心付き不申、着流しに有之候故支関にて禮服用無之候は、入場不相成とのこと、自分だけは菊地にでも参り候は、袴の一具くらの借用も出来可申

と存候得共箱根の分はむづかしかるべく、同人も近辺には借用すべき見込も無之、宅まで帰り候ては時刻も過ぎ可申、無用人力車代の損失にて入場を止め帰宅致候、之につきても馬太伝に見ゆる平服にて婚筵に入りし人の譬、又五人の愚なる処女油を借らんとして拒絶せられ候譬の實際なるを思ひ出だし申候云々

あゝ、世の音楽会すら禮服にあらざれば入場を許さず、況して天の盛筵に義なきをや、吾人天の婚筵に入らんとする者大に戒むる所なくして可ならんや、音楽会に入る能はざるは其の損や小なり、天の宴席に拒絶せられたらんには其の損永遠、決して回復すべからざるなり。

第一百十章 神の大能

列王紀略上巻に曰はく「茲にエホバ過ぎゆきたまふにエホバの前に當りて大なる強き風山を裂き岩石を碎きしが風の中にはエホバ在さざりき、風の後に地震ありしが地震の中にはエホバ在さざりき」(十九)。

詩に曰はく「エホバのみこゑは水の上にあり、栄光の神は雷を轟かせたまふ、エホバは大水の上においませり、エホバの聲かみ

はちからあり、エホバの「稜威」^{みこゑ}は稜威あり、エホバのみこゑは香柏を折りくだく、エホバレバノンの香柏を折りくだきたまふ、これを嶺の如くにをどらせ、レバノンとシリオンとを若き野牛の如くをどらせたまふ、エホバのみこゑは火焰をわかつ、エホバの声は野をふるはせ、エホバはカデンの野をふるはせたまふ、エホバの声は鹿に子をうませ、また林木を「はだかにす」^(廿九)、^(三一九)、

世に神の大能を見るべきもの少からずといへども神は漸を以て静に動きたまふが故に人屢々之を知らず、夫れ光線の空間を走るの速度は一秒時間に七万四千四百里なり、而してある恒星より我が世界に光線の達するに二千万年を歴るものあり、若し目前に此能力を見れば誰か其の至大なるに驚かざるものあらんや、又彼の珊瑚虫の類には一英寸に其の數一百万個を列するものあり、而して其の一個は各自、自己の生存に必要な機關諸部を具有するを見れば誰か其の至大なるに恐れざらんや、又我が世界の回転を思へ、地軸の上を私転すること一秒時間に一里四丁の速度あり（余の計算なれば学者の計算と異なる所あらんも知れず）、而して吾人は毫末も其の回転を知覚すること能はず、地震の為に若し地の一二分も動揺したらんには吾人は強震として驚

き、若し五分乃至一寸に至らば古今未曾有の大震として周章、狼狽「桑原々々」戸惑ひして雷避の呪文をさへ唱へて恐るゝなり、然れども神の大能なる一秒一里を回転せしめて其の動揺を吾人に感ぜしめたまはず、豈其の大能、大力唯々驚くべきにあらずや、然れども神若し此「漸」を用ゐたまはずして急激に其の力を示したまふやレバノンの香柏砕け、山嶽飛び、河川逆流し、大地顛倒の一大悲劇を見ん、ある意味よりいはゞ吾人が神の大能を全く知覚せざるは却つて吾人の為に福ならんも知るべからず、

明治廿一年七月十五日午前八時は全國を震駭せしめたる磐梯山の大破裂なりき、其の被害二里に及び、村落二三、人命四五百を一時に數丈の地下に埋没したるを聞かば誰か神の大能を思はざるものあらんや、然れども實地に就きて彼の櫛ヶ峯の嶺より直線に根まで堅割にせられたるを見れば一層感慨の深きものあらん、若し東の方より櫛ヶ峯を見たらんには樹木の繁茂したる普通の山にして南の方大磐梯より北の方へと流れし山なるを見ん、然れども若し破裂せる方、即ち櫛ヶ峯の西より見たらんには峯は其の嶺を境として「山は」^{まよたつ}堅に二個にせられ、嶺より根に至る高さ二百四五十尺（六町許）は利刀を以て断切りたるが如

く直立して其の中心を曝露せり、あゝ、何たる力ぞや、若し其の力少しく足らざる所ありて榎ヶ峰の「山」半面を断切らんとしたりしならば同峰全体を動揺せしめざるべからず、然るに其の半面を取去るに他の半面を毫末も害せざりしを見れば其の力の強大なるに驚かざるを得ざるなり、又故理学博士関谷清景氏が側定したる所によれば破裂したる小磐梯山の積量は六十間六面の

もの九百三十個に同じと、吾人若し磐梯山の破裂には九百三十個の一町坪を二里四方に飛散せしめたりと聞くのみにしてはいまだ十分に其の何程の大なるかを悟ることあらざるべし、よつて余は之を人力にて為したらんには如何と比較し見んと思ひしに餘りに其の数多くして余の算術にては企てゝ及ばず、已むを得ず之を工学士小田川全之氏に質したるに氏の計算によれば左の如くなりき、

一日にして此積量を二里四方に移さんには二百億人を要す。氏は之を解釈して六十間立方は二十一万六千坪なり、此土塊九百三十個の容積は二億〇〇八十八万立坪なり、今此九百三十個の土塊を二里四方の土地に均らすとせば土方一人土塊を掘りて畚に盛り、二人にて此畚を運搬し、三人にて一日に平均六畚を動かし得るが故に一坪につきて百〇八人を要すべし、よつて

続 統 統 恥 か 記 第七卷

前記二億〇〇八十八万立坪を敷均すに端数を切捨て、二百億人即ち日本人口の四五百倍を要すべしと、是れたゞ土塊なり、若し岩石を破壊して運搬するとすれば石工数千人を要すべし、更に少しく此算数を改め見れば想像し易からん

二百億人を以てすれば

二拾億人

一日

二億

十日

二千万人

三ヶ月と十日

二百万人

二年と三百七十日

二拾万人

二十七年と百四十五日

十万人

二百七十四年と九十日

あゝ、甚しいかな、正平六年高氏の西海に走りし年に十万人を以て起工して漸く今、明治卅一年に竣功する割合なり、若しアダムとエバとがエデンの園に居りし時初めて今年成功するものとせんには若万二千の人々を使用しつゞくるにあらざれば能はざるなり、人力既に是の如し、然るに神は唯々「二分時間」にして此大々の工事を為したまへり、恐しいかな、神力や。

第一百十一章 火事は向ふでした

箴言に曰はく「汝の目をして睡らしむることなく汝の眠臉をして閉らしむること勿れ」(六)。

人狼狽する時は常識をすら失ふものなり、平家の軍兵必ずしも皆怯懦なるにあらずといへども彼等狼狽したるが故に強も弱も悉く富士川より逃帰れるなり、吾人が信仰の道を守るに於ても同じからざらんや、横井治山先生果斷、直裁、何事に当りても躊躇逡巡したることなし、ある人奇として之を問ひしに別に秘訣あるにあらず、唯未だ事の起らざるに当りてかゝる事起らば是くすべしと前以て考置くのみと云へりと、吾人若し信仰の生涯を迎るに前途必ず困山、難河我を待りりと爲し、事に逢ふて狼狽せざるを務めば自ら前途を平坦ならしむべきなり、

明治維新の前二三年(元治元年又は慶応元年なり)余が生地沼津の上土町の阿波重といふ家より火を失し、東北風に沼津の目貫といふべき町々は^{「抵」}大低焼失したることあり、火元より六七軒風下の方に大阪屋清左衛門といふ薬種屋あり、其の家の主人は夜中不図目を覚し、便所に往かんと思ひ、裏口よりいで地面中に設けたる便所にて用便せり、終りて戻り来らんとして何心

なく便所の屋根を見ればコハ大変、屋根には火が附きてブン／＼と燃え居たり、主人の驚き大方ならず、高くもあらぬ屋根なれば手をもて操消さんとしたりしに手は熱し、火は広がるのみなり、何か消防の器は無きかと思たれども何も無し、火は次第に大なる勢なり、人を呼ばんかと思ひしが近所に知らるゝもよろしからじ、去りとして密に店の者を呼覚まし来らば其の間にははや救ふべからざるに至らん、水を持来らんにも近くには無し、今ははや止むを得ず、イキナリ帯解きて裸體となり、寝衣を小便桶の中に浸し、穢しとは思ひしが火事には換へられじ、小便に浸しゝ寝衣をとりて屋根を打ちしに其の策は穢かりしが功ありて唯一打に打消したり、主人は穢れし寝衣を側に擲棄て、胸なで下して寝衣一枚にて火事の卵子は打消したり、家のものにすら知らせで済みしは幸ひなり、去るにても如何にして此屋根に火がつきたるぞ、過失にはあらざるべし、若し放火なりしか、放火さるゝ程怨まるゝことも無し、不思議なることもあるものかと邸中を巡回して戻らんか、去るにても裸体にてははや寒しと、不図向ふを見ればコハ如何に、五六軒北の方にいつか大火事初まりて炎々と火は立昇り、餘り近きが為に火の粉は首の上を越えて西南の方に金沙子したるが如し、氏は腰拔かさん

までに驚きたり、氏は我を忘れて「火事だア——」、荷物は土蔵などいふうちにはや火は隣家の井上甚太郎氏の支店たる大厦に燃移りて忽ち其の家は灰燼となりて終れり、氏は余に語りて云へり「周章する時は不思議なもので自分の雪隠から初まつたと思つたのであの大きな火事の初まつて居るのを知らずに居ました、人は狼狽へると馬鹿になります」と、人は狼狽する時に常識を失ふものなり。

第一百十二章 夫婦無言

箴言に曰はく「妻の相争ふは雨漏の絶えぬにひとし」

(十九)。

又曰はく「相争ふ婦と俱に室に居らんよりは屋蓋の隅に居るはよし」(廿一)。

又曰はく「争ひ怒る婦と偕に居らんよりは荒野に居るはよし」(廿九)。

又曰はく「相争ふ婦は雨の日に絶えずある雨漏の如し」

(廿七)。

人生の不幸夫婦相争ふに優るものあらじ、世の諺にも「悪き妻もつばは五十年の不作」といふ、殊に基督教徒の如く、神の賜物

として生涯離るべからざるものに於ては其の撰択特に慎まざるべからざるなり、今日我が國の信徒中に男女とも婚儀を重んぜず、信徒にして不信徒を娶り、信徒にして不信徒に嫁するもの往々之れあり、為に其の信仰を失ひ、主に誓ひし誓言を破り、遂には患難、辛苦に死するものあり、殊に信徒の女子にして不信徒に嫁するは危険多しとす、ある人は云へり、「何某は不信徒何某に嫁して今日尚ほ信仰を維持するにあらざるや」と、固よりみな必ず信仰を失ふべしとは云はじ、然れども思へ、不信徒に嫁したる女子にして其の信仰の漸次進みゆくもの何方にありや、殆ど皆信仰を漸く維持せりといふに止まりて有用なる、有益なる信徒たるものあらざるなり、信徒と不信徒と夫婦たるは恰も牛と馬とを車に附けたるが如く、一家の規律、方針、子女の教育に無頓着ならば兎に角、若し一家の幸福、家庭の整理、家政の進行など思ふものたらば決して牛馬を列する能はざるなり、パウロが「義と不義と何の侶なることかあらん、光と暗と何の交ることかあらん、……信者と不信者と何の干ることかあらん」(哥後六。十)といひしもの以て鑑となさうらんや、ある人一の寓言を語りて曰はくある所にいと仲わるき夫婦あり、夫は妻をおしやべりなりとし、妻は夫を多言なりとして互に争

ひしが後に夫婦は二人にて無言の賭を為さん、何れにせよ発言したる方を負けとし、負けたる方は何程かの金を出たすべしと、相談は頓にまとまりて其の日より夫婦とも口をきかず、止むを得ざる必要に迫^(ママ)られても互に我慢して発言せず、其の様一家にありながら敵と相対したるが如くなりき、一夜夫婦は例の如く無言にて相対したるに一盗ありて入り来れり、盗人は夫婦の居るに驚きしが夫婦ともに啞者たるべし、眼こそパチ／＼し居れ、更に言葉なし、啞者なれば何程のことかあらんと彼方此方の「擦」搜索を始めたり、夫婦は是くと見て驚きたり、夫は云はんとせしが否まで、今発言せば我負けとなるべし、其の中にはこらへ切れずして妻何とかいはんと、妻はたとひ盗人入りたりとて発言はすまじ、発言せば誓約の條件に反するなり、今に夫は何とかいはんと、互に目のみキヨロつかせてやきもき思ひ居りしが中々に発言せず、其の中に盗人は十分仕事して造化精妙とノソ／＼出で、往きたり、あゝ、愚なるかな、彼等は馬鹿々々しき相談して為に盗人にしてやられたり、「鵜蚌持して漁者に獲らるゝ、無益の争彼等の身を害せり、

尚ほ頗る奇なる実話あり、余が親しく目撃したるにあらざれども余が旧藩の一奇談として知らぬものなき一例なり、其の名を

挙ぐるも気の毒なれど鑑戒とするに足るものあらんを以て直筆すべし、我が藩の江戸詰の土に山田千之丞といふ人あり、其の因縁は知らざれども若き頃夫婦の睦しからぬこと珍しきまでなりしが遂に夫婦は無言となりき、殊に奇なるは一家に居りながら夫婦の間には板壁を造り、遮断、別居し、食事の時には別室にある夫、板壁の穴より膳を受取りて食ひ、飯、汁などの代りをとらんとする時は其の穴より出だす、妻女は一室にありて其の出だされたる器に盛りて又穴より出だすなり、其の挙動兇戯とやいはん、狂人じみたりとやいはん、実際とは思はれざる程なり、余が山田氏の夫婦を知れるは元治、慶応の頃氏が沼津に移住したる頃よりなるが其の頃には普通の夫婦仲と見る程にて此夫婦が板壁遮断を實行したりとは見えざりき、然し尚ほ一層奇なりとして人々の驚きたるは是く遮断を實行し、穴より茶碗の授受を為す程なるに其の一家には風波の起りしことなく、唯風波の起らざるのみならず、其の決行、実施中に二三人の子女を生みたることなり、現に其の子千三氏は余輩の勧誘によりて信者となり、明治十年七月中教会に入り、遮断実行の妻女、即ち千三氏の母も八月中バプテスマを受けたり、然し余は気の毒の極なれどもかゝる家庭よりは決して善良なる子孫を生ずること能

はざるものなるを見るに至りき、千三氏は後に信仰を失ひ、巡査となり、遂に貧しくなりて死し、負債の爲に其の長女は娼妓に売られんとしたりしが幸に本郷氏に救はれ、其の弟と共に暁星園に養はれ、今、米國在留の白鳥氏に嫁していと幸福なりといふ、然し氏が敢て愚なるにもあらずしてかゝる不幸に沈淪したるもの其の父母が別居、遮断の家庭より胚胎したるものにあらざるを得んや、慎むべきは夫婦の争にてありけり。

第一百十三章 此れは甘くいつた方ばかり

箴言に曰はく「悪者はおのれの愆にとらへられ、其の罪の繩に繋がる、彼は訓誨なきによりて死に、其の多くの愚なることによりて亡ぶべし」(五。廿二、廿三)。

又曰はく「愚なる者は父の訓をかるんず」(十五。五)。

罪ある者も自ら其の罪に安んずること能はざるが故に常に百方畫策して成るべく罪の蔽はれんことを求め、若し自己の罪を責めらるゝことあれば他を排して自己の罪を辨護するなり、此の如くなるが故に若し他の善きものを見れば力めて之を倒し、以て自己の罪に止み難き理由あるかの如くに装へり、然れば彼等は自己の罪を悔改して自ら罪なきものとならんことをせずして

遂に其の罪の爲に身を亡ぼすに至る、愚なる者は其の身に良業たる訓誨を棄つるが故に百の訓誨ありといへども用ゐて以て自己を利すること能はず、悲哉、

余はスマイルス氏の自助論を読み大に益を得たることあり、然るにある日余が師とせしダビッドソン氏は余に問ふに左のことを以てせり、「余一人の生徒を世話せんとて余の家に勉学せしめ居れるが彼の教養と快楽とを兼ねたる善き書はあらざるべきか」と、余は其の生徒といへるものゝ誰たるを知り、又其の為人をも知れり、彼は頗る伶俐にして誰が目にも有望と見えたりども彼に拭ふべからざる一種の欠典「点」——寧ろ悪癖あり、其の悪癖といふは彼の生意氣にして、自己の才を頼み、人を人真きとも思はず、常に古老を軽蔑し、人は運命の支配を受くるものなれば勤勉必ずしも有益の人物たるにあらず、修養必ずしも蓋世の英雄たらしむるにあらず、機に乗して運命を利用するものは名をなし、地を得るものなり、ルーテル若し二三十年早く世に出でたらんには誰か彼の名を知るものあらんや、歴山、奈翁もし我が國に生れたらんには一地方の無頼漢として終らんのみ、是れ彼が平生唱ふる所の運命論なりき、余は此事を知りたるが故にダ氏に答へて「自助論こそ彼の爲に適當なるべし、幸ひ中村

先生之を誡して西洋立志編〔國〕と稱し、我が青年を益すること少しとせず」と云へり、ダ氏は大に喜び、直に彼の生徒に命じ、自ら代価を与へて一本を購はしめたり、彼は購ひ来りて読めり、其の初に於ては日夜彼が立志編を読むの声を聞きしが数日の後には已に倦みたるが如く、其の声を聞くこと少し、是に於て余は一日彼に問へり「どうだ、立志編は面白からう」と、彼は莞爾（わんじやく）、淋しき笑を洩らして曰はく「此本にあるのは失敗した方を抜きにして甘く（うま）いつた方はかり書いたのです」と、余は此言をききて彼は一本繩にて往くものにあらずと思ひしが不幸にも余の豫想は適中して彼はダ氏の銀行引出切符を盗み、京橋の某兩替店より一百円を詐取し、北廓に遊びて忽ち店員に捕へられ、一旦其の店の楼上に拘禁せられしが彼は巧に逃亡して爾来今日に至るまで其の所在を知らしめず、如何になりけん、知るものもあらずといふ、彼は金を詐取せし頃余が舎弟に面白き本一冊を送らんとて一の小冊子を与へしが余は一見して舎弟より之を奪ひて読ましめざりき、其の書名を何とかいふ「鼠小僧次郎吉伝」。

第百十四章 家で祈れば同じことです

基督祈祷の模範を教へて曰はく「天に在す我儕の父よ……我

儕の日用の糧を今日も與へたまへ我儕に負債あるものを我儕がゆるす如く我儕の負債をも免したまへ我儕を試探に遇はせず悪より拯出だしたまへ……」（太六。九。十二）、

基督曰はく「我また爾曹に告げんもし爾曹のうち二人のものに於て心を合はせ何事にも求めば天に在す我が父は彼等の為に之を成したまふべし、蓋はわが名の為に二三人の集れる処には我も其の中に在ればなり」（太一八。廿）、

世に祈禱せざる信者は多からざれども祈禱会に出席せざる信者は多きが如し、彼等に何故に祈禱会に出席せざるやと問へば怠慢によるもあれど又出席せざる理由を喋々して之を拒む者少しとせず、然れども祈禱は元来理屈より出づるものにあらずして感情〔を〕に（に）基くものなれば何等の理由あるも理由によりて出席せずといふは祈禱の精神なきなり、理由は兎に角に心に情願なきものはあらず、若し一片の情願ありとすれば祈禱は心情の発表したるものなるが故に必ず祈禱あるべきなり、祈禱会に出席せざるものゝ理由とする所一二を挙げて其の誤謬たるを示さんとす、

ある人いふ「余は祈禱の必要を知りて日夜之を怠ること無しといへども他と共に一堂に会して祈禱を為すの必要を見ず、況ん

や新約書中祈禱会の語なきのみならず其の出席すべきよし教へられたる明文すら無きに於てをや」と、然り、新約書中其の明文はあらざるべし、然れども明文あらざるが故といふは不可なり、吾人が神に奉事し、又徳を養ふの方法に於て明文なきもの独り祈禱会のみならず、縦令明文なしといへども例を以て示されたるもの新約書中少しとせず、パウロがコリント教会の兄弟に「愚なる者は……爾が感謝する時如何にしてアメンといはんや」(哥前十四。十六)と教へしが如き正しく多数の人の一堂に集りて感謝せることのありしを見るべし、又ベテロの捕へられたる時教会がマリアといふ婦人の家に集りて祈りしが如き(徒十二)、パウロ等のピリピにありし時「安息日に我儕邑をいで河の浜なる常に祈禱をする処にゆき云々」(徒十六)とあるが如き其の例なり、初代教会の例必ずしも今日之を踏襲すべしといふにあらざるも吾人の信徳修養に利あるものは大に奨励すべきものなり、特に主が祈禱の例として教へたまひし祈禱を見よ「我儕」の語三四回あるにあらずや、若し祈禱なるもの自己の家にありて一人為すべきものなりしならば「天に在す我が父よ」と教へたまひしなり、主が自ら一人祈りたまひし時は一人なるが故に「吾が父よ」(太廿六。三十九)といひたまひしによりて知るべし、余祈禱

会に出席せざるものを教へんとて説教し「祈禱は人の心情を吐露するものなるが故に共に集りて祈禱する時は互に知り合ふの利あり、互に知り合ふ時は互に長所と弱点とを知るが故に互に同情を抱き、互に分憂、交感するの益あり、斯くて相互の愛心を篤からしむる時は異身同心となり、互に奨励し、教会の一致を進め強硬なる教会となるを得べし」といへり、余が其の説教を以て教へんとしたる一人の信徒は其の後余に語れり、「祈禱を以て他の利益を得んとするは祈禱の真目的にあらざるべし、若し教会の一致、進徳、分憂等を得んとせば其の目的の為に別に会合するをよしとす」と、余は其の時強く反対して其の説を破ることを為さざりしが後に思へば元來祈禱会は此等の目的をも含みたるが故に主は一所に集りて共に祈るべきことを教へたまひしなり、主が「二人のもの地に於て心を合はせて云々」、「二三人の集れる処に我も其の中に在ればなり」と教へたまひしもの此等善良なる目的ありしが故にあらざらんや、此等の目的の為に別に会合するは不可なし、又自己一身にのみ限ることを自己一身にて祈るは可なりといへども吾人は信徳を高からしめんと欲するが故に祈るなり、吾人は力なきを知るが故に力を得んとして祈るなり、吾人は互に同情を有し「喜ぶ者と共に喜

び、哀しむ者と共に哀しみたく思ふが故に祈るなり、吾人は互の愛心を篤くし、互の一致を強硬ならしめんとするが故に祈るなり、果して然らば同志、同感の信徒一堂に集りて互に祈るは此等のことに益あるべし、此益は即ち祈禱会の目的中の一なるべし、昔日より信仰の復興屢々ありしが多くは多数の人々の共に祈れる時に興りしを常とせり、此等のことを思ひたらんには祈禱会の出席すべきものたるを知るべし、又時としては祈禱会に出席するも利益を得ること無し、寧ろ家にありて独り自ら聖書を読みて自ら祈るに如かずといふものあり、然り、時として祈禱会の乾燥無味にして却つて出席したるが為に信仰を害さるゝことなしとは云「はじ」ばし、然れども祈禱会皆必ず然るにあらず、又独り家にありて読経、祈禱を為して得る程の益は悪き祈禱会に於ても得らるゝこと少しとせず、「死したる虎よりも活ける犬の方善し」、独り家にありて祈るよりも恩寵の場所たる祈禱会にある方、多く利益を得べしと期するを得ん、善惡ともに人は集合する時力を増すものなれば集りて祈るに大利益あるべきなり（続々恥か記第八十六章を見よ）、如何に金玉の議論あるも祈禱会に出席せざるものに神と偕に在るものなく、篤信、熱心のものなく、又善く動はたく者なきは事実なり、自ら正當の理由あ

りと思ふものよ、自己の信仰如何と三省せよ、思半に過ぐるものあらん、

又時としては祈禱の必要を知りて之を為せども時を定めて一日一回又は一週一回、其の餘は何等のことあるも祈らざるものあり、余が兩國教会にある頃高橋五郎氏は横山町に菓種店を開きて其の店に住ひ、安息日には兩國教会に來りて礼拝を共にせり、余は商人多き教会とて安息日学校の教員に困りたればある日高橋氏に一組の受持教員となりて教へくれたしと請ひたり、氏は其の時は笑ひて余には不適當なりといひしが余は満足に聖書を読み得るものすら少き教会の教員に氏を依頼するは鶏を割くに牛刀を用ゐるの類なりと思ひたれば強ひても請はずして其の時は分れたり、其の後、二三日を経て氏は余に長文の書を送りたれば何を云ひおくりしかと見れば「此頃余に安息日学校を教へよとの御依頼ありしが余の信仰は少しく普通のものゝ異りたる点あり、譬へば普通の信者は日夜折にふれて祈禱することなるが余は然しかく祈禱すべきものと信せず、一週に一回祈りて十分なりと信じ、是く為して居るものなり、かゝる信仰を有するもの故に貴君の教会に安息日学校を教へたらんには自ら其の信仰を鼓吹するに至るべし、然らんには貴君の御迷惑なりと思へるを

以て謝絶せる方却つて御便利と思ひてなり」と、是に於て余は初めて氏の信仰はかゝる類のものなりと知りしが氏の一種の信仰としては可ならん、然れども正統的信仰とは称すべからず、聖書中吾人の祈禱につきて教へられたるものを見るに一個人の祈禱に於て一週一回と云へるが如きは其の香さへ見ず、却つて「断えず祈るべし」(前撒五)といひ、「祈りて倦まるべし」(弗六)といひ、「恒に祈禱して」(路十八)といひ、「恒に祈禱をなし怠らずして感謝と共に之を為すべし」(西四)などあるを思ひ、又古今の篤信なる聖徒の爲したる所を見れば一個人の祈禱の一週一回にあらずして日夜数回なるを知るべし、尚ほ加之主が教へたまひし祈禱を見るも「我儕が日用の糧を今日も」とありて「此週」、或は「今月」と教へたまはざりき、殊に吾人は日夜罪惡の誘惑に逢ひ、日夜信徳の足らざるを思ひ、「日々眞の十字架を負」ふの必要あり、日夜缺乏を感ずるものなれば日夜祈らざるべからざるなり、「道は須臾も離るべからず、離るべきは道にあらず」、吾人の修養は一時も離るべからず、朝に夕に自己の足らざるを知りて神の前に祈らざるべからず、かくして祈禱するもの其の信仰漸次に進歩し、其の徳遂に極まる所なかるべし。

続統恥か記 自 第一百五十五章 第三百十章 第八卷

第一百五十五章 幸に死ぬとは精神錯乱でせう

基督曰はく「大に聖物を與ふる勿れまた豕の前に爾曹の真珠を投与ふる勿れ恐くは足にて之を踐みふりかへりて爾曹を塵みやぶらん」(太七、六)。

千里の馬ありといへども伯樂なくば驚と異ることなし、大声ありといへども里耳を樂しまする能はず、下士道を聞けば笑ひ、輕薄才子忠孝仁義を見れば迂なりとして之を貴むべきを知らず、我が基督教の教理又貴むべきもの少しとせざるも其思想、心意の卑陋なるものに至りては聞けども聞えず、見れとも見えず、食へども其の味を知る能はざるなり、自ら知らざる者は其の知らざるを知らざるが故に彼敢て憂ふる所なしといへども自ら知りて知られざるを知る者、即ち周匝の同情を得ざる者其の心情果して如何、「われら笛ふけども爾曹をとらず哀をすれど爾曹胸うたずといふに似たり」(太十七)の感なきを得んや、佐藤昌蔵氏の女輔子は早くより明治女学校に入りて教育を受け、

道を信じて一番町教会に属し、篤信と賢才とを以て聞えたり、卒業の後、早くより約ありて北海道の某氏に嫁したり、嫁して後、久しからず、輔子は悪阻の為に病にかゝり、頗る難症にして次第に衰弱し、遂に救ふべからざるに至る、花巻の實母は危篤なりとの飛報に接し、驚きて、急ぎ北海道に航したるに不幸、着したる時には既に死せんとする際にして最早全く感覺なき所なりしといふ、佐藤夫人は其の女の病中の模様を聞きたしと思ひ、精しく之を質したるに側にありし一人は答へて曰へり「まだ口のきける頃でしたが自分の病の愈えないことを知つたと見え長々世話になつて報もまだできないで死ぬのは残念です、然し私は幸福に死にますからそれだけは安心してくださいといひました、幸福に死ぬとは何のことか奇妙な言葉ですが其れは多分精神が錯乱して居たのでせう」、あゝ、視よ、彼等は天の声を聞くの耳なし、彼等はパウロを聞きて「膠州者」といひしエピクリアン、ストイクの類か、抑々又パウロの教をきゝて「博學爾をして狂氣せしめたり」と絶叫したるペストスの類か、

若し彼等にして僅なりとも真理を探究するの精神ありたらんには「幸福の死」なる一言は彼等を救拯に導くの端となりしならん、若し彼等が「我を啓く者なくば如何で暁ることを得んや」といひしエテオピヤ寺人の心意を有したらんには遂に室田経徳氏（第二章を見よ）たりしならん、悲哉、此事を思はゞ不信の家に嫁する女子の不幸なるを知るべし、彼等は輔子に対して一片の信徒の同情を表したることはあらざりしなり、輔子は同情を表されざるのみならず誤解の中に於て死したるなり、信徒の父母たる者其の子女の「偶」匹遇を扱むに心すべき所たるなり、

第一百十六章 禮拜しません

基督偽善者を責めて曰はく「彼等の行は人に見られんが為にするなり」(太廿三、五)

基督澆季の世を戒めて曰はく「不法みつるに因りて多くの人の愛情ひやゝかになるべし」(太廿四、十二)

人はいふ澆季の世には不法行はると、澆季の世なるが故に不法行はるゝにあらず、不法行はるゝが故に澆季とはなるなり、我が國の目下の状況を見るに物質的開化は日夜駈々として進み、或る時は欧米の文明を凌駕するものあるを見る、豈驚かざるべ

からずや、然れども社会の一面にのみ注目せずして其の裡面を凝視よ、「棘」棘然として恐るべきものあるにあらずや、何ぞや、他なし、我が國民は外形の文明に沈湎して其の皮相を見、之と両輪、両翼の関繋ありて分つべからざる勢力あるを思はず、此勢力を思はざるが故に一方の昇騰するに従ひて一方は下降するの傾あり、知識の進むに従ひて道心「萎」萎靡し、唯其の外観の美ならんことをのみ求めて内を修むることをせず、是を以て知識ある者は弥々悪事に長じ、富貴なる者は益々道義の微なるを見る、あゝ、豈危からずや、今日にして之を救済するの策を講ぜざれば遂に悔なかるべけんや、

今ははや一昔の前なりき、内村鑑三氏は第一高等中学の教師たり、時に校長某氏は特に本校の為に教育勸語の御親筆を下賜せられんことを請願せり、久しからずして我が天皇陛下は教育を重んじたまふ聖意によりて御親筆の勸語を賜はりたり、是に於て校長は一日を卜して同校に勸語禮拜式を挙行せり、校長は教員、生徒を一堂に集め、恭しく勸語を捧げて「禮」と令す、何ぞ思はん教員中に屹然首を擡げて敬禮せざる者一人あらんとは、誰かと思れば内村鑑三氏なり、校長は式を終りて後、何故に然りしやを問へば内村氏答へて曰はく「禮拜 (Worship) はしま

せん」と、校長は其の非なるを責めたれども氏は屈せず、後、居中するものありて内村氏は其の挙動の穩ならざるを悔い、之を Worship せざるも敬禮すべしとて教師木村駿吉氏をして代禮せしめたり、然れど物議の騒然たるものありしが故ならん、久しからずして内村、木村の二氏は其の職を免ぜられたり、是に於て押川方義氏と巖本善治氏とは同校に往き校長に面して之を質す、校長曰はく

勅文を尊崇せんとするより発する誤解の為に少数人が不義不當の処罰を蒙るに至るとも校長は此処置を可とし其の誤解を滅せんとせず、而して此不義不當なる処置は勅文の精神に違ふことを校長自ら承知す、然れども勅諭を尊崇せしむるの方法は先づ外形上の式を第一とするが故に暫く此精神に反くとも自ら安心す……勅文禮拜は生徒統御の Policy なり、政略なり、若し真面目に礼拝し難しとならば便所にも行きて避けたまへばよかりしに餘り正直なりし云々

(女学雑誌第二百五十七号、廿四年三月廿一日発行)

あゝ、何たる言ぞ、彼れ狂人にあらざれば極めて愚なるもの、言なり、然れども彼は堂々たる高等中学の校長なり、彼は狂人にあらず、愚人にあらず、文明の教育を受けて文明の教育に任

ずるものなり、彼は

其の校中に不義不当の処罰あるを認め

其の処置の勅語の精神に違ふと承知し

精神を後にして外形上の式を第一とし

勅文を避くるに便所をよしとし

正直に過ぐるものと認めたり、

彼は徹頭徹尾肉慾獸心の動物、道念、道義の何たるを知らず、吾人は彼を呼ぶに國賊の名を以てするを躊躇せざるなり、甚しかな、彼等は勅文を利用して生徒を御するの政略とせり、彼等自ら道念の何たるを知らざるが故に生徒を徳化するを思はず、虎威を借りて以て群小を恐れさせんとする野狐の類のみ、其の校より憂世、愛國の士を出ださず、至誠動天の人を出ださざる寧ろ至當の理あるにあらずや、尚ほ是より太甚しきものあり、筆の序に記しおかん、抑々内村氏が何等の事情ありとも勅語敬礼を為さざりしは氣骨ありといはふべし、然れども穩なる挙動にはあらざりしなり、或る人は氏が「禮拜」の語を Words と解したるが故に驚きて拒みしなりと、然し氏は勅語礼拝と云くも Worship なりと思ひたりと為すは氏を知らざるものなり、氏が此挙動を為したるもの他に理由あり、夫れ彼の教育

勅語は同校長より請願して下賜せられたるものにして教員等の休息所にある時校長是を持来りて卓上に按きたるに教員等は皆是を内見して、いふも畏れあることながら御親筆を批評するもの少からず、内村氏は彼が如く正直なる人なり、志賀重昂氏内村氏を評して「世人は羊頭を懸けて狗肉を売れども内村氏は狗頭をかけて羊肉を売る人なり」と、適評といふべし、然れば氏は休息所に於て教員の諸氏が勅書を批評するを見て甚しく怒れり、若し明治以前にして此事ありしならば内村氏の右京柄は批評せる教員の首を落したりしならん、氏は餘りに怒りたるが為に言を以て争ふを得ず、よし、批評するものならんには礼拝すべからず、礼拝すべきものならば批評すべきものにあらず、彼等輕薄、偽善、外飾的國賊、今に目に物見せて我が主義を示しくれん、彼等を驚殺せしめくれんと思ひしなり、然ればこそ、彼れ偽善者、今まで批評せる勅書を目八分に捧げて大切らしく持来りて禮せよと令したれば氏は怒にまかせて其の反動を示し、我れ礼拝せずと拒みしなり、吾人は氏の挙動に賛同すること能はざるもかゝる動機より発したるものとすれば大に怒すべきところあるにあらずや、あゝ、危いかな、勅語禮拜よ、

昔時羅馬帝國の次第に不法、不徳滿ち、威信漸々に失墮する

や、彼等は國民統御の政略として羅馬帝の肖像を作り、國民をして之を禮拜せしむるに至れり、彼等は其の目的を成就したりや、否、啻に其の目的を成就し得ざりしのみならず、宮廷を以て國民の怨府と為し、遂に其の國を滅亡せしむるに至りき、彼と我と國情自ら同じからざる所あるを以て固より同一軌に進入るべしといふべからざるも國帝、勅書を以て政略となすに至りては大に恐るゝ所あらざるを得んや、吾人は寒心に堪へざるものあるなり、此濤季に至るの趨勢を挽回せんものは誰ぞ、吾人基督教徒にあらずや。

此の章誤つて第十六章と重複せり、然れども本章の方精細にして且つ確實なり

第一百七章 目が逸れるから

希伯來記者曰はく「耶穌即ち信仰の先導となりて之を完成するものを望むべし彼は其の前に置くところの喜樂に因りて其の恥をも厭はず十字架を忍びて神の宝座の右に坐しぬ、爾曹倦疲れて心を喪ふこと莫らん為に悪人の如此おのれに逆ひしをも忍びたる者を思ふべし」(来十二、二一三)。

保羅曰はく「神基督耶穌に由りて上へ召して賜ふ所の褒美を

得んと標準に向ひて進むなり」(脚三。十四)。

又曰はく「爾曹知らずや馳場に趨る者は皆はしれども褒美を得る者は唯一人なるを爾曹も得んために趨るべし、凡て勝る競ふ者は何事をも節へ謹むなり彼等は壞れ易き冕を得んが為に之を行ひ我儕は壞れざる冕を得んが為に之を行ふなり、然れば我が趨るは定向なきが如きに非ず我が戦は空を撃つが如きに非ず」(哥前九。廿。四。廿六)。

吾人信徒たるものゝ生活は恰も昔日コリント辺に行はれたる競技者の如し、(一) 彼等は競技の前に於て其の身の節制すること時としてはそれが為に疾病をを迎へ程なり、吾人若し信徒たるの生活を完成せんとせば猷身的生涯を為さざるべからず、「もし義しき者辛うじて救はるゝを得ば罪人は何所に立たんや」(彼前四。十六)。非常の決心あるにあらざれば不可なり、(二) 彼等は競技の時其の趨るに便ならんが為衣服、帽子、靴皆之を脱し、殆ど全く裸体となりき、吾人若し吾人の目的に到達せんとせば罪惡、弊習、汚心、邪情皆悉く之を排除して赤條々たらざるべからず、「是故に我儕は多く多くの見証人に雲の如く囲まれたれば諸の重荷……を除き耐忍びて我儕の前におかれたる馳場を趨るべし」(来十二)。罪の煩累を除かざれば吾人の進徳得て望む

べからざるなり、(三) 競技者いよく其の馳場を趨るや標準

の外眼中に何物をも置かざるを秘訣とせり、吾人の信仰の生涯を完成するは眼中にたゞ基督をのみおおくべきなり、聞くナポレオンが勝利の秘訣は一度其の目的を定めたらんには途上に何等の障碍あるも毫末も頓着せざるにありしと、綱渡を為すもの綱の上において一定の標準を定めずして他を見たらんには失墮の恐ありといふも其の理同じ、「耶穌即ち信仰の先導となりて之を完成するものを望まざるべからず」、之れ吾人が勝利の唯一の法なり、(四) 競技者は途中に幾分の失敗ありとも決して失望せざりしといふ、吾人の生涯亦同じかるべし、吾人の生涯は「七転八起」なるべし、吾人の生涯には失敗、挫折、失意、喪心のことあるべしといへども最後の勝利は七転を為したる後にあるを思はゞ更に新勢力を鼓して猛進すべきなり、未だ到着点に達せざる間に於て先進者劣るゝことあり、或は頓き倒るゝことあらば我必ず勝利を得べし、他人の頓挫を己の僥倖となすものすら失望せずとならば況して主の扶助を得るものをや、ジェレミヤ、テイロー曰はく「自己を助くる者の全能者たるを記憶する者は失望を要せざるなり」と、あゝ、目的なるかな、目的なるかな、信徒の生涯に成功を得んとならば基督より目を放つ

べからず、

明治十八九年の頃二三の人々里計器なるものを發明したり、余が父に資金の投入を依頼する者ありて余も屢々其の談をきゝたることあり、發明者は遂に製造専売の権を得しが其の目的は之を人力車に備へ、賃錢を一里何程、十町何程と一定しおき、車の發せんとする時零位におき、走りて後里計器を見れば一見して何里何町と明示せらるゝが故に賃錢は直に定りて乘客と車夫との争を防ぎ、又悪車夫等の奸策を破りて乘客に安心の途を与ふべしといふにあり、其の製造中試験の爲にと屢々王子に往復したりしが故に一個の不思議なるは二三輛を連ねて走る時は第一、第三の車は必ず第一より一町乃至二町の遠距離を示すを常とせることなり、最初は里計器に故障あるの結果ならんと思ひしに先の第二、第三を後に第一となすに其の結果は前と同じく先に近距離を示したるもの遠距離を示せり、是に於て車夫を迎きて質したるに初めて其の意明になれり、曰はく第一の車夫は先頭にあるを以て其の目的を一定したるが故に其の行路常に真直にして最も近き道程を走るを得べし、然れども第二、第三は先の車に遮られて一定の目的を定むること能はず、然りとて全く標準なくして走ることを得ざるが故に或る時は右に逸れて目的を求め、ある時は左に避けて目的を求め、自ら知らざれども

かく右し、左するが故に我自ら先頭のものより一二町の遠距離を走ることとなりしなり、視よ目的の一定せざるものは知らずして此損を為せり、基督教徒の生涯基督を以て生涯の標準とせば其の成功ある明なり。

第一百十八章 何故今、いふか

箴言に曰はく「買者はいふ悪し悪しと然れど去りて後は自ら誇る」(廿四)。

基督猶太の宰尼哥底母の無識を責めて曰はく「爾はイスラエルの師なるに猶ほこの事を知らざる乎」(約三)。

人の手前勝手は内外、古今変らざる通弊なり、牟を売らんとする時は如何なる楯か通貫せざるなしといひ、楯を売らんとする時は如何なる牟も通貫すること無しといふ、彼敢てかゝる牟楯の理を知らざるにあらざるべしといへども他に切迫せることあるが爲に常識を失ひて知らず識らず斯かる牟楯に陥ることあり、又時としては他に為にせる所あるが爲に手前勝手の断判を下し、自己を正しとし、他を邪なりと誣ひ、以て恬として恥づることなし、是の如きは無学、無識の徒にのみあるにあらずして屢々博学の士にして此弊に陥ることあり、吾人は之によりて手前勝

手の統御区域の頗る広きを見、殊に仏教信徒の基督教を攻撃することに於て其の圧力の強大なるを知る、

明治初年の頃仏者が我が教を攻撃する重なる理由の一は我を以て外教とせるにありき、然るに彼等が信奉する仏教も印度より起りし事実を反駁せられて彼等は遂に此攻撃具を廃し、近頃は五十年來流行し、十萬乃至二十萬の信徒を有するものを公認教とすべしなど論するに至れり、而して此五十年といひ、二十萬人といふは何の標準によるかといへば我が教が三十年以上の流行にかゝり、我がプロテスタント派が四五萬以上の信徒を有するが故なり、視よ、彼等の手前勝手を、彼等は我が教に反して之を撲滅せしむるの術なきが故にかゝる無道理の標準によりて防禦せんとす、是れたゞ彼等の手前勝手を表白せるのみ、彼等にとりて益なく、我にとりて一毫も害さるゝ所あらざるなり、本年板垣伯内務大臣となるや、伯が監獄改良の宿論着々事實となり、最初の一手段として巢鴨監獄署の教誨師に留岡幸助氏を聘用せり、然るに伯の意は仏僧一人を遺すにありしが仏僧は四人とも皆辞するに至る、是に於てか仏徒の激昂甚太しく、彼等の手前勝手は其の本性を顯し、真宗大谷派本願寺の執行長石川舜台なるもの各大臣に一編の建議を為したり、然れども各大臣

の歯牙にかけざりしを見て彼大に怒り、板垣伯を除きて各大臣に第二の檄文を呈す、是れ三十一年九月三十日のことなりといふ、其の書面中に左の句あり

「況んや耶穌教の如き神ありて君父なきもの隠然として浸潤腐蝕す……吾國家に害毒を及ぼすは呼応して其掃を一にす今日に至るまで此が準備に急ならざりしは遺憾の至りと雖も既往は如何ともすべからず今にして猶為すことなくんば前途知るべきのみ」

而して尚ほ彼は日出新聞記者に語りて曰はく

予は平生耶穌教を以て民主主義を輸入するの教旨と信じ居たるが故に予が教法の王道為本といへるを立てんとするに、是非とも斯かるものを撲滅せざるべからずと考へ此点に向つては日頃大なる運動を為しつることもあり……予は一片歌々の心禁する能はず移徹して大隈総理大臣を初め六十餘の識者に訴へたる次第なり」

視よ彼の傘楯の甚太しきを、彼は九月三十日には「今日に至るまで此が準備に急ならざりしは遺憾の至りと雖も既往は如何ともすべからず」といひ、日出記者に面したる時には「此点に向つては日頃大なる運動を為しつることあり」といへり、前者

を真なりとすれば後者は偽なり、後者を真なりとすれば前者は偽なり、彼は鹿を追ふ獵夫山を見ずの諺、我を惡むの餘り「準備に急ならざりし」と「大なる運動を為しつることもあり」と牟楯せるを知らざりき、あゝ手前勝手の弊何ぞ一に是に至るや、尚ほ殊に甚太しきものあり、余は彼に面会したることもあらざれば彼の年齢の何程なりやを知らざれども彼の位地よりすれば已に知命、耳順の齡に達したるなるべし、果して然らば彼は既に三四十年間宗教家たるの生涯を為したるなり、然らば彼は我が教の近頃初めて我が國に入りたる頃より其の身宗教家たりしなり、彼宗教家として半生の長きに居り、而して我が教が「神ありて君父なきもの」たるを今、初めて知りたるは抑々如何、彼が「大なる運動を為しつることもあり」といひ、「民主主義を輸入するの教旨と信じ居たる」とならば何故に今日まで黙したりしや、「神ありて君父なきもの」は我が國家にとりて毒害焉より甚しきはなく、「民主主義」の我が國體に適應せるは三歳の児も熟く知る所なり、斯く我が國家を害する者、我が帝室をすら危くし奉らんとする者なるを知らば何故に今日まで既に業に目覚しき大運動を為さざりしや、彼は「否、我説教に論説に大に運動を為したり」といはんか、然り彼は之を為したるこ

ともあらん、然れども是れたゞ一個の運動にして大運動とはいふべからず、彼が俗より出で、俗よりも俗なる不徳僧侶の粟を食ひ、出家遁世の主義を奉じて俗物中の俗物となり、自己の門前に餓死する者あるも顧ずして其の身は飽食、暖衣し、自己の鼻下建立の為に本願寺の積弊をすら洗滌するを得ず、我が教防禦の為に一組織を為さず、一団体をつくらず、而して「大なる運動を為しつることもあり」といふ、彼何の顔ありて斯かることを公言するを得べきや、彼が「大運動を為しつることもあり」とは偽なり、造言なり、彼は自己の専有と誤想せし教誨師を免ぜられて自己に害ある基督教の留岡氏を用ゐられたれば彼は無暗に怒りて泥醜者〔醉〕の如く前後を忘れ、一朝の怒に其の身を忘れ、無道理、牟楯を思はず、狂犬的に吼猛りしのみ、彼れ若し無責任なる仏教壯士なりしならば斯かる狂愚の言を為すも敢て叱責するに足らじといへども苟も其の身宗教家なり、学者なり、老練家なり、有力者なり、高位地にある者なり、而して斯かることを為して恥づる所なきは彼に於て恕すべきものにあらざるなり、あゝ、彼は手前勝手を制すること能はざりしなり、手前勝手一回人を捕へたらんには彼は其の人をかゝる狂犬と為さざれば止まざるなり、謹むべきは利己なるかな、

第一百十九章 大工が祟る

箴言に曰はく「エホバの呪詛は悪者の家にあり」^(卅三)、

詩に曰はく「神の詛ひたまふ人は断滅さるべし」^(卅七)、

神は罪惡ある者を詛ひたまへども又其の家を詛ひたまふことあり、然れども家を詛ひたまふは直接にあらざして遺伝、習慣の間接法によりたまへり、一家にして罪ある父母あらんか、其の罪遺伝し、悪習慣あらんか、子女之に做ふが故に知らず識らず後裔罪人、悪者となり、父母の罪の為に罰せられずして自己の惡の為に罰せらるべし、然れども此遺伝、悪習は神の恩籠、扶助を受けて一二代之を避くるを得たらんには遂に全く之を断滅するを得べし、神が「其の子三四代に報う」^(出廿五)といひたまひしものは此謂なり、世に「彼の家には何が祟る」などいふもの迷信に出づるもの多しといへども父母の罪過を改めざる子女に於て吾人は屢々神の詛ひたまふを見るなり、
岩手県盛岡監獄署に縦山重次郎といふ囚人あり、彼は目下四十歳前後なるべきが其の出生は岩代若松にして会藩の士族なり、彼が今日までの経歴を聞くに迷信と遺伝との然らしむるところか恰も一個の小説の如し、伝聞の俣を記さんに彼は捕へらるゝ

まで船大工を以て業としたるよしなるが既決の後は監中にて大工を為し居れり、久しき前なるが余が同署にゆきて看守長矢部氏と語れる時氏はいふ「本日縦山重次郎に褒賞授与式あれば説教の時間少しく後るゝならん、焉を諒せよ」と、余は縦山が余の説教を聴く者なるを知るが故に褒賞授与の典あるは余の喜ぶ所なり、余は是く聞きて矢部氏に問へり「彼は随分難物なりと聞きしが賞与を得る程になりしか」と、氏はいふ「否、敢て改過遷善の實、見えたりといふにもあらねど些か見る所もあれば政畧的に褒賞を与へて大に彼を励ます所あらんと、偕は今日の典を挙ぐるなり、彼の一身の為に此政畧の功あらんことを祈る」と、其の後二三ヶ月を歴てならん、余は例の通り署に往きて第二課の役所に入りしに此日當番の看守長隈山氏にして氏はいたく疲労したるものゝ如く見えたり、余が如何にせられしかとの問に対して氏は余の既に伝聞して知り居るものゝ如く「今朝からかゝつて今、漸く縦山の一件が済んだので」と答へき、余は縦山ときゝて少しく氣にかゝりたれば「彼何を為しゝや」と問ひしに氏は大息して左の如く語りいでたり、

縦山は一種の小説的経歴ある人物なるが彼の神經質へ迷信を加へたれば実に取扱に面倒多き男なり、彼は元來会津の士族

にして瓦解前には門閥とまでにはあらざるも可なりに身分よき士にてありき、彼は當署に來りて大工の工場に働き居れども彼には一種の神経病あるが爲に善き所もあれど又失敗もあり、今朝も工場にて仲間のもと喧嘩して手にある手斧もてあはや彼に切附けんとしたりしが幸に他の者に支へられて事なきを得たり、抑々彼に一種の神経病ありとの仔細を尋ぬるに彼の家は会津藩にして彼が祖父にあたる某といへる者普請をなさんとて大工を呼びたることあり、然るに其の大工心様のいたく曲けたる男にて屢々身分あるものに対して無礼の言行多く、常に人々の忌む所となり居りしが此時も例の曲け魂いだして縦山某氏にいたく無礼を加へぬ、縦山氏は平生彼の善からぬを思ひ居たれば預て懲しくれんと機会を待居たることとて其の無礼を叱責し、誤りて「無礼者手打にせん」と一言したりしに彼の曲け魂は斯くと聞かや反つて弥々無礼を増し、最早其の俚に乗てははおけぬ場合となり、所謂騎虎の勢、遂に縦山某氏は決心して彼に一刀をあびせかけたり、彼は一刀の下に生息の根を断たず、然りとて反抗せん力もなければ「おのれ縦山、覚え居れ、武士の権を肩に着我を伐りたるな、殺せ、己が死したる後は死人に口なし、おのれ善きやう

に御上を取繕ひ、おのれは切り徳となり、我は切られ損となるべし、死ぬは恐れねど此事は怨恨なれ、よし／＼おのれの家には代々祟りくれるぞ」と罵りたり、縦山某は此言をきゝて一層怒りたれば第二刀をもて遂に彼を打果したり、然れども大工の手打は此より長く縦山家の遺伝神経病となり、大工の怨恨は継続せざれども其の迷信は長く其の家を詛ふに至れり、縦山某氏は大工の言を記したり、内心には大工の祟あざれと折りしならん、某氏は遂に歿し、其の子某氏の代となりし時は維新の戦亂なり、遂に会津落城の後、其の家は重次郎の幼少なる頃陸奥の斗南に転ぜられしが教育をなさん術もなければ氣の毒ながら重次郎は野育にて棄ておかれ、為すこととは無し、家は貧し、明治初年の頃生計の途を求めんとて田名部の方に漂泊せしが後には船大工となりて六七年の後には其の業にて身を立つるに至れり、其の身も船大工と固りたり、家には久しく音信もせざりき、錦を飾ることはいまだ思ひ及びばねど久々にて父母にも逢はんとある日斗南の家に歸れり、父母は彼の歸來るを喜びて偕今日までは何方に何して暮したりやを問ひしに彼は船大工となりといふ、是く聞きて父母の驚きたること大方ならず、御身は仔細を知らざるべきも

云々のことありて大工は我が家の禁物なり、老父母の物語に大工手打のこともありたれど御身はいまだ幼少のことなれば語りてもきかせざりしが知らぬこと、「は」はひながら事もあらんに家に祟る其の大工となりしとは正しく大工の祟なるべし、直様其の業を止めて他に生計の途を求めよと説きたり、重次郎は己が家に大工の祟るといふを聞きていたく懼れ、よしなきことを学びたりと思ひしが直様他の職に改めん術もなければ面白からず思ひて家を辭し、再び田名部に往きしが祟の一事を怖れたれば前のように職業に身が入らず、他に途あらばと思ひての職なれば何となく伎倆も大に劣りたるが如く感じ、自ら進まざれば頼む者も少く、「泣く面に蜂」の俚諺、漸々に収入も少く、収入少ければ面白くも思はず、酒に賭博に口腹の楽、手の慰み、之れにて面白からぬ心を愈さんとせしも愈えず、遂には悪き仲間誘はれて小盗より大盗、窃盜より強盜、遂に「故殺の未遂とやらん」にて此署に來ることゝはなりぬ、今朝も本人はツク／＼自己の挙動を悔いて曰へり「私の家には大工の祟り居ることなれば船大工となりしも其の祟なり、私の悪事を為すも大工の祟なり、私の人を殺さんなど思ひしも祟なり、然れば御慈悲に大工道具の目に触れ

ぬ所の他工場に移したまはれ、自ら決して為すまじと堅く期するも祟るものゝ道具の眼前に見ゆる時は我知らず取揚げて人に切附けんなども計り難し、願はくは他に移したまへ、自ら己が心を支配することならねば」と、よつて本日より紙漉の工場にまはすことゝなりしが実に神経病は困つたものなり、あゝ、彼は此神経病の為に矢部氏の考案は美事に外れたり、然し彼は其の後深く謹慎して今は己に二個の賞票を有し、よく余が教をきゝ居れり、多分は彼今は殆ど信者となりしならん、余も彼と共に彼の出獄を鶴首して待てり、去るにても神経病の愚なるはいふまでもなければと悪事と悪習慣とは後世子孫を禍するものなるを思へば吾人は自己一身の為のみならず、祖先の罪過を我に於て防止、根絶せん為に、又子孫の幸福、安全の為に力を尽くして善事と善習慣との遺伝を為して「千代に至るまで恩を施さ」るべきなり、慎みても尚ほ慎むべきは罪惡なるかな。

統々々恥か記第十六章を見よ、

第百廿章 基督教も亦利己主義なり

以賽亞曰はく「噫汝等渴ける者こと／＼／＼水にきたれ金なきものも來るべし、汝等きたりてかひ、求めて食へ、來れ金なき

く価なくして葡萄酒と乳とをかへ、……われに聴従へさらば汝等美物を食ふを得、脂をもて其の靈魂をたのしみますを得ん」(五十五)。

以利亜曰はく「汝等何時まで二の物の間にまよふや、エホバ若し神ならば之に従へ」(王上十八)。

保羅曰はく「工を作すものゝ価は恩と称はず受くべきものなり、然れど工なきものも不義なる者を義とする神を信じて其の信仰を義とせられたり」(羅四、五)。

神は全権者なり、故に人に信奉を命ずるの権を有せり、然れば信ずる者は皆殺戮すべしと命ぜらるゝも吾人は人類の分として信奉すべきなり、況んや、信奉する者の罪を赦して永福を約したまふに於てをや、殊に吾人人類の救拯に入りて神の予へたまふ恩寵に浴し、永く神を樂むべきは神意の大なるものたるに於てをや、然れば吾人が自ら択みて滅亡に入るは吾人の自由の濫用にして神意に反するの甚太しきものなり、吾人は自己の為に救拯に入るにあらずして神意に副はんが為に之に入るべし、若し人、工を以て救拯に入るあらば工を作し得ざるものゝ救拯に入らざるは其の責任人にあらずして神にありといふを得べしといへども信仰して救拯に入るものならば信仰し得ざるものなき

が故に其の責任の帰する所は人にありといふべし、神の吾人に要求したまふ所は泰山を挾んで北海を超ゆるの類にあらずして長者の為に枝を折るの類なり、吾人が神を信ずるは商業にあらず、信仰の生涯は貯金にあらず、神なるが故に之に信従するなり、戦へば必ず勝つ某王あり、或る人、王に調して其の秘訣を問ふ、王一言の答ふる所なくして階下の守兵に來れと命ず、守兵其の命に接して王の前に立てり、王兵に命じて曰はく「爾の劍を抜け」と、兵劍を抜く、王曰はく「爾の咽喉を突きて死ね」と、兵直に其の命に應じて自殺す、是に於て王客に語りて曰はく「我が兵は皆是の如し、我が勝利の秘訣此に存す」と、兵の分としては其の死の理由を問ふにあらずして王命を奉ずるにあり、吾人の神を奉ずるもの此理のみ、

基督教に未來の救拯、又天國の幸福といへる教義あるをきゝて世人動もすれば我が教を評して未來の幸福を望みて其の教を信奉するは一種の利己主義なりといふ、神の人を救ひたまふ聖旨を知らざるものゝ此の如く評するは敢て賤責すべきにあらずといへども時としては長く信者たりしものにも斯かる誤解あるを見る、某地に一人の信徒あり、余より道を聴きて信じたる人なり、然れども彼の信仰は兎角理論に流れ、表面信徒たるの義務

を欠くことあらざれども余が見る所を以てすれば内に有すべき熱情に於ては欠く所あるが如し、換言すれば彼は理性信徒にして感情信徒にあらず、即ち頭の信徒にして胸の信徒にはあらざりしなり、彼ある時人に語りて曰ふ「基督信徒も未来の幸福を信じ、之を望むものなれば又利己主義たるを免れず、唯其の望む所善良にして美なるが故に利己主義を掩ふのみ」と、余は此事を伝聞したるが故に其の後説教の序を以て此こと「に」論及し、「若し未来の救拯を望むのみを以て神を信奉せば利己たるを免れじ、然れども吾人の神を信ずるは主として神意に従ひ、神恩に感ずるにあり、若し國難に斃るゝ者は死後賞あるが故に殉難も亦利己なりといはゞ未だ盡忠、愛國の真意を解せざるなり、自己の名声を望みて親に敬事するは孝順の真意を解せざるなり、反哺の孝順を期して子を養ふ者は未だ慈愛を知らざるなり、吾人が罪を悔ゆるは神罪を憎みたまふが故なり、吾人が救拯を得んとするは神吾人を救ひたまはん聖意なるが故なり、吾人の救拯を望むもの豈たゞ救拯の幸福のみならんや、救拯は副産物にして大目的は『爾意の天に成るが如く地にも成させたまへ』にあり」と、此人此後利己主義をいはずなりき。

第百廿一章 入智慧は失敗です

以賽亜曰はく「汝の子輩は皆エホバに教をうけん」(五十四、十三)
詩に曰はく「我なんちを教へ汝をあゆむべき途にみちびかん」(三十二、八)

申命記に曰はく「汝を教へん為にエホバ天より汝に声をきかしめ……」(四、卅六)

基督教は天啓なるが故に基督教を伝ふるものは天啓の聖書を基礎とせざるべからず、然れども初学者は聖書の知識に乏しきが故に教訓、譬喩を聖書に採る能はず、西籍、漢書によりて僅に之を填充す、之を以て填充するは尚ほ可なり、時としては苦しまぎれに他人の論旨を剽竊することあり、尚ほ甚しきに至りては論文の大部分を其の假盗みて我が物顔に述立つることあり、是の如きに至りては其の論説に力なきのみならず其の馬脚の露頭したる時は自己の恥辱たるに止まらずして天啓の教を毀損するに至らん、よし其の引用は巧ならずとするも其の出所聖書にありしならば天啓の教を伝ふるに於て其の力のあるだけを尽くしたるなり、無識、無力、無金、無位地のペテロ、ヤコブが人々を感服せしめたるものは彼等が教旨を神より感得したるが故

なり、若し強く云はゞ聖書を基礎としたらんには失敗するも其の責我にあらずして教旨にあり、他の受けざるは私の誤謬にあらずして受けざるものゝ誤謬たるなり、福音伝播の任にあるもの思はざるべからず、慎まざるべからず、

明治十九年六月六日のことなり、余か兩國教会の説教の本文は以弗所書第六章十七節にして信徒の靈性的防備は聖書なりとの主意なりき、余は其の冒頭に大凡生命あるものには必ず護身具あることを述べ、以て吾人の靈性を護るに神の言を以てすべしと論ぜんとしたりしに圖らずも六合雜誌第六十五号に高橋五郎氏の動物防衛を論じたるものを見たり、よつて余は其の一文を以て其の仮序論とし、固より剽竊の意はあらざりしを以て初に「高橋氏ははく」と記し、又終に「(六合第六十五号)」と記しおきたり、さて禮拜の時となりて祈禱、讚美を終り、本文を読み「高橋氏ははく」といはんとて堂中を見れば今や正しく高橋氏が堂に入りて氏の座に就かんとする所なりき、余は之を見て「ウン」と詰まれり、よし剽竊にはあらざるにもせよ、聴衆中の一人の言を其の仮に引用せんは如何にも奇なり、余は甚しく困うじて他の主意を考へん暇もなし、僅に氏が挙げざる他の苦しき例二三を挙げて漸くに取替ひたりき、高橋氏も聴く

に苦しかりしならんが余の苦しかりしは氏よりも教層甚しかりしなり、是の如くしては自ら天啓の教を伝ふるなどの信念なきのみならず唯一時糊塗せんと思ふのみ、神の外此失敗を知るものあらざりしならんとは云へかくては聴衆を益する所毫末もあらざりしならん、福音を説く者は福音の素養を要すべきなり、入智慧は失敗を免るゝことなし。

第百廿二章 罪は火のやうです

雅各曰はく「視よ微火いかに大なる林を燃すを」(五三)。
何事によらず最初より大なるものにあらず、善小なりとて棄つべからず、小善積むこと久しくして大善となり、悪小なりとて侮るべからず、小悪集ること多ければ大悪となるなり、然れば小悪来りて我を誘ふ時吾人は深く之に注意し、其の小悪を許すべからず、小悪一回我が衷に其の座を占むるや、其の勢力忽に増大し、遂に救ふべからざるに至る、罪は恰も火の如し、其の最初を慎まざれば其の果、之が為に一身を滅ぼすに至るべし、明治十六七年の頃なり、余は弟不二尾と共に銃臈〔猶〕を為さんとして當時境村の水道番たりし叔父重富氏を訪へり、其の夜は重富氏に一泊の筈なりしを以て再び氏の家を出でゝ名も知らぬ土地

を狩獵し、不図左右の山腹に松林ある低地に出でたり、左右に高
処ありて日當りよき所なれば温くして休息には屈竟の場所なり、
余は弟と共に芝生に坐して是よりは何れの方向に獵らんかな
ど談じつゝ何心なく余は其の場に生したる葉細の枯草に火を点
じたり、ソヨ〜と吹来る風に其の火は次第に拡がりて二三尺
を焼きたり、余は大くせじと立上りて火を踏消したるに思ひし
よりも容易かりしが故に余は又点火せり、二三尺となるを待ち
て又踏消し、是くすること二三回なりしに最後の時は燃ゆる所
の都合やよかりけん、又吹く風の助くるやありたりけん、火は忽
ち五六尺に拡がりたり、余ははや一人の力にて消止むることの
ならぬを知り、弟にも手伝ひ、否、足伝ひさせて消さんとせし
が消えざるのみか弥々ひろがりてはや幅七八尺、長さ二三間、
最初は地にある草のみなりしもの今は高きばさ株にさへ燃えつ
き、手も足もつけられぬに至れり、此勢もてすゝみゆきたらん
には大木にも燃えつかん、或は火の子して人家にも移るにいた
らんか、空を見れば白き煙は小き火事とも見ん程なり、風下を
見れば低地につゞきて二三町の先には村もあり、心配の餘り、
如何にせんと村の方を見しにはや三五人の若者手に〜梶棒、
長棹など携へて走り来る様なり、余はいまだ何とせんか決心も

統 統 取 か 記 第八卷

つかざりしに余輩の同伴したる従弟の誠次は例の素早さ「遁げ
やう！」と絶叫せしが余がふりかへりて彼を見し頃は彼はや五
六歩遁出だしたる所なり、余も人悪しとは思ひしが去りて村
の若者どもに捕へられて談判せらるゝも好ましからず、「遁げ
る」の一言と共に誠次の後を追ひしが真直に低地を走らば何時
までも余輩の姿を見らるべし、早く左右の松林中に隠るゝに如
かずと、余と誠次とは北の方の林中に、弟は南の方の林中に避
けて漸く姿をかくしたり、久しからずして余は松林中に立止ま
り、火は如何になりしかとロトの妻ならねど願れば火のある辺
は木に遮られて見えず、見ゆる辺まで立戻らば我が姿を見らる
ゝ恐あり、たゞ僅に立昇る煙を見て火勢を卜せんのみ、此時余
の心配せる一事は弟の如何になりしかなり、事急にして相談す
る暇もなく、南の方の松林中に入りしのみ、或は捕へらるゝの
不幸にはあらざりしか、如何に〜^{〔V.V.〕}に五六町を隔てたる南方の
松樹の斑なる辺を見れば紛ふ方なき背の円き洋服の人、手には
小銃とも見ゆる一本の棒を提げて東の方に大膽に往く者あり、
他人ならばいざ知らず、余が目には正しく弟と見たれば余は漸
く一の安堵は為したり、此時空中に見ゆる煙も其の量を減じた
れば茲に大に安心して誠次と共に其の夕方重富氏に帰りに弟

も既に帰り居りて失敗談に叔父夫婦を笑はせたりき、然れども余は此火のことを以て重富氏の人々を戒めたり、大凡罪惡なるもの其の最初に於ては極めて微弱にして之を撲滅せんとせば勞少くして必ず功ありといへども一回其の勢を得たらんには最早施すべき術なく、知りつゝ其の禍害を免るゝ能はざるに至る、「二葉にして摘まざれば斧を用ゐるに至る」とはよく罪の性質状態を示したるものなり、恐るべきは罪の萌芽なるかな。

第百廿三章 其の死で栄光を顕す

基督彼得の運命を預告したまひし時約翰之に一言を加へて曰はく「如此いへるは其の如何なる死にて神を栄めんといふ事を示したるなり」(約廿一、十九)。

死は人生の大事なり、故に死の状態如何によりて見る者其の信念に驚かざるなし、驚くが故に「善く」死ぬものは其の死を以て有力なる説教を為し、「悪く」死ぬ者は言はずして其の宗教を輕視せしむべし、基督教徒の死が神の栄光を顕したるの例一二にして足らず、余が友尾野重俊氏の如き(統々恥か記第二章)、又余が友野上球平氏の如き其の著きものなり、

余が友野上球平氏の生涯は珍しき生涯の人なりき、氏がダビツ

ドソン氏に就きて教をきゝ、バプテスマを領したるは明治八年の八月廿四日にしてダ氏の第二の受洗者なり、氏は越後の人にして東京にありては法律を学び居りしが余がダ氏の家に往きたる頃には安息日にも来会すること少く、従つて余は深く交はることはあらざりき、其の後、氏は越後に帰り、明治十三年の頃には全く音信不通となり、其の居所さへ知れざるに至りたれば教会は已を得ず、十四年九月中氏を除名したり、其の後、誰ありて氏の消息を知る者あらずして過ぎたりしが明治廿年の夏林竹太郎氏に聞くに氏が水戸に伝道したる時彼の地の辨護士にして野上球兵といふ人に逢ひしに野上氏は久しき前ダビツドソン氏よりバプテスマを受けたる信者にして三浦氏を知れりといひたりときけり、余が氏を知るところは野上といはずして青柳といひたれば其の誰たるは明知すべからざるも球平といふは他にあらざりしを以て必ず氏ならんと尚ほ伝言を依頼しおきたり、然るに廿一年の一月、氏は蠟売町の家に尋来り、久々にして面会し、恰も死したるものゝ復活したるに遭へるが如くなりき、然り、氏は精神的に一回死したりしならんが偶々水戸にありて林氏に面会したるが為に精神的に蘇生したりしなり、其の後、余は盛岡に移住したるが為に氏に面会するの機あらざりしが氏

が水戸教会の柱石となりて伝道の為に大なる扶助となるを聞き、常に喜び居りしに廿九年、氏は肺患を以て水戸に死したりと聞きたり、先に水戸より来りし田中氏の夫人が近頃語る所を聞くに氏は死するの日其の生命の最早終らんとするを知り、妻女と子女とを床側に集め、妻女と共に声高く

かみのめぐみ 主エスのあい

ゆたかにみつ このみとの

うけよめぐみ そのあはれみ

かなしみうせ うきもぎえん

このとのに とくきたれ

うけよたまはん そのめぐみ

(新撰讀美歌廿五番)

と歌ひいでたり、氏が隣家は平山といへる旅人宿なりしが主人は放蕩、無頼にして誰とて信用する者なかりしが隣家なるを以て野上氏へは屢々出入し居りたり、主人は野上氏の危篤なるも知り居るに今、歌ふ者は野上氏の声なり、彼は甚しく驚きたり、或は野上氏狂氣したるにはあらんかと家を出て、氏の家を訪ひ、懇意のことゝて案内も乞はず、氏の病床に近づけば氏は床中に臥して妻女と共に歌ひ居りて狂氣したる模様少しも無し、

続統恥か記 第八巻

氏は歌ひ終るや「此れより祈禱して寝に就かん、去らば」と告別の辭を述べ、其の眼を閉づるや、一二回長く息して其の假死したり、平山の主人は之を見て甚しく驚き、死を見ること帰するが如しとはきゝたるがかゝる死様は曾て見聞したることなし、是れ正しく氏が信する神のなさせたまふ所ならん、今より余も教義を学ばんと、是より我が教をきゝて遂に善良、熱心なる信者となり、今は教会の會計を為し、教外の人にも信用せられて其の營業も繁昌し居れりといふ、あゝ、視よ、氏の死を以て主の栄光を顯したることを、氏は死して一人の放蕩者を永遠に救へり、余は此ことを聞いて一層奇想を抱かざるを得ざるものあり、何ぞ余が次、即ち明治八年九月廿六日にバプテスマを受けたる尾野氏は地中海に死して数千里を距てし本國にある父室田氏を救ひ、余が前、即ち八年八月廿四日にバプテスマを受けたる野上氏は自己の家に死して隣家の放蕩者平山氏を救へり、神の摂理の不可思議なるは今更喋々するの要なしといへども余が前後の二氏に此事ある決して偶然にあらざるなり。

第百廿四章 四錢で八丈絹一反

箴言に曰はく「邪曲なる人、あしき人は虚偽の言を以て事を

行ふ、彼は眼をもてめがせ、脚をもて知らせ、指をもて示す、其の心に虚偽をたもち、常に悪をはかり、争端を起す」

(六。十二)、
(十四)

虚偽に数種あり、言を以てするあり、行為をもてするあり、素振を以てするあり、又言語、挙作を以てせずといへども先の自ら欺かるゝを待つものあり、第一種は如何なる場合にも人皆不可なりとせざるなしといへども第四種にありては人屢々其の責任を先方に嫁して我には毫末も閑繁なきものゝ如く思惟せり、慎まざるべからず、

余が知る新瀉県人ありき、此人一回道に入りしが果して再生したりしや否やを知らず、遂に墮落中に長くもあらぬ生涯を終りしが彼の欠点を挙げれば貪婪にありき、彼の人は一回僧侶一殊に禅僧一なりしとのことなれども金錢には甚だ鋭く、つひにそれが為に墮落したるが如し、此人貪婪の癖ありしが故に敢て容易く偽ることを為さざりしとは云へ前に挙げたる第四種の虚偽は氏に於て余の屢々目撃したる所なり、明治十年の頃なり、氏は人形町の夜店を徘徊して二枚の短尺をかひたり、記する所は七言の絶句にして落款には「山陽外史」とあり、固より戯に作したる偽物にして売る者も買ふ者も眞實のものにあらざるを

知れり、然れば氏が之を購ふ時も二枚三十銭といひたるもの(値)を直切りて二枚四銭にてかひたるなり、氏は購ひ来りて余に示したりしが其の古色をおびたる所如何にも山陽時代のものゝ如く、又誰人の筆跡にや何れより見るも山陽の文字なり、巧に偽筆せるものよとて其の假終りしが其の後如何にしけん氏が愛玩し居るを見ず、二ヶ月を過ぎし時なるが通運会社より一個の油紙包、氏の許に届きたり、表面を見れば新瀉県の豪農某より出だしたるものなり、氏はニコ／＼として包を披きしが其の中より出でたるは殊に上等なる八丈絹一反なり、氏はシメた／＼暇で鯛とは此のことなり、よき商法なりといふ、余は其の意を解せざりしが故に其の仔細を問へば氏は得々として語りいでたり、「君も知る例の山陽の短尺なり、偽物なりとこなされて面白くもなく、持居るも忌々しければ国の親類に郵送したり、彼田舎漢、眞偽も見分くること能はざりしが故に山陽の落款に欺かれ、真物と思ひたるが故に返禮として八丈絹一反を送りこしたり、何と四銭で八丈一反はよき商法にあらずや」と、余輩は驚きて其の挙作の不都合なるを責めしに彼の人平然として曰はく

余は書簡中に一言も山陽なりといはず、余には欺くの意な

かりき、

先方にて山陽なりと見たるは先方の無識よりいでたるものにて余には何等の關係なし、

彼は新潟県に於て屈指の財産家なれば八丈絹一反を余に送りたりとて彼の懐の痛むことなし

田舎は目くらのみ揃ひ居れば誰も偽物と知るものなく長く真物として伝へられ、受けたるものは欺かれたりせず、喜び居るべし、

短尺の文字を見るに真の山陽と異なる所なし、異なる所あらざれば山陽と価格と同じと見て敢て差門なし

右の如き答辨にて何程論じても、責めても彼には分らず、遂に余輩は七を投じて女子と小人とは養ひ難しとて其の俚に終りき、然し氏の挙動は常に何事にも此かる筆法を用ゐるを以て遂には此の貪婪の為に墮落したりしならん、慎むべし、恐るべし。

第百廿五章 社会の為に妻を娶りません

耶利米亜曰はく「汝は恩寵を千萬人に施し又父の罪をその後の子孫の懐に報いたまふ」(三十二、十八)。

耶利米亜哀歌に曰はく「われらの父は罪を犯して已に世にあ

らず我等その罪を負ふなり」(七)。

神が親の罪を子に於て罰するといふは其の文字の如く見たらんに酷に過ぎたるが如しといへども此は固より意味あることに遺伝、習慣の恐るべきものたるを教へたまふの精神たるに外ならず、(第百十九章を参照せよ)、譬へば父放蕩にして悪創(瘡)を病みたりとせんか、其の子方正、謹直なりといへども其の害毒の遺伝を免るゝ能はず、是れ「父の罪を子三四代に罰す」^一とある所以なり、然れば吾人若し不幸にして悪瘡あり、又罪悪ある者の子として生れたらんに深く自ら慎み、其の遺伝性を自己に於て断滅することを力むべし、故に若し悪人の子たりしならば悪心、悪癖、悪念、悪習を制し、若し悪疾者の子たりしなれば大に衛生、養生法を講じ、遺伝性を断滅し、自己の子孫に長寿、健康を遺伝せしむるをよしとす、若し必ず悪遺伝を為すべしとの事情あらば自己に於て子孫を絶つも亦國家に對するの責任なるなり、

余が基督教徒と為りし頃米國プレスビーテリアン、ミッションの宣教師にグリーンといふ人あり、いまだ若き人にて独身者なりき、氏は明治三十四年の頃本國に歸りて其の後來らず、何故に來らざるかは余の知らざる所なりしが後、病死したりと伝聞せ

り、余一日氏と殊に親しかりし安川氏に逢ひ、氏の噂を為したりしに安川氏は云へり、氏が日本を去る頃氏に面し、氏は長く日本に働きたれば再び渡来せらるゝ時は妻女を娶りて来らるべし、独身にて働かんよりは妻女の内助あるの便なるに如かずと語りしに氏は答へて云へり、主の許したまふ所あらば一年の後には必ず再渡すべし、然し余は妻をば娶らざる覚悟なれば独身は余の生涯なるべしと、安川氏は不思議のことを聞くものかなと何故に独身の覚悟なりやと問へば氏は答へて余の家は代々狂気せるの遺伝あり、余が父も祖父も初老の頃狂気せり、不幸にして余が家に斯かる遺伝性あれば余若し妻を娶りて子を生ましめたらんには又此遺伝を継続するの恐あり、是を以て余は此遺伝性を余に於て断滅せしめんとて独身にて終らん覚悟なるなり、余は社会の為に妻を娶らざるなりと、安川氏は此言をきよて氏の果断なるに感じ、又社会の公益を思ふの深きに感じ、二三慰藉の語を述べて其の日は別れしが氏は米國に帰り、氏自身の豫期したるが如く発狂し、之が原因となりて其の後死したりといふ、實に氏の覚悟は貴きものなりき、氏若し社会の公益を思はず、自己一身の快樂、便利のみを思ひしならば氏は妻を娶りて癡狂性の子孫を遺したりしならん、之に反して氏は斯く高尚な

る、賢き決定を為したれば其の不幸なる遺伝は氏に於て断滅するに至りき、氏は公共心の模範たりし人なりしなり、身を殺して仁を為すとは氏のことをいふなり。

第百廿六章 宗近はグニヤリ

詩に曰はく「彼等は……あざむきの言をつくりまうけて國內におだやかに住ぶものをそこなはんと謀る」(三十五)。

又曰はく「かくて神よ汝は彼等を亡の坑におとし入れたまはん……詭計おほきもの……は生きておのが日の半にもいたらざるべし」(五十五)。(廿三)

虚偽、詭計、騙術を以て利を得んとするもの一回は此の不義の利を得ることあるべしといへどもかゝる詐術には神の祝福なくして却つて呪詛あるが故に長く利を占むること能はず、然るに我が商賈等の屢々永遠の利を思はずして唯々目前の利のみ追求め、一回利を得て後、忽ち信用の失墜するを知らざるが如き何たる愚なりや、此点に於ては利を見るに賢き清國の商人が永遠の利を思ひて信用を貴む我の及ばざるもの二三舎に過ぎざるなり、恥か記第百四章にいへるが如く布引の掛茶屋此の類なり、吾人若し長く利を得んとならば大にかゝる点に注意する所なく

して可ならんや

余は明治廿一年十一月の下旬に石原保太郎、上杉熊松の二氏と共に奈良の旧都を見物したり、余輩は時の少かりしが為に見物を急ぎたれば時を損せじとの考案より一人の案内者を雇ひていたり、忽ち余輩の一驚を喫したるは商店と案内者の狡猾なることなり、奈良の名物として物を売る商店は東京辺の普通の商店と少しく其の趣を異にし、多くは一方より入りて一方に出づるやうにし、其の内に売場を設け、素通りさせじと企てたるなり、余輩が三笠山麓を通ずる時案内者は例の通抜け店に余輩を導きたり、余は已に彼等の姦計を看破したれども義理なりとて入らぬ物を買ふ程人の善き連中にもあらざれば見るだけが得と導かるゝ俣に入りたり、案内者は喋々と口説きて曰はく「此れはこれ三条の小鍛冶宗近の後裔、世が世なれば天下の御鍛冶として御太刀の御用を蒙るべきものなれども世は御維新、^{〔庖〕}磨刀の時節となりたれば今は出刃、薄刃、菜切厨丁、あるはステツキ仕込杖、其の切味は祖先宗近に劣らぬ腕前、御用とあらば何品にても一二品めされ候へ〔一〕」とぞ述立てたる、可笑しさを忍びて陳列せる一二品を見れば番頭忽ち座を移し、小箱に入れし古名刺をザラ／＼と其処におきぬ、何かと見れば太臣、局長、

知事、書記官、外國公使などの名刺にして、何某伯爵には仕込杖何本、何某子爵には何厨丁何挺など過去の御用を喋々せるなり、余輩が仕込杖などの用なきものと見るや、番頭は一挺の刺身厨丁^{〔庖〕}を示し、「仮令〔庖〕厨の御用物なりとて粗末の品を差上げては宗近の名折れ、これ御覧あれ此の如し」と、手にある刺身厨丁をグツと曲ぐれば弓といはんよりは寧ろ一個の輪を造り、アツといつて右手を放てば今まで輪の如くまろかりし庖丁は、ピントはねて固の如く真直に復せり、余は盛岡の家に刺身庖丁の無きを思ひたれば宗近と竹光とは関する所にあらず、輪の如くなりしもの原形に復するは熟鉄にあらずして鋼鉄なること明なり、よし一挺を購はんと其の価を問へば極めて廉なり、余に励まされてか石、上二氏も我は小刀、我は鉄と各々一二品を購ひ、余は彼の刺身庖丁を取揚げてこれを買はんと、いひしに番頭は問へり「御用とあらば御氏名を彫刻させんか」と、余は「三浦」と刻せよと命じたるに側に座したる手代は直様空隅に退き、憂々と音して叩き居りしがイザとて出たすを見れば無器用にはあれど「三浦」とは読まるゝ文字なり、余は羅生門の鬼の腕とまで思はざるも小戦に下士官の首ぐらゐり取りたる心地して喜び帰り、宿に入りては各自其の買ひたるものを膝先におきて「買ふ

者はいふ悪し、悪しと、然れど去りて後は自ら誇る」(箴廿四)。
 三千年の古言を繰返して得々たりき、余は盛岡に歸りて大阪にてはフナネルを買へり、京都にては襟と帶留とを買へり、名古屋にては松盆を買へり、奈良にては刺身庖丁——しかも三条の小鍛冶宗近の作、一々買物を示して庖丁に至るや余が妻はフナネル、帶留程には喜ばず、余は妻を喜ばせ、一同を感服せしめんと宗近が番頭の髷ならひて刺身庖丁をグツと曲げたり、妻等は「マア折れたら」と声かけて驚きたり、視よ手を放せば元の如しと功能一番、右手を放せばコハ如何に宗近はグニヤリ、原形に復せざるのみか中程は「く」の字の形状、動もすれば折れんかと思はるゝばかりなり、あゝ、余の失望思ふべし、妻等はたまりかねて一時に皆吹出だしたり、余は鼈甲の筭にてもいぢらんが如く注意して延したれば幸に折れずして原形に復したり、去るにても如何なる理由ぞや、番頭か放せば原形に復し、余が放せば曲りし俣なり、あゝ、読めたり、手代が品物を受取りて彫刻せんと持ってきたる時巧妙なる手品、余に売らるる物と見本とを摩替へたるにてありけり、彼は巧に余を欺きて刺身庖丁一挺を売らり、彼は一時若干の利を得たりしなり、然れども余は再び彼の家にて品物を買はじ、彼は巧に利を得たる

が如し、然れども彼の利は長からず、結局彼は眞の損を為すものなり、詭計をなすもの生きて其の日の半にも至らざるべしとはかゝる損失をいふものなりけり。

第百廿七章 道德の大本が破れた

箴言に曰はく「汝我等之を知らずといふとも心をはかる者これを曉らざらんや汝の靈魂をまもる者これを知らざらんや彼はおのゝの行為によりて人に報ゆべし」(廿四)。
 耶利米亞曰はく「われエホバは心腹を察り腎腸を試みおのゝに其の途に順ひ其の行為の果によりて報ゆべし」(十七)。

以西結曰はく「罪を犯せる靈魂は死ぬべし子は父の悪を負はず父は子の悪を負はざるなり義人の義は其の人に歸し悪人の悪は其の人に歸すべし」(廿八)。

道德の貴むべきものなりや否やを問はば盗人も尚ほ貴むべきを云はん、然れども何故に貴むべきやと問はば學士も尚ほ答ふる所を知らざるべし、蓋し道德の大本如何の議論は古より學者識者の間に囂々たり、今も尚ほ囂々たりといへども一定する所なく、到底神を非認したる道德は標準なく、又責任なく一定の

大本を見ること能はざるなり、大本なき道德は一部の人の間に幾分の勢力を有することあるべく、ある地方、邦國に限りて勢力なきにあらざるべく、ある時代に勢力を得ることあるべしといへども万世を通じ、万邦に亘り、天地顛倒の大変に遭ふも毅然として動かざるものは神の意思を大本となしたるものにあらざれば能はざるなり、人多くは社会の制裁、榮譽、幸福、一身の利達、快樂、進歩などを以て標準となせり、故にある場合に此の標準に拠るべしといへども是の如きは場合に應じて変化せざるべからず、変化すべき標準は真正の大本とすべからざるなり、昔時は復讐を以て忠孝の道となし、道德の殊に重んずべきものとなしたれども今の時代には謀殺たらざる「を」得ず、昔時は密通を以て手打となすの不義となしたり、然れども今は和姦は法律の間はざる所なり、若し神の意思なるものありて道德〔標準〕の標準となるにあらざれば仏教の無明の起因明晰ならず、従つて善悪、正邪は唯比較、約束といふに帰着するが如くなるべし、我が國今日の道德界は全く無政府の状態にして其の最も勢力あるものも名譽の一事に過ぎず、豈鴻嘆に堪へざらんや、我が國に於て今日まで道德の大本となりたるもの二種あり、一は封建制度にして一は地獄、極楽の賞罰の念なり、後者は今、

云はず、前者を少しく云はんに抑々我が國の武士なるものは國民の數に比して九牛が一毛に過ぎざりしといへども政治、文學、財政等苟も國民の勢力となるべきものは皆武士の掌握したる所なれば彼等は全國民に対して治者の位地を占め、國民はたゞ彼等の使喚に應じたるのみ、然れば苟も人間として貴むべきものは武士の専有にして武士以外のものは黙して租税を払ふの器具たり、既に一の器具たるが故に彼等には責任なく我が國の光榮たるべきことは誰人の光榮たるに拘らず武士の光榮となり、我が國の恥辱たるべきことは誰人の恥辱たるに拘らず武士の恥辱となりたり、かゝる状態なれば道德といふも武士の専有にして武士以外のものは道德上に責任なく、一種の虫虻むしげちと見做し、唯武士の権力過大なりしが故に虫虻と罵られて、而して無禮を為したる時切捨御免の暴力を加へられたるのみ、斯かる制度の下に武士は跋扈したるが故に幸にして此の武士道は我が國道德上の一大勢力となりしなり、抑々武士の制度たるや、其の主、或は主家を以て道德の大本とし、善悪ともに其の主に対して強き責任を有したり、自己の一身は主の粟を食ひ、主の恩恵に生くるものなれば武芸を励むも主の為なり、文學を修むるも主の為なり、立つも座するも、寝るも起きるも主の為ならざるものは

一もあらざるなり、是の如くなるが故に善を行ふは主の名譽なり、悪を行ふは主の面に泥を塗るなり、一身の恥辱は顧るに足らず、「君辱めらるれば臣死す」、君の恥辱たらんには喜びて切腹すべし、武士の道徳は是の如くして養はれたりしなり、余の如き武士道の澠季に生れたるものなれども「武士の涙をこぼすは御主人様の死したまひし時のみ、御主人様の御為ならば何時にても深く切腹せよ」とは常に母の教へたまひし所なり、然れば武士の道徳は其の主を標準とし、文武の競争は我と境を接したる隣藩にあり、彼に学士ありといへば我も之に優るものを得ん、彼の武人、彼の政治家、大凡善しといふ善きものは隣藩に劣らじ、負けじ、隣藩の鼻をあかしくれん、是れ御主人への忠義なりと為したり、然れば時として乱暴に流れたるの弊なきにあらざりしとはいへ此の「御主人」、「隣藩」といふは二六時中武士の念頭を去りたること無く、忠孝の道を講し、文武の道を修むるは今日の榮譽、利達を望むの類にあらず、是に於てか我が國の道徳は薄弱なれども大本あり、一島國中にありて他に競争なくして内に強大なる競争者あり、以て維持、奨励するを得たりしなり、然るに今や如何、封建制度は破壊せられて、前の御主人は我と同じく國民の一人となり、前の主人は子爵にし

て従四位、我は伯爵にして従三位なるもあり、前の臣僕士官となりて御主人の片割兵士となりて其の指揮、命令を奉ずるもあり、昔時公然の御目通りを許されざりし者市、郡、村長となりて前の主君を支配するものもあり、加之文武の道を講ずるといふも、忠孝の道を尽くすといふも其の責任、競争ともに茫漠として扱ふ所なきが如し、若し理屈を以て云はゞ今の皇上陛下を以て前の主人に換へ、今の隣國を以て前の隣藩に代へたらんには毫末も變ずる所なきに似たりといへども若し實際の状況を見れば彼此の相距ること天壤音ならざるものあり、古の生徒に問ひて何故に学問するかと問はゞ「主君の為」と答へしならん、古の武士に何故武道を修するやと問はゞ「假令多少の名譽を含みたりとはいへ「主君の御馬前に花々しく戦はん為」と答へしならん、時としては一個の土百姓の歛を手にするものに問ひて「何が為に耕耘するや」と問はゞ「御殿様の為」と答へしものすらありたらん、然り、彼等は基督教徒が「神のものなる（我儕）身に於ても靈魂に於ても神の榮を顯すべし」（哥前六）、と信じ、「食ふにも飲むにも何事を行ふにも凡て神の榮を顯すやうに行ふべし」（哥前十一）とあるを奉ずるが如く徹頭徹尾「主の為」なりしなり、然れども今の生徒に其の目的を問へ、「皇上陛下の

為」といふもの幾人あるか、多くは「富貴、快樂、幸福の爲」、其の最も高尚なるものに至りて僅に「國家の爲」と答へん、然し國家といふの觀念は漠として餘りに大く、其の制裁の勢力に至りては頗る微にして昔日の御主人と比すべきにあらず、欧州の各國が互に其の境界を接し、時としては外人と其の家を接して鄰家たるが如く、而して互に割拠し、互に競争するが如くなりし各藩割拠の制は破れたるが故に今日の競争は見も知らぬ、唯伝聞による外國と競争せざるべからず、然るに外國は何となく縁遠き感あるが故に「國光を海外に発揚する」といひ、「強國に比肩する」といふも我が國の位地よりすれば決して昔日の「隣藩」に対するが如くなる能はず、然らば如何にして可ならんや、たゞ永遠不變、内外、古今に通じ、貴となく賤となく、老となく少となく大本とし、標準とし、基礎とし、責任を感すべきは神あるのみ、「エホバを畏るゝは知識の本なり」(箴七)、「天地は廃せん然れど我が言は廃せず」(太廿四)とある神を以て道徳の大本となしたらんには社会に何等の変動ありといへども、時と場合に如何なる相違ありとも神は「昨日も今日も永遠も変らざる」(来十三)が故に其の大本は確乎として動くことあらざるなり、道徳の基礎として豈萬全なるにあらずや、余は深

く信ぜり、今日にして我が國民をして此の大本に拠らしむるにあらざれば封建制度の廢れし後に成長したる國民の世となりて我が國は果して如何、思へば余は「棘」^棘然として冷汗の背に淋漓たるを思はずんばならず、我が皇上陛下に榮譽を奉らんとする者大に顧る所あるべきなり。

第百廿八章 優柔不斷は事を成さん

黙示録に曰はく「我爾が冷にもあらず熱くもあらざることを爾の行為に由りて知れり我爾が冷なるか或は熱からんことを願ふ、爾すでに温然^{温然}して冷にもあらず熱くもあらず是故に我爾を我が口より吐出したさんとす」(三。十五、及十六)。

世に果断の人あり、優柔不斷の人あり、果断は時として誤謬なきにあらざれども多くは成功し、優柔不斷は時として利益なきにあらざれども多くは失敗す、然れば吾人の学ばんとする所は利少くして失敗多き優柔不斷にあらずして過誤少くして成功多き果断にあり、殊に罪惡を避けて義に就くの生涯を完うせんとせば大に果断、決行を要するなり、

余が西國教会に居る頃度^會六七といふ青年あり、来りて教を聞き明治十六年十一月十一日を以て受洗入會せり、氏は純粹の江

戸尼にして江戸尼の標本と見るべき人なり、学校教員となるべき資格をも有したれど世に所謂結構人にして言語には「馬鹿」「べらぼう」などのことを聞きしが余は一回も氏の怒りたるを見ず、他と議論などしたることもあれど面を紅くしたることなく常に莞爾として而して「べらぼう」を絶叫し、父母にも孝順なり、兄弟にも信愛なり、他人にも正直なり、其の性質を思へば得難き好人物なりき、然れども氏の缺点是果断に乏しくして優柔不断なるにありき、不幸、氏は此の性質あるが故に教育ある好人物なれども其の一身を立つること困難にして近頃の氏の状態を知らざれども恐くは一家を為し居るにはあらざるべし、氏は初め其の名を何とか云ひしが日下部鳴鶴の徒弟となり、幾分か書を善くしたりしが又巖谷氏を敬慕して自ら名を六七と号し、信者となりてよりは好みて六七と称せず、書簡などには何とか他の名を唱へ居たり、視よ、氏は自己の名すら断じて一定せず、況んや其の信仰をや、ある時は熱し、ある時は冷え、ある時は泣きて自己の腑甲斐なきを歎じ、ある時は囲碁を為して悠々楽しめり（氏の姉は本因坊といふ囲碁の名人の妻なり）、氏は伝道に志し宇都宮に伝道したることありしが来島村の金田米蔵氏と親しく、恰も兄弟の如くなりしが金田氏の親類は氏の好人物

なるを愛して金田氏の妹を嫁さしめんとして氏に談ず、氏は其の頃一定の収入すら無し、殊に老朽ちたる父母ありて其の敬養すら己が肩にかゝりてとても一家を為す能はざるをけれども其の談判を謝絶すること能はず、云はるゝ俚に之を娶りて後、東京に帰りしが妻女は純然たる農家の女たりしが故に氏の妻としては木に竹を継ぎたるが如くにもあらず、さりとて又割鍋の綴蓋にもあらず、若し聖書的に評したらんには新衣を補綴するに古布を以てしたるが如く、尚ほ酷に評したらんには印度王マハラジャ、ドウワーブ、シングがカイロー市のパンパを妻としたるが如しといふべし、然れば氏は後に大に後悔したるが如く當分里方へ預けるなどいひ居りしをきゝたり、あゝ、氏の不断は何事にも不断、初めは碁打とならんとし、後には学校教員とならんとし、次には書家とならんとし、次には伝道者たらんとし、今は多分学校にても教へて生活し居るならんが妻女は如何にせしか、信仰は如何にせしか、皆不断の間にあるなるべし、あゝ、優柔不断は何につけても。

第百廿九章

人を頼むは教会の呪詛

耶利米亜曰はく「エホバかくいひたまふおよそ人を恃み肉を

其の臂とし心にエホバを離るゝ人は詛はるべし」(一七)。(一七)

以賽亞曰はく「かの埃及人は人にして神にあらざ其の馬は肉にして靈にあらざエホバ其の手をのぼしたまはゞ助くる者も願きたすけらるゝ者もたふれて皆ひとしく亡びん」(卅三)、
教会に智者、学者を要し、富者、貴人を要するは論なしといへども教会は神の教会なるが故に其の勢力の出処は神なり、又基督なり、故に他を貴むは善しといへども若し之を頼みたらんには智者、学者の教会となり、富者、貴人の教会となりて神の祝福はかゝる教会に止まらざるなり、若し教会に神の祝福なからんか、其の教会は精神的に廃滅して唯外殻を存するのみ、
宮城中会の管下にある米澤講義所は外形上幸福なる講義所なりき、信徒の数は然までに多からざりしが会員中に松平忠敬子あり、子爵は米澤の旧主上杉伯の實弟にして武州忍の城主松平氏を継ぎ、維新の後、洋行中不正なる令扶等主家の資産を消費し、為に上杉家の補助を受けて米澤中学校の教師となり、一時は財産なきが為に華族の禮遇を停止されしこともありしが忍の士族の尽力にて四五年前に停止を解除せられたりき、子爵は珍しき善き信徒にして、夫人は伏見宮殿下の妹君なるが是又善き信徒にして教の為に尽力せらるゝこと少からず、美以教会の松本総

吾氏は余に証言せり、「子爵夫婦の教会の為に力を尽くさるゝは珍しきことにて定刻に会堂に行きていまだ一人の信徒も居らざる時御夫婦は必ず一隅に端座し、夜分担任の人の来ること後るゝ時など自らランプに火を点じ、雪の時などは夫人すら爪護をはき、猿股をはきて必ず会堂に参集せらるゝを見き」と、又近頃は子爵の実弟上杉熊松氏中学校に奉職し、教会は弥々光彩を放つての觀ありき、然るに一昨年のことなり、子爵は生計上の都合によりて東京に移住せらるゝこととなりしが会員の失望云はん方なし、ある人は子爵夫婦にして米澤を去らば教会は必ず衰微すべしと思ひき、然れども子爵の去りし後、教会の状況果して如何、特に盛なりとは云はざるも去りとして毫末も衰微の兆なく、日々神の祐助を蒙りてあり、かゝる感化力を有する者去りて如何にして然りや、他なし唯今日までは爵位に頼みしが故に神の祝福に遠かり、人を頼みしが故に神の呪ひたまふ所ありしなり、然るに頼める子爵の去りしが故に彼等は人の爵位を頼まず、人の勢力を頼まず只管神のみ頼みて今は神の祝福を受けつゝをるなり、視よエホバを離るゝ者はエホバの呪詛其の上
に止まるなり。右は誤つて第四百四十七章に再記せり、然し見る所他の方面にあるを以て其の俚に存せり、

第三百十章 教会には種々の人がある筈

保羅曰はく「體は一にして多くの肢あり一體の凡ての肢は多けれども一の體なり」(哥前十二、十二)。

基督の教会は一切の人類を網羅するが故に老少あり、賢愚あり、貴賤あり、貧富あり、学不学あり、決して一樣なるべきものにあらず、若し神の聖旨、ある種類の人を救はんとしたまひしならば固より其の種類を指定して教会に招きたまふべしといへども神は無差別、平等に人を救ひたまふが故に毫末も其の種類は問ひたまふ所にあらざるなり、仏は縁無き衆生は度し難しといへども「神に於ては能はざる所なし」、若し神救はんとしたまひしならば神は救はるべき縁を造りたまふなり、玆に於てか教会の椅子には学士の隣席に乞食あるべく、公爵の側に人足あるべきなり、然れば神の教会に於ては特に重んぜらるべきものなく、又特に軽んぜらるべきものあるべからざるなり、然れば教会の種類、期せずして一定せるは不可なしといへども一定せるは教会らしく見えずして数多の種類あるは教会らしく見ゆるなり、蓋し神の聖旨は差別に於る一致たるなり、

明治十六年中余が兩國教会にある頃上野松治郎氏は生計の道を

求めんとして西京より東京に移りて淺草に住し、吉田龜次郎氏は旧知なりしを以て兩國教会に來り、遂に京都第三教会より我が会に入らんことを乞へり、余は氏が東京に來りし頃下谷教会に往き居りしを知れば氏に問ひたり「貴君は下谷教会に往きたる由なるが彼の会は植村氏の牧する所にして目下日の出の勢あり、会員は多きのみならず、有力なる人々も居りて一身の信仰を託するには彼の会に優るものあらじ、敢て我が会が格別近くに」と、氏は答へて曰ふ「余は下谷教会を不可なりとは云はじ、若し彼の会の長所を挙げたらんには好すべきもの少しとせず、然れども余は彼の会を見るに何となく教会らしく見えずして協会らしく見ゆるなり、彼の会には牧師、会員ともに有力の人に於て皆信仰に富み、殆ど間然する所なきが如しといへども聖日に会堂に入るに白髪の人とては一人もなく、唯植村氏の父母が知命に近きのみ、其の他は皆悉く少壮の人々のみにして余は会堂に入りても拝禮するが如く思はれず、演説場に入りて演説を聴くの觀あり、之に反して兩國教会を見れば老人あり、少壮者あり、士族あり、平民あり、魚屋あり、煮豆屋あり、盲人あり、生徒あり、兵士あり、職人あり、或は学士なく、豪商なからん

といへども殆ど一切の種類を網羅したるが如し、是れ余が下谷を扱はずして本会を扱ひし所以なり」と、遂に其の年十二月卅日を以て兩國に転入したりき、実に教会は差別に於る一致を保ち、一致に於る差別を要することなり。

附記、本章とは少しく別問題の如くなれども教会には貴賤の差別ありて而して一致なるべき一好例あれば左に記さん、若し統恥か記第五十六章と参照したらんには其の味一層深かるべし、英國ウエリントン公彼のナポレオンをウョートルローに破り、聖ヘレナに流して後、威名赫々として飛鳥を墜すの概あり、遂に英國の総理大臣となれり、ある日会堂にありて主の晩餐礼に陪せんとして椅子にありしに公が所属教会の風として餅酒を受くる者は皆講壇の前に進み、跪きて之を受くるなり、公が立ちて進み、司式者の前に達せんとせる時、公より少しく早く一人の人足ありしが自己の後より公爵の進み来りしを知りて彼大に恐れ、狼狽して少しく避け、公をして進ましめんとす、公は此くと見るや、手を彼の肩にかけ、低声に「兄弟よ、かゝる場合には身分は無きものなり」と告げ、彼をすゝめて同に餅酒を享けたりといふ、あゝ、公の如きはよく差別に於る一致を知りた

るものにてありき。

沖野岩三郎と賀川豊彦

— 相互関係を中心に —

東京都立商科短期大学講師

岡崎

一

「賀川豊彦は、元來が救世軍式の「愛」と「涙」を商品として、それで客を呼ばねばならぬ代物である。似而非耶蘇坊主として彼は、余りに野心満々たる世間師であつた。この点は、通俗作家の沖野岩三郎とよく似てゐる。」——これは植田好太郎「賀川豊彦を葬れ」(『日本労働新聞』、大正一〇年一月一六日)の一節である。植田はアナルコ・サンジカリスムの系統に立つ人物であり、その点を考慮して右の文章を読まなくてはならないが、何れにせよ沖野と賀川の名前が期せずして併記された点は興味深い。この二人は、ほぼ同時期に明治学院に在学したことが機縁となり、終生変わらぬ友情を保ち続けた。新資料の紹介を中心に、この二人の関係をできるだけ詳しく跡付けること

が、本稿の狙いである。

沖野は明治三七年一〇月に明治学院神学部別科に入学し、賀川は半年遅れて明治三八年四月に明治学院高等学部神学予科に入学した。当時、明治九年生まれの沖野は二九歳、明治二二年生れの賀川は一六歳で、年齢が一二歳も離れていたため、賀川にとつて沖野は「叔父さんの様に思へたから深い親しみが出なかつたが、よく一緒に散歩をしたり、議論もした」(賀川、『死線を越えて』)、「賀川豊彦全集」(キリスト新聞社、昭和三七—三九年)14、二〇七頁、以後『全集』と略記)。また、賀川は沖野と同じく紀州組に属する加藤一夫と連れ立って、よく猿町の沖野宅へ遊びに行つたという(窪田研一、『伝記小説 賀

川豊彦』(不二屋書房、昭和九年)、一六五頁)。特に二人を結びつけた絆は、反戦論であったと考えられる。日露戦争の最中、当時の明治学院は主戦派と反戦派の二派に分かれていたが、沖野と賀川は共に反戦派に属していた。

しかし、二人は単に反戦論だけで結びついていたのではなく、童話好きな点でも共通していた。この点については、次のようなエピソードがある。ある日、沖野が「附近の子供たち数人を集めて、童話を聞かせてゐると」、そこへ賀川が入って来て、「こんどは僕がおもしろい話をしませう、と言って黒い羽織の両袖をはたいて、雞の鳴くまねをして、それから非常におく病な弱い子が、山の中に捨てられてそこで狼を捕へた話をした。子供たちも非常に喜んだが、聞いてゐた」沖野も喜んだ。そのため、沖野は賀川を「平和論者として認める前に、童話家として認めたのであった」。その後、沖野は専門に童話講演をするようになったが、右記の賀川の話を補正して語ったことがあり、また、後年に至るまで、その話を良く覚えていたのであった(沖野、「賀川豊彦伝を読む」)。

高等学部神学予科一年時の賀川は、ヘボン館に入寮していたが、超然的・異端的態度のために周囲の反感を買ひ、しばしば

殴られることがあったので、見かねた沖野等が舎監に訴えた結果、賀川は二年時になってヘボン館からハリス館へと移った。

また、明治四〇年二月(?)、書物——オットー・プフライデルの『宗教哲学史』か英訳『プラトン全集』——を買う趣旨で徳島の恩師マヤス博士から送ってもらった二〇円を制服代につき込んでしまった賀川が、良心の苛責に耐えず失踪した時、それを山野虎一から聞かされて驚いた沖野等は、早速手分けして賀川の行方を探し、千葉県の海岸で死のうと思つて苦しんでいた賀川を見つけ出して、学校へ連れ帰つたという(鍾田「賀川豊彦」一九九—二二頁、横山「賀川豊彦伝」増訂版〔警醒社、昭和三四年〕二九—三〇頁、賀川「矛盾録」、沖野「回想の人々」〔文芸日本〕、昭和三〇年一月)、沖野「賀川豊彦伝を読む」。「彼れは明治学院時代に、極めて何でもない事に慚愧して書籍も机も皆な売飛ばして姿を隠した事がある。私は其時から賀川君を狂人だと思つたのであつた。」——沖野は「予言者賀川豊彦君」(『改造』、大正九年一月)の中でこう書いているが、これは右記の「洋服事件」を指しているのである。

沖野は明治四〇年六月に神学部別科を卒業して、和歌山県新宮教会へ赴任し、賀川も同年三月に高等学部神学予科を修了

して、愛知県で教会伝道の手伝いをした後に、同年九月から新設の神戸神学校に在学することになり、二人は離れて暮すことになったが、その後も「互に通信して居た」(『死線を越えて』『全集』14、二〇七頁)。明治四二年九月、賀川は神戸神学校在学中の身でありながら、新川の貧民窟で路傍伝道を開始したが、それを聞いた沖野は、賀川を「いよいよ狂人だと思つた」(沖野、「予言者賀川豊彦君」。同年一月二四日、賀川は遂に貧民窟に居住するようになったが、沖野は時々新宮から新川へ出かけて行つて賀川の働きを窺見し、「これはどうしても常人の出来ることでないと感じ」(沖野、「回想の人々」、また、「行く度に信仰の力がいかに大きな働きをするものかといふことを、つくづく考へさせられた」)のであつた(沖野、「賀川豊彦伝を読む」)。

他方、沖野は新宮で医師・社会主義者の大石誠之助と親交を結び、明治四三年二月から同年六月にかけて『サンセット』という月刊文芸誌を共同発行していたが、これに賀川が「二三度、(中略)短篇を送つたこともあつた」という(『死線を越えて』『全集』14、二〇七頁)。『サンセット』は五号まで発行されたが、現在、二号が発見されておらず、また、残りの号に賀川

沖野岩三郎と賀川豊彦

の署名文は掲載されていないので、右記の事柄を確認することはできない。ただし、五号一頁の無署名文の内、少なくとも「罪ですか?」「駄目ですか?」・「衝突しますか?」の三つは、内容から見て賀川のもものと断定して良く、「如何ですか?」も賀川のものである可能性がある。そもそも『サンセット』自体が稀覯誌である上に、これらの無署名文は賀川研究者にも一般に知られていないもので、ここで新資料として紹介しておくことにする。

罪ですか？

米国でも霜枯期には全人口の二割八分は仕事をせずに遊ぶさうです。リテラク、ダイゼストの載する所によると、千九百八年の煩悶期には英国は十人に就て一人(「、」)独乙は十人中五人、米国は二百万人の失業者があつたさうです。宗教家に伺ひたい。仕事が無くて遊ぶのは罪ですか?」

駄目ですか？

私は貧民を救ひたくて伝道して居る、併し私は喧嘩とか口論とかは嫌ひです。此方法では救ひたくない。

無抵抗!!! 無反抗!!! 殺されても平気です! 併し殺されても主義は主義! 十字架は十字架です! 私は貧民伝道の力を祈禱によつて神より得たい、あまり喧しく叫ぶのは子供臭く思ふ。之では駄目ですか?⁽³⁾

衝突しますか? ?

電気と自由宗教とは衝突しない。キリストイエスの愛と微分積分と何等の衝突がない。私はマックス流の歴史的經濟論とキリストの御恩と決して衝突しないと思ふ。」「我等は靈的で又た科学的でなければならぬ筈です。そして夫れの何所が衝突しますか?⁽⁴⁾

如何ですか? ?

教会の壇の上に大きな教育勸語の額面を掲げ奉り讚美歌の巻頭に君が代を入れる。」「これは国家と基督教との調和策でせう。⁽⁵⁾

『サンセット』発行期間中の明治四三年四月、沖野は旅行に出かけ(『サンセット』三号、八頁)、同月一六日に賀川を訪ねている。それを証明するのが、非歌生の「自殺」(『サンセット』

四号、一頁)という文章である。文中に「旧友の加賀君が神戸で貧民伝道をやつて居る」という箇所があることから、「加賀」が賀川、「非歌生」が沖野であることは明瞭である。ちなみに、非歌生の作と考えられる「非歌(一)」「(『サンセット』一号、四頁)に、「我髪の禿け行く如く知らぬ間に恋の思ひもうすれ行きけり」及び「聖書説く堅くるしかる人の妻発売禁止のふみにぞ耽る」という短歌が掲載されているが、「髪禿け」かかっていた点と「聖書説く」人であった点は、まさに当時の沖野に符合する。この「自殺」という文章も、沖野・賀川双方の研究史の上で従来全くと言って良い程知られていないものなので、ここで新資料として全文を紹介しておくことにする(原文はもともとパラビ付きであるが、ここでは読み方の特殊なものだけを残した)。

『磨』須磨寺の桜花が満開だと聞いて、四月十六日の朝六時半に梅田から電車に乗つたが、車中で旧友の加賀君が神戸で貧民伝道をやつて居る事を思ひ出し春日野の停留場から下車して彼の住居すまゐを尋ねたが加賀君は熊内教会くまうちへ説教に行つたとの事で、更に教会へ行つて見ると、今や会衆一同の讚

美歌も終つて加賀君は壇上の聖書に右の腕を載せ徐ろに口を開いた所であつた』

貧民窟に居ると、乞食にまで零落る道筋がよく判る。今では私の感情も乞食の生活に慣れましたから、そんなに同情心が涙を誘ひません、併し初めの程は実に泣きました。

日本の乞食には、所謂倫敦乞食の様な贅沢な者はあらう筈が無い、日本は何と言つても貧乏な国です。金持だつて十万円もあれば大威張な所だ。

私には乞食の友達が沢山ある、其の多くは老衰、盲目、三期黴毒、弱体だ、稍健康な者は毎朝塵溜や芥捨場へ拾物に出かける河村瑞軒式の乞食です。

私は最初貧民窟へ入つた時、彼等は悉く不徳不義な者だと考へて居たが、段々交際つて居る中に、私は自己の性質が彼等よりも惨酷な事を発見して、全く己の偽善を悔いませした。

病気の夫を介抱しながら幼い二人の子を抱へて、マツチの箱貼で一日八九銭を儲け兼ねる憐れな妻君を、時々一升二升の米を贈つて助けるのは同じ長屋に住んで居る半乞食の老婆である。岡本といふ婆さんは老衰の視力を続く限り

働いて一日五六銭、夫れを餓死させない慈善家は実に毎日塵溜を探り歩行く乞食なので、貧民窟の中で、貧民に同情せらるゝ乞食(「、」これに偽善がありませんか)。

『会衆を見渡した加賀君の眼には涙が一杯溜つてゐる』

霜枯期は世界一般に不景気だ、男の仕事も女の仕事も凡てが、中仲止、もう木賃宿に居られなくなる。私の経営して居る二疊敷へ来る。寺々を廻つて葬礼人足に行くが、其収入

も僅かなものだ、酒は飲まなくとも食費が溜る、雨降が続く、卯の日といふ一つの葬礼も出ない日がある。蒲団質が滞る、蒲団は剝かれる、一枚を二人で被る、さあ風邪を引く、リニーマチスが起る、神経衰弱、胃弱、凡ての持病がやつて来る。併し一番嫌なのは冷込(「、」下痢、骨うづき、夫れは一度に発する。

他人には嫌がられる、食ふものは無し(「、」夫でも盗根性を起さずに、僅かの手蔓で金の廻る人の家におだり込む、しかしこれも二三日、)。

私は蒲団の代りに彼等を抱いて寝てやる、羽織を一人に拾を一人に被せてやる(「、」悲しい事には私には筆筒の抽出に寝かして置く沢山の着物が無い、私の身体は小さくつて

弱くつて彼等に温暖を充分に与へる血液が足りない。

まんじりと眠れない夜も、いつしか明放れる、二畳敷の連中と一緒に『塵箱』を覗くのだ。明治四十三年三月の相場でいふと、炭俵が一枚、棒が付いて居て居て四厘、「密柑の皮が一貫目三銭、藍襦が一枚、古綿が十貫目二十銭、そしてこれが終日眼の眩む程奔走して僅に金二十銭を得れば余程の成功である。偶然金の十銭も不意に儲ければ、平素から理想にして居る一銭の餅、二銭のカント菓、そして凡てが結末だ。

『垢染んだ木綿の羽織、あゝ彼の羽織を被つて寝た男が、今此所に居たなら、如何に思ふだらうと私は心悲しく感じた。会衆は水を打つたやうに静まり返る。加賀君は『もう堪へられぬ』といふ様な声で叫んだ、』

諸君、近頃はマツチの箱『も』機械で貼ります、だから昨年千個貼つて十銭であつたのが今年の正月に九銭、三月には八銭と下つた。もう婆さんの手仕事は無い、達者な女だつて葬礼の人足には備つて呉れない、さあ如何する？

憐れなる彼等は恥を忍んで人の門に哀を乞ふのだ、悪戦苦闘を続け、弓折れ矢尽きて今まで持続けた人格を他人の門

前に殺すのだ。実に彼等が乞食になるのは弱者が強者の前に討死するのだ、自殺だ、切腹だ、』

諸君！私は乞食に総てを与へよとは申しませんが、慈善家になれとは勧めない。しかし彼等半乞食がマツチを製造しながらマツチ一つを買ひ得ない貧乏をするのは一体彼等自身の罪ですか、と御尋ねしたいのです。此所まで奮闘して遂に乞食に成つた者をも非人よ乞食よと人間外に扱ふ事が罪悪では無いでせうか。

『加賀君の眼には涙が霽れて、一種の光りが輝いた。』

諸君！誰が今更虚無主義を説く？誰が今頃破滅を叫ぶ？駄目だ、遅い遅い！基督は言つたぢやないか『来りて見よ』実に至言である。見れば善いのだ、僕の二畳敷！あれ以上の破壊があるか、彼等は人と生れて人間以下の生活をして居る。

神の殿を汚したと怒り給ふな、事実だ、『親愛なる同胞の事実だ、僅か十銭の金子を得て夫婦二人が朝飯を食ふ為に、亭主の監視の下に妻は一時他人の仮妻となる。』諸君！これ以上の荒廃があるだらうか。諸君は彼等の背にある最も露骨な文身を見た時其捨擽になつた経路を察せ

ず、これを醜狼だなどと軽卒に言流して過す事が出来るでせうか。

諸君！私は此上言ふ事が出来ない、私は乞食に同情する、いや同化したい、あく天の父よ、「私をして半杯の水、半枚の羽織を彼等に分与へるを赦し給へ。……」

「私は度々教会の説教を聞いたが、此朝程骨を刺された事が無かつた。加賀君は偉い、彼は豊富な学識を利達に用ひないで、自己の学問を討死させた。そして自己をも生活の上に自殺させる覚悟らしい。」「。」「人格の自殺……切腹……味ふべき言葉だと思ひつゝ教会を出たが、此日観た須磨の風景も桜花も、ちつとも美しくは無かつた。」「

明治四三年五月、大逆事件が長野県科で発覚するや、六月三日には沖野・大石等の新宮グループは家宅搜索と事情聴取を受けた。沖野については、『大阪朝日新聞』六月九日号九頁の「●無政府党陰謀の連累者」という欄に、次のような記事が載った。

▲不穏なる宗教家 同時に家宅搜索を受けたる沖野岩三

沖野岩三郎と賀川豊彦

郎は日本基督教会に属する牧師にして文学趣味を有し落洋〔場〕社なる同志会を組織しサンセットと称する宗教文学雑誌を発行し居り大石とは只私行上の交際あるのみなりと称するも其の雑誌を一読すれば危険なる革命思想に満ちたるものにして大石等の社会主義論を掲載し暗に主義の鼓吹に力め居たるの形跡あり（後略）

当時「社会主義の思想から共産主義の思想に転化しかけていた」賀川は、この記事を読み、嬉しさの余り新聞を握りしめて、神戸神学校の「廊下で万歳々と大声でどなり、周囲の学生達を驚かせたのであった（沖野、「回想の人々」）。他方、このことを学生から知らされた沖野は、「日本の思想界に革新の曙光が見えて来たことを」、賀川が「心から喜んだのだ」と思った（沖野、「賀川豊彦伝を読む」）。

大逆事件の最中、明治四三年一月下旬にも、沖野は賀川を訪ねたらしく、この時の模様は『死線を越えて』（『全集』14、二〇六—〇八頁）に詳しい。それによれば、大石誠之助の親戚だという理由で小学校教員を辞職させられた人物——社交ダンスの指導で著名な玉置真吉（大正四年、明治学院神学部卒）——

一の面倒を見て欲しいと沖野に頼まれ、賀川は承諾している。「二人は三十分間程話をしたが、沖野は「何か急いで居るやうで、すぐ帰って行つた。この時、沖野は既に刑事に尾行されており、会見の場面を目撃された賀川は、「翌日、すぐに三宮警察署の高等特務」に尋問され、以後、「完全に神戸警察署の要視察人名簿に載ることになった」のである。

明治四四年四月二一日、賀川は日本基督教会から伝道師の准允を受けたが、賀川はその准允状を「僅か一時間ばかり携帯してゐただけで、夫れを電車の中へ置忘れたのだから、うどん屋へ置忘れたのだから、夫れすら忘れて了つた」という事件が起きた。「神学生が鬼の首を取つたやうに思ふべき筈の伝道者の免状を大阪から神戸へ行く間に無くしてしまつたと知らされ、沖野は賀川を「どう考へても常人ではないと思つた」のであった（沖野、「予言者賀川豊彦君」）⁽⁶⁾。

明治四四年六月頃にも、沖野は賀川を訪ねている。当時、賀川の西隣に吉岡という石炭仲仕が住んでいたが、この吉岡は、賀川が世話していたお静という自分より四〇歳も年下の前科三犯の不良少女を妻にし、ついで白痴の色情狂をも妻にするといふ、無類の酒狂・色狂であつた（『貧民心理の研究』「全集」8、

一八五—一八六頁）。そして、この吉岡が賀川の宅へ暴言を吐きながら暴れ込んで来たにもかかわらず、賀川が懇切に諭す場面を、沖野は実見したのである（沖野、「日本基督教会の新人と其事業」⁽⁷⁾、「雄弁」、大正七年一月）。吉岡をなだめて帰らせた後、賀川は沖野と沖野の尾行刑事とを連れて、吉岡の住居を見に行つた。「まっ暗い二畳敷の室内に、はだかの吉岡と、やせ衰へた四五歳の女の子とがねころんでゐた」。帰る途中、賀川は吉岡の話をした。「刑事巡査は嘆息するやうに、若いのに感心なものだ、と言つて」、賀川の「横顔を敬意にみちた眼で眺めた」（沖野、「賀川豊彦伝を読む」）。

同じく明治四四年、神戸で牧師会が開かれた折にも、二人は会つてゐる。その時、「集會者の懇談会の席上で」、賀川が「貧民階級の状況を述べて、詳細な統計を挙げた」。すると、高知教会の牧師である多田素が、「賀川君、ついでに貧民窟の下駄の数を教へてくれ、と言つてひやかしたので、一同はどつと笑つた」。けれども、沖野と賀川は笑わなかつた。「それは当時の牧師たちが社会政策とか、貧民救済とかに無関心であることを悲しんだからであつた」（沖野、「賀川豊彦伝を読む」）。

大正二年五月二七日、賀川は芝ハルと結婚した。その際、賀

川は結婚通知として、「人間にも獣と同じく、『交尾期』がある」という内容の長論文を、沖野に送った。それで、沖野は賀川をどうしても狂人と思わないわけにいかなかったが、それでも沖野は賀川を「段々正視する」ようになり、遂には賀川を「犯人だと思つた事の非を心から悔いた」のであった（沖野、「予言者賀川豊彦君」）。

賀川が結婚してから、大正三年八月二日にアメリカ留学のため神戸を出航するまでの期間内にも、沖野は賀川を訪ねていたようである。当時、沖野仕くずれで松井という手のつけられない無頼漢が賀川を悩ましており、沖野と賀川が食事をする度に、松井は口を極めて二人を罵った。けれども、賀川は「少しも意に介しなかった」。ある時、二人が「二階の書齋で、共産主義についての話をしてゐる所へ、松井があはれこんで来た」。それは、沖野が「二階へ上る時ぬいでおいた靴を、春子夫人が下駄箱に片つけたが、そのそばにあった松井の靴を片つけなかったのは、自分を差別待遇したものだといふのであった」。けれども、賀川は、「松井、こらへてんか、と言ってやさしく肩へ手をかけてなだめたので、松井は下へおりて行った。それは自分の兄か叔父かが泥酔してゐるのを、なだめすかすやうな態度で

あった」（沖野、「賀川豊彦伝を読む」）。

大正六年一月から『六合雑誌』に沖野の「日本基督新教統断面」が掲載され始めたが、その第三回「非戦論時代の基督教」（同誌三月号）において、沖野は賀川を「熱烈な信仰と澄明な頭脳を有する青年」として紹介し、賀川が明治学院時代に非戦論に賛成したため迫害を受けた旨を記している。

大正六年五月四日、賀川はアメリカ留学から帰国し、横浜に上陸した。その足で賀川は妻ハルと共に東京へ行き、三日間滞在したが、この間に当時上京中の沖野の紹介で与謝野晶子を訪ねている（『太陽を射るもの』、『全集』14、三九二頁）。

大正六年六月、沖野は新宮教会を辞して上京し、八月から芝区三田四国町の統一教会の副牧師になった。ところが、河合龜輔という牧師が、「日本キリスト教の牧師がユニテリアン教会で説教するとはけしからん」と言い出した。それが大会の問題となっていた時分の十一月、賀川が統一教会に来て、沖野のために説教を行った。当時の賀川は未だ世間に真価を知られていなかったが、その説教を聞いて沖野は「この男こそ信仰界の勇者である」ということを確信した（沖野、「賀川豊彦伝を読む」）。なお、十一月六日、「埃及宗教推移の研究」を同月の『六

沖野岩三郎と賀川豊彦

合雑誌』に発表した賀川の労を謝するため、沖野が発起人となつて、五番町の与謝野鉄幹邸で談話会を催したが、参会者の中には明治学院以来の旧友である中山昌樹と加藤一夫も混つており、一〇時頃まで議論百出、頗る愉快な会合となつた（『教会たより』、『六合雑誌』、大正六年二月）。

大正七年一月、『六合雑誌』に沖野の「日本基督教会派の現勢」が掲載された。その中で沖野は賀川を、神戸神学校卒業生で、「貧民伝道」に従事し、「浪花中会部内で有力な人々」の一人として紹介している。

大正七年のある日、大日本雄弁会の記者である青柳隆治が沖野の所へ来て、将来のある青年を二人紹介してくれと言つたので、沖野は「即座に引き受けて、賀川豊彦、杉山元治郎の二人について書いた原稿を送ると、青柳記者が当惑さうな顔をしてやつて来、編輯会議にかけた所、誰も賀川、杉山の名を知らぬい、あまりに有名でなさすぎるから、今少し人に知られた人物を紹介してほしいと言つた」。そこで沖野が「右手で自分の首を斬るまねをして、この二人が有名にならなかつたならば、私のこの首をあなたにあげます、と言つたので」、青柳は、「それほどにおっしゃるならば、と言ってその原稿を持ち帰つた」(沖

野、「賀川豊彦伝を読む」)。

こうして『雄弁』大正七年一月号に掲載されたのが、「日本基督教会の新人と其事業」である。この記事が遠因となつて、杉山を組合長、賀川を理事とする日本農民組合が、大正一一年四月に神戸で正式に発足することになる。なお、当記事を読んだ結果、「二人に会ひたいからと言ってその住所を聞きに来た数人があつた」(沖野、「賀川豊彦伝を読む」)。当記事に特に注目した徳富蘆花などは、「わざわざ神戸に行つてその貧民伝道の有様を調べ、名前を告げずに東京へ帰つたが、この時から蘆花は日本におけるキリストの伝道は、賀川にまかせて「お」けば大丈夫だという確信を得たのである」(沖野、「回想の人々」)。また、後に改造社社長となる山本実彦も当記事を読んでおり、これが機縁となつて、『改造』に賀川の文章が次々と掲載されることになり、ひいては『死線を越えて』が改造社の処女出版ともなるのである。

大正七年九月六日から同年一月二二日にかけて、沖野の出世作『宿命』の一部が『大阪朝日新聞』に連載された(大正八年一月二二日に福永書店から単行本として発行)。賀川は当小説を読んでおり、『苦難に対する態度』の中で言及している

〔全集〕2、一二二頁)。ただし、賀川は沖野の言う「宿命」——沖野独自のキリスト教的宿命論^⑩——を因果応報という東洋的宿命論の見地から理解していたようで、「どうも極端過ぎる」と感じていた(沖野、「残りの焰」、『私は生きてゐる』〔大阪屋号書店、大正一四年〕)。

同じく大正七年、沖野と賀川は明治学院同窓会に出席している。口絵写真1は、この時のものである。

大正八年七月五日、沖野の短篇集『生を賭して』が警醒社書店から発行されたが、賀川は当書を読んでおり、『主観経済の原理』の中で引用している(『全集』9、二九〇頁)。

大正八年八月二五日、沖野の通俗家庭小説『若き生命』が警醒社書店から発行され、成功を収めたが、却ってこのことが大いに沖野を毒したと賀川は感じ、その旨を後に沖野に告げている(沖野、「残りの焰」)。(なお、「残りの焰」では、「若き生命」は「若き人々」というようにフィクション化されている)。

大正八年八月下旬、友愛会第七周年全国大会(八月三〇日—九月一日)に出席するため、賀川は上京した。あるいはこの際のことかもしれないが、当時、芝区芝園橋際の高瀬写真館で沖野と賀川は記念撮影をしており、その写真が『雄弁』大正八年

沖野岩三郎と賀川豊彦

一〇月号に掲載されている(口絵写真2参照)。

大正八年一〇月二〇日、沖野の自伝小説『渾沌』が大阪屋号書店から発行されたが、賀川は当書を読んでいた(『尽きざる油壺』〔全集〕2、三〇七頁)、及び『女性讚美と母性崇拜』〔全集〕7、三七一頁)。

大正八年一月一〇日には賀川の詩集『涙の二等分』が、また、同月二〇日には賀川の論文集『労働者崇拜論』が、共に福永書店から発行され、一二月の『改造』には賀川の「産業戦争に於ける無抵抗主義」が掲載されたが、沖野はこれらを全て読んでおり、「予言者賀川豊彦君」(『改造』、大正九年一月)の中で引用している。この評論は沖野の賀川論としては最大のもので、賀川に対する誤解や非難に応じて、沖野は賀川という人物の実像を紹介し、暖い目差の下に賀川を擁護したのである。当評論で沖野が賀川を特に「予言者」と規定したのは、「涙の二等分」中のエゼキエルを唄った「悲しき預言者の生活」という詩に触発されたためであり、沖野は文中で賀川を「神戸の葺合といふ死の溪に復活の息を吹きかけるようにして泣いてゐる預言者エゼキエル」と評している。なお、当評論の最後で、沖野は賀川を北沢新次郎・森戸辰男・与謝野晶子と比較し、その共通

点を指摘している。

同じく大正九年一月から賀川の出世作『死線を越えて』が『改造』に掲載され始めたが、その際、「あまり原稿が乱雑なので、社員では校正出来ないからと言って」、改造社は沖野に「校正を頼みに来た」（沖野、「賀川豊彦伝を読む」）。ただし、沖野は厳密に校正を行わなかったばかりか、自己の判断で改変した疑さえある。（その証拠に、当原稿の第一九二〇章〔明治学院大学図書館沖野文庫所蔵〕と初出とは、大幅に相違している。この重大な問題については、稿を改めて論じたい。）その後、当原稿は沖野の手許に保存され、沖野はある社交会の所持珍品持寄会に当原稿を出品したりしている（沖野、「堀田瑞松と三等煉瓦」、「宛名印記」〔東水社、昭和一六年〕）。

大正九年三月二五日、関東の貧民窟と労働運動を研究するため、賀川は久しぶりに上京し、一〇日程滞在したが、四月二日に銀座のカフェート・パウリスタで催された歓迎会には、沖野も出席している（賀川氏と東京思想団）、『改造』、大正九年五月）。なお、この時には、旧友の加藤一夫も出席している。

大正九年二月二九日から同年七月二三日にかけて、沖野の通俗恋愛小説『恋の笈摺』が『名古屋新聞』に連載された（同年

二月二〇日に日本評論社出版部から単行本として発行）。賀川は同年七月下旬に名古屋へ講演に行っているが、この際に当小説を読んだ模様で、「プロットが拙い」と後に沖野に告げている（沖野、「残りの焰」）。

大正九年七月二三日、沖野の短篇集『煙れる麻』が警醒社書店から発行された。賀川は当書を読んでおり、その表題にもなっている最初の短篇「煙れる麻」（初出は、『中外』大正七年九月号）について、「最初の程は旨く行きかけてゐたが、終りになつて肝心の所を書かない」という点に不満を抱き、その旨を後に沖野に告げている（沖野、「残りの焰」）。（なお、「残りの焰」では、「煙れる麻」は「傷める葦」というようにフィクション化されている。）賀川は当書を西宮市瓦木の一麦寮に置いていたが、現在、当書は賀川豊彦記念松沢資料館（東京都世田谷区上北沢）に所蔵されている。「若き教授よ」のある頁（一〇五頁）に横線（黒インク）が二本引かれているが、賀川自身のものではないようである。

大正九年一〇月三日、賀川の『死線を越えて』が改造社から発行され、爆発的な人気を呼んだが、沖野はこれを心から喜び、その旨を後に賀川に書き送っている（沖野、「残りの焰」）。（な

お、「残りの焰」では、「死線を越えて」は「ブリーキング、ポイント」というようにフィクション化されている。)

大正九年一月六日^(註) 賀川の雑纂「地殻を破って」が福永書店から発行されたが、当書はそもそも沖野(と中山昌樹)に捧げられたものであった(題辭参照)。

大正九年一月二五日、沖野の童話集「頬白の歌」が日本評論社出版部から発行された。当書は賀川にも送付され、賀川は少なくとも最初的一篇「頬白の歌」だけは読んでみたが、「一種の落しがあつて(中略)面白くない」と感じ、その旨を後に沖野に告げている(沖野、「残りの焰」)。(なお、「残りの焰」では、「頬白の歌」は「山雀の歌」というようにフィクション化されている。)

大正一〇年三月二三日、当時鎌倉(稲村ヶ崎)に住んでいた沖野を尋ねて同月二九日に東上する旨の書簡(徳富蘇峰記念塩崎財団(神奈川県二宮町)所蔵)を、賀川は徳富蘇峰に書き送っている。ただし、その通りに事が運んだかどうかは疑問で、賀川が沖野を実際に訪ねたのは、同年五月初旬のことだったようである。それまでの経緯、また、その時の模様については、沖野の「残りの焰」に詳しい。ここで注目されるのは、沖野が

沖野岩三郎と賀川豊彦

賀川を相手に珍しくも心理的葛藤を演じ、「片ツ端から」賀川の「言を粉碎しよう」と意気込んで」いる点である。二人の友情には波乱もあつたことを例証するものとして、このエピソードは興味深い。

大正一〇年後半、二人の長い交際の中でも「一番おもしろい出来事」が起きた。それは次の通りである。同年、沖野は「高知県へ講演に行く途中、神戸の西村旅館に泊った」。翌朝、電話で賀川を呼ぶと、賀川はすぐ来た。ところが、沖野のいる室は「西洋風で副室つきの上等な室であつた」ため、賀川は驚いて、「ラッセルが来た時、僕はこの室へ泊めてくれよと頼んだが、ここは宮様のお泊りになる所だからと言ってことわられた。それに君を泊めたのは何故だらう、番頭が君を宮様だと思ひ違へたのかも知れない。君はくのに宮殿下によく似ているから、きつとさう思つてここへ通したのだ。すると茶代は五円や拾円ではすまないぞ。」と言つた。この賀川の言葉は、「あながちじゃうだんばかりではなかつた」。沖野も「多少気になつてすぐ番頭に来てもらつて、どうして自分をこの室に泊めたかと聞いてみると、番頭は低頭平身して、どうもすみません、今日は清潔法で朝早くから全部の畳を上げますので、こんな洋室へ御

沖野岩三郎と賀川豊彦

案内してまことにすみません、と謝罪した。その番頭が部屋を出た時、賀川は、「沖野君、茶代は五円でよいぞ、と平気で言った」のであった（沖野、「賀川豊彦伝を読む」）。

大正十一年一月二日、イエス団の主催でマヤス博士来朝二五年記念講演会が神戸の青年会館で催されたが、この際に沖野が「悲しき質問」を、また、賀川が「宗教に於ける諧謔の位置」を講演している（「イエスの友会より」、『雲の柱』、大正十一年一二月）。なお、この時同時に、明治学院出身で同校教授の中山昌樹が「ダンテ神曲の宗教」を、また、明治学院出身で東京女子大学教授の渡辺善太が「ヒブル文学に表れたるユウ・トビア」を講演している。

大正十二年頃の夏、東京・下落合の沖野邸で明治学院同窓会が開かれたが、これに賀川も出席している。口絵写真3は、この時のものである。

大正十五年、賀川は講演の中で、沖野が「日本人の精神はまだチャン／＼バラ／＼時代に任んでゐる」と言った旨を紹介している（『人類への宣言』、『全集』5、二九七頁）。

昭和四年四月、賀川はカナダのバインヒル大学から神学博士号を授与された。賀川の学生時代に、沖野は「そんなに勉強して

いたら、今に博士号を押しつけられるぞ」という冗談を言ったことがあったが、今や賀川はその言葉を思い出し、「とうとう沖野君、君が云った通り僕も博士号を押しつけられたよ」と言っていて、笑ったのであった（沖野、「回想の人々」）。なお、これについては後日談がある。即ち、後に「中央公論社から」賀川の「経歴を、十行以内に書いてくれと云はれた時、まだ彼が学位をもらっているということを知らない人が多いので、沖野は「一日がかりで自動車を乗りまわして、あちこちと聞き合はせた結果、やっとその学位を贈った学校がカナダのバインヒル大学であることがわかったのであった」（沖野、「回想の人々」）。

昭和四年六月一日、賀川の小説『偶像の支配するところ』が新潮社から発行されたが、沖野は当書を所持していた（現在、沖野文庫所蔵）。当書に書き込みはないが、見返しには賀川の「性慾と良心との正面衝突——『偶像の支配するところ』を書いた動機——』という新聞記事（出典不明）が貼付されている。

昭和五年六月一〇日、沖野の『娼妓解放哀話』が中央公論社から発行された。そして、扉に「乞御高評」印の押された一冊が賀川に寄贈され、賀川は当書を上北沢の「森の家」に置いて

いた。(現在、当書は松沢資料館に所蔵されている。当書には赤インクでの書き込みがあるが、筆蹟は賀川のものではない。)

昭和五年七月一日、賀川の『宗教々育入門』が家庭科学大系刊行会から発行された。その中で賀川は、性の目覚め早く来ないように幼稚園時代には男女の着物を同じにすべきだという沖野の見解を紹介し、それに同意している(『全集』6、三四〇頁、三四九頁)。また、当書付録の「宗教入門」には、沖野が「昭和四年の夏自分の息子に嫁を貰つてやらうと思つてゐた人が肺病で死んだ夢を見た。同じ時刻に嫁は死んでしまつた」という話が紹介されている(『全集』6、三七九頁)。

これより先、大正一〇年一〇月五日に「イエスの友会」が賀川等を中心にして奈良で結成されていたが、昭和五年八月六―九日に箱根堂ヶ島温泉大和屋旅館で開催された第八回夏季修養会では、沖野が「基督教史」(三時間)を、また、賀川が「パウロの信仰体系」(二回)と「十九世紀に於ける世界教化の奇蹟」(二回)を講義したようである(第八回イエスの友会夏季修養会及全国大会)、『雲乃柱』、昭和五年八月)。

昭和六年三月、沖野は世界一周旅行に出かけ、まずアメリカに渡つたが、同年七月には賀川もカナダのトロントで開催され

沖野岩三郎と賀川豊彦

る世界YMCA大会に出席のためアメリカに渡つた。「その時街路を走る自動車の後に、「ビッグスト賀川来る」と書いたの」を見て、「日本では平凡な貧民窟伝道者としてゴミのように思はれている」賀川が「世界の三大英雄^①の一人である」ことを知り、沖野は「眼をまるくして驚かざるを得なかつた」(沖野、「回想の人々」)。なお、アメリカで賀川が講演を行った際に、沖野は「その講演会場へ共産党員が押しかけて来たのをなだめており、更に「その時拾つた賀川排斥のビラ」を後年まで持っていた(沖野、「賀川豊彦伝を読む」)。

昭和六年二月一五日、賀川の宗教論集『尽きざる油壺』が新新社から発行された。その中で賀川は、沖野が私生児であること、沖野が村で排斥され苛められたことが自伝小説『渾沌』の中に書いてあること、私生児という悲惨な宿命の下に生れた沖野が「不思議な運命を自ら開いた為に、それが却つて恵に変わった」ことを述べている(『全集』2、三〇七頁)。

昭和七年二月、既に二度衆議院議員選挙に立候補して落選していた杉山元治郎が、地盤の大阪第五区(農村部)から三度目の立候補をした。この時、沖野は東京から、また、賀川は神戸から力をこめて応援し、この結果、杉山は無産政党(全国労働

沖野岩三郎と賀川豊彦

大衆党の代議士として見事に当選を果したのである（沖野「回想の人々（2）」『文芸日本』、昭和三〇年五月）、賀川「武庫川のほとりより」『全集』24、一四一頁）、『土地と自由のために——杉山元治郎伝——』。

これより先、昭和六年四月に賀川は松沢教会を創立していたが、賀川純基氏（賀川の長男、松沢資料館館長）によれば、昭和八―九年頃に同教会で沖野が日曜講演を行っている。

昭和十二年六月二十八日、賀川の女性論集『女性讚美と母性崇拜』が豊文書院から発行された。その中で賀川は、沖野も自分と同じく私生児として生れたことを挙げ、「幼い頃彼が私生児であるが故に、世間に侮蔑せられ、暗い隅っこからよう出て来なかつたことが、自叙伝小説『混沌』の中に、最もうるはしく書かれてゐる。私は私生児として生れた子供に沖野岩三郎氏のやうな優れた人物があるから、私生児を殺したくない」と主張するものである。」と述べている（『全集』7、三七―一頁）。

昭和十三年五月一日、賀川の児童教育論『子供の叱り方と叱らずに育てる工夫』が日曜世界社から発行された。その中で賀川は沖野のことに触れ、「沖野氏は、和歌山県の山奥に育つて、四歳の時に始めて隣に行つたといふ。そして沖野氏のおぢいさ

んは、沖野氏がすきで、一度も叱らなかつたといふ。」と述べている（『全集』6、四七八頁）。

昭和一八年三月二三日、沖野の史伝『平田篤胤とその時代』が厚生閣から発行された。沖野はその遊び紙に「著者／敬意以て／賀川豊彦君に」（斜線は別行の意）と青インクでペン書した上で、当書を賀川に献呈し、賀川は当書を上北沢の雲柱社に置いていた。（現在、当書は松沢資料館に所蔵されているが、書き込みはない。）

これより先、昭和一七年一月二日に沖野並びに賀川の親友であった吉田悦蔵（滋賀県伝道に功績のあつたキリスト教徒、実業方面、特にメンソレータム販売に尽力し、近江兄弟社の基礎を固めた人物）が死去していたため、沖野はその伝記を執筆——後に『吉田悦蔵伝』（近江兄弟社、昭和一九年）として出版——することになつてしたが、この仕事のために眼底出血（加えて肺炎）に罹り、昭和一八年の冬から暫くの間、賀川に連絡を取らなかつたようである。

戦後になると、昭和二年一月五日発行の『火の柱』復刊一八号四頁「友の動き」に、「イエスの友講座」が同月二三日に松沢教会堂で開かれ、講師の一人として沖野が「新しい国

史」を、また、賀川が「再創造の神秘」を講義する旨が予告された。賀川は予告通りに講義したが、結局、沖野は講義することなく、代りに黒田四郎が別題で講義することになったのである。

その前年の昭和二〇年五月、東京大空襲により自宅を焼失させられていたため、以後、沖野は軽井沢・千ヶ漣の別荘「惜秋山荘」に移り住んでいたが、昭和二二年五月二六日に沖野は意を決して賀川宛に墨筆で次のような書簡（松沢資料館所蔵）を書いたのである。（書簡紙は二枚用いられており、両面に書かれている。なお、封筒も残っており、表側は「東京都世田谷区上北澤町二ノ六〇三／賀川豊彦様」となっており、裏側は「長野縣軽井沢町／千ヶ漣五九五／沖野岩三郎」となっている。）

賀川さん大変御無沙汰いたしました。私は去る十八年の冬吉田悦蔵傳を書いた時眼底出血をやつて以来今日まで読めず書けずで困つてゐます。今日は意を決してこの手紙を書きます。筆と紙との距離がわからないが一度筆を紙上にうまく落せば此の程度に書けますがこの文字でも讀むのに一寸苦みます、さて今日は二つの事を御相談いたしたいと思

沖野岩三郎と賀川豊彦

ふのです、

第一

基督教大学設立の話をきいてゐますが実現できるでせうか、それについて申上げたい事があります。

御承知の如く軽井沢を今日の如く有名ならしめたのは宣教師の力です。そのために今日も藝妓一人ゐません。酌婦も女給も公然許可されてゐません、此の清い町こそ基督教大学の最も適當な場所ではないでせうか、

私のある千ヶ漣にはグリーンホテルがあります、目下閉鎖中ですが三階建て総坪数一千七坪です。講堂に用ふべき食堂もあります。修善を加ふればすぐ使へます。

若しも理事者達がこゝを用ふる意志があるならば、私はそのホテル経営者にあたつて見ませう。

生徒の宿舍としては、その付近に多くの空別荘があるので、それを借入買入も可能で、

稀に見る絶景の地です。山の下にガスが出ます、それを引けば燃料に用ひられるでせう、御関係があるなしに拘らず同大学の為に千ヶ漣利用の件について御盡力下さい、場合によつてはホテル関係者を御宅へ差向けてもよろしいと

沖野岩三郎と賀川豊彦

思つてゐます。

第二

これは小さい問題です、

吉岡弘毅氏の孫すなはち徹氏の長男二十八歳が働き口を求めてゐます、教育は明治学院中学部を中退だと思ひます。

同封吉岡氏の手紙御覧の上若し御盡力願へれば同氏とお打合せ下さいませんか、お願ひいたします、

沖野岩三郎

賀川豊彦様

二十二年五月二十六日

沖野が賀川に打診した第一の用件は、基督教大学の軽井沢・千ヶ滝への誘致依頼であるわけだが、この「基督教大学」とは、昭和二八年に創立されることになる国際基督教大学（ICU）を指しているものと見て間違いない。国際基督教大学の設立は、協力委員会の一員としてその設立に尽力したA・K・ライシャワー（元明治学院教授、E・O・ライシャワー元駐日大使の父）も『準繩は楽しき地に落ちたり——エー・ケー・ライシャワー博士伝——』（教文館、昭和三六年）の中で述べているよ

うに、「戦後の特殊事情によつてのみ可能なことだった」（三五頁）のであり、右記の書簡の執筆時期とも一致する。結局、国際基督教大学の敷地は軽井沢ではなく東京の三鷹と決り、沖野案は実現しなかつたわけであるが、当大学創立にまつわる一つのエピソードとして注目されよう。

第二の用件は、吉岡弘毅の孫の就職の斡旋依頼であるが、これは吉岡の子息・徹¹⁵が明治学院在学中に日露戦争反対を叫んだりする等、沖野とは古くからの友人であつたことによる関連であらう。その後、吉岡徹の長男が賀川の斡旋で就職できたかどうかは不明である。

前年の昭和二十一年七月から昭和二十四年六月にかけて、沖野の史書『書き改むべき日本歴史』四巻本が金の星社から発行された。賀川はこのシリーズを所持しており（第二巻については不明）、雲柱社に置いていた（現在、松沢資料館所蔵）。この内、第三巻と第四巻については書き込みはないが、第一巻（再版本、昭和二十二年一月二五日発行）には賀川自身の書き込みがある。それは奥付の裏に青インクでペン書された次のような短歌である（「」は抹消部分）。

木を倒し船を沈めし颱風の

跡「の眺めてを」かたづけに「庭」今日もいそがし
木を起すかな

過ぎ「ゆく」姿を庭先に見る

裸にて産まれ人を裸にし

北にとび行く颱風すごく

問題の「颱風」とは、昭和二年八月三十一夜に都内を通過したキティ台風のことを指しているものと考えられる（同日の夕方たまたま賀川が書いていた『人格社会主義の本質』の「序」にも、「颱風来襲」のことが記されている（『全集』13、一五〇頁）。これは昭和十三年以来二年ぶりという大台風で、東京周辺では平均風速二五メートル、瞬間最大風速三一メートルを記録し、このため横浜港では四隻の船が沈没させられている。なお、倒れた「庭木」というのは、具体的には賀川が松沢「幼稚園の庭に植えた銀杏」を指しているようで、この銀杏について賀川は「大きな颱風のくるたびに倒れたものを、毎度四、五本の柱でつかいして起こしたものだ。」と述べている（『銀杏が私に呼びかける』、『全集』22、三五四頁）。

昭和二年八月二五日に、横山春一の『賀川豊彦伝』初版が

沖野岩三郎と賀川豊彦

新約書房から発行され、同月末に沖野は横山から献本を送付された（横山宛沖野書簡、昭和二年八月三〇日付）。「入手と同時に」沖野は「それを息もつかずに読みたかった」のであるが、視力低下のため読書の自由を奪われていた沖野は、以後三週間、当書を毎日二、三〇頁づつ代読してもらわなければならなかった。「最初はソファーに横たはりながら聞いてゐたが、頁がすすむに従って」、沖野は「自分の態度が、この書の実事に対して礼を飲いてゐることを知った。それから後は正坐して謹んで頭を垂れて聞いた。」^{〔た〕}聞いてゐるうちに重い病を身に持つ賀川が「世界の各地で活動してゐる有様を眼底に見た」のであった（沖野、「賀川豊彦伝を読む」）。

代読に聞き入る過程で、沖野が具体的にどのような感想を抱いたか、「賀川豊彦伝を読む」から引用しておこう。「ロスアンゼルス郊外の講演会で、日本人の共産党員から妨害を受けたところ」（三〇九—一〇頁、三一—三三頁）については、沖野は「しきりに情なく感じ」ている。また、賀川の「心事を誤解して、その運動をしつこく妨害したアメリカ人」——テキサス州のフランク・ノリス牧師（同姓同名の作家とは別人）——の話（三六〇—六二頁）については、沖野は「一種のあはれみを

さへ感じ」ている。しかし、賀川を「聴衆に紹介して、ここにキリストに最も近い人が来た、と言ふ司会者」——シカゴのブラッドショウ博士——のいたこと（三九八—九九頁）を知った時には、沖野は「涙をおさへることの出来ないほどうれしく感じ」ている。また、「祈りの前に壇上で讚美歌の終るまで」賀川を「抱くやうにしてその肩に手をおいてゐた説教者」——エミール・ブルンナー博士——がいたこと（四四六頁）を聞かされた時には、沖野は「いつのまにか自分自身が」賀川を「抱いてゐるやうな感じがした」のであった。

こうして入手してから三週間後の九月二一日になって、漸く沖野は『賀川豊彦伝』初版を読了し（沖野文庫所蔵の当書の遊び紙の書き込みにより確認）、それから直ちに書評「賀川豊彦伝を読む」を横山に書き送り、更にそれが『キリスト新聞』に掲載されたのである。前述の通り、この書評は回想が主体であるため、本稿では今までに何度も引用紹介しているので、ここで特に紹介は行わない。ただし、「帝劇の廊下で某左翼文士から口ぎたなく喧嘩を売られてゐる」賀川を、沖野が「それとなく保護したことがある」ということ（時期不明）、最終段落で、沖野が賀川を「神の子」・「キリストの使徒」と評し、更に「賀川

豊彦伝」を賀川の「使徒行伝」と見なし、その客観性を絶賛していることだけは、付記しておかねばなるまい。なお、沖野は後に「賀川豊彦伝」普及版（キリスト新聞社、昭和二六年）も読んでおり、前回同様、好意的な書評を行っている（『読書だより』、『日本読書新聞』、昭和二六年四月四日）。

昭和三十一年一月、賀川の関係していた雑誌『農村』に、賀川の「農村に於ける遺伝の問題」という論文が掲載された。その中に「和歌山県南部地方には、沖野岩三郎氏の記録に残つてゐるやうに奇人が多い。」という一文がある（『全集』12、四六五頁）。沖野の「記録」とは、恐らく沖野の歴史小説『紀南太平記』全五巻（奥川書房、昭和二七—二八年）のことを指しているのであろう。

昭和三十一年一月三一日、沖野は千ヶ滝の山荘で八〇歳の生涯を閉じ、その葬儀は四月一日に明治学院礼拝堂で行われたが、その際の説教は賀川によってなされたのである。

離合集散を常とするこの世において、これまで具体的に例証して来た通り、沖野と賀川は、実に人も羨む程の見事な友情を、半世紀にも渡って堅固に維持しえた。二人をそもそも結びつけたものは明治学院であり、また、二人の思想の正式な出発点と

なったのも明治学院であった(二人は学内では寧ろ異端分子であったが)。二人が共に私生児であったこと、妻の名前が共に「ハル」であったことも含めて、これもまた「宿命」であったと言えようか。

【注】

(1) 横山春二「賀川豊彦伝」初版(新約書房、昭和二五年)に対する沖野の書評であるが、回想が主体となっている。二百字詰原稿用紙二〇枚にペンで書かれており、現物は横山氏が所持している。この資料は「新川時代の賀川君」という題で週刊『キリスト新聞』昭和二五年一〇月一四・二八日号に全掲されたが、原文と比較した場合に誤植が見受けられるので、本稿では原資料の方を用いることにした。

(2) 賀川は早くも明治学院在学中から *Literary Digest* を読んでおり(「死線を越えて」、『全集』14、八頁)、その後も読み続けていた(「貧民心理の研究」、『全集』8、九一頁)。このことも、この無署名文を賀川のものとして断定する有力な傍証である。

(3) 「貧民伝道」、「無抵抗」、「無反抗」という言葉は、当時及び以後の賀川を端的に特徴づけるものであり、この無署名文を賀川のものとして断定する有力な傍証である。

(4) 賀川は後に「イエスの宗教に於ては、科学と宗教は決し

て衝突しない」と述べている(『イエスの内部生活』、『全集』1、四〇二頁)。このことも、この無署名文を賀川のものとして断定する有力な傍証である。

(5) 「国家と基督教との調和」という考え方は、教育勸語を「中外に施して悖らぬ御教」と評価し「国体と基督教との一致」を希望していた当時の沖野(「国体と基督教」、「京都日出新聞」、明治四一年七月一九日)に寧ろ適しいものである。従って、この無署名文については、賀川のものとして断定することはできないが、「世界平和論」(『全集』10)の「緒論」に見られるように賀川自身も青年期から強い愛国心を抱いていたこと、更に、前の三つの無署名文の場合と同じく表題が疑問文となっており、賀川の記事である可能性も否定しがたい。

(6) この准允状紛失事件の時期は、「予言者賀川豊彦君」によれば明治四五年春になっており、賀川の『太陽を射るもの』(『全集』14、三六二頁)によれば大正二年四月になっているが、賀川の神戸神学校時代の学籍簿(明治学院大学図書館史料室所蔵)によれば、准允時期が明治四四年四月二一日になっているので、本稿ではこれに従った。

(7) 賀川関係文献では軒並「日本基督教界の新人と其事業」という題になっているが、「会」が「界」に変えられてしまった源をたどると、横山「賀川豊彦伝」にまで行き着くようである。なお、この誤謬は徳富蘆花研究にも飛火しており、

沖野岩三郎と賀川豊彦

中野好夫『蘆花徳富健次郎』(筑摩書房、昭和四七―四九年)第三部三二〇頁でも「界」が使われている。

(8) 『太陽を射るもの』によれば、賀川は五月四日に横浜に上陸、三日間東京に滞在した後、四日目に横浜へ戻り、その翌日(五月八日)が日曜だったことになっている。賀川が五月四日に横浜に上陸したことは確実である(賀川の乗った船——日本郵船会社の定期船・丹波丸——は四月十七日にシアトルを出航、五月四日午後には横浜に入港したことが『Japan Times 大正六年五月五日号の“Shipping and Mails”欄によって確認される)。一方、実際の暦の上では五月六日が日曜なので、実は二日の食い違いが生じている。この食い違いが全くの創作によるものなのか、それとも記憶違いによるものなのかは不明であるが、『太陽を射るもの』に見られる帰国直後の賀川の行動日程が、少なくとも事実そのものでないことは明白である。

(9) 沖野の和歌山市時代以来の友人。東北学院出身。当時は福島県相馬郡小高教会の牧師をしていた。後に衆議院議員を歴任。詳細は『土地と自由のために——杉山元治郎伝——』(杉山元治郎伝刊行会、昭和四〇年)を参照されたい。

(10) 詳しくは、辻橋三郎「沖野岩三郎」(近代日本キリスト教文学全集5「正宗白鳥・沖野岩三郎」)「教文館、昭和五〇年」を参照されたい。

(11) 名古屋婦人界の中堅をなす三婦人団体——名古屋婦人

会・中京婦人会・桜楓会名古屋支部——の主催、名古屋新聞社の後援で、「婦人会連合夏期講演会」が大正九年七月二―一―二―三日に名古屋商業学校講堂で開催された。これに賀川は講師の一人として出席しており、二―一―日の午前、「顔の歴史」を講演し(「婦人会連合夏期講演会第一日」、『名古屋新聞』、大正九年七月二―二―日、四頁)、二―二―日の午前「婦人と社会運動」を講演している(「婦人会連合夏期講演会第二日」、『名古屋新聞』、大正九年七月二―三―日、四頁)。

この際の講師としては、賀川の他に杉森孝次郎(早稲田大学教授)・今井嘉幸(法学博士)・片上伸(早稲田大学教授)がいた。なお、賀川の「地平線上の名古屋——名古屋美論——」(『地殻を破って』、『全集』21)は、この時の産物であり、初出は『名古屋新聞』大正九年七月二―二―日―八月四日号であることが判明した。

(12) 『全集』24の「賀川豊彦年表」では「十月六日」になっており、『全集』21の「解説」でも同様であるが、原本の奥付を実際に調べた結果、誤りであることが判明した。

(13) 沖野は「三大英雄」としてムッソリーニ・ガンディー・賀川を挙げているが、ムッソリーニはシュヴァイツァーの誤りであろう。

(14) 大阪東教会牧師。佐波巨編『植村正久と其の時代』(教文館、昭和二―一―三年)に名前が頻出している。それによれば、「その昔、岩倉貞視にも知られ、外交官であり、漢

学の素養があり、「王陽明の学にも通じた、極めて研究好きの人であつた」という（第五卷、一〇〇九頁）。また、沖野とも親交があり、鎌倉や軽井沢の沖野邸をしばしば訪ねている。なかなか面白い人物だったようで、その為人と逸話は沖野「回想の人々（2）」に詳しい。

(15) その為人と逸話、沖野との親交については、沖野「回想の人々（2）」に詳しい。

(16) このことを賀川は『尽きざる油壺』の中でわざわざ指摘している（『全集』2、三〇七頁）。

||後記||

既刊文献からの引用については、旧漢字を当用漢字に改め、ルビを省略し、誤字・脱字を「」で補訂した。なお、本稿の作成に際して、明治学院大学図書館、同図書館史料室、賀川豊彦記念松沢資料館、横山春一氏（賀川研究者）、矢島浩氏（元道都大教授・社会事業史）、西田長寿氏（明治新聞雑誌研究者）の各位に特にお世話になった。ここに深く感謝の意を表する次第である。

昭和五十九年十月三十一日 印刷
昭和五十九年十一月一日 発行

明治学院史資料集 【第十一集】

東京都港区白金台一ノ二ノ三七
編集代表 高 田 章

東京都港区白金台一ノ二ノ三七
発行者 森 井 眞

東京都港区白金台一ノ二ノ三七
発行所 明治学院大学図書館

電話(〇三) 四四八―五一八八

東京都世田谷区経堂五ノ三七ノ四
印刷所 株式会社 三 五 堂

電話(〇三) 四二七―三五一〇

『明治学院史資料集』第十一集 訂正表

		誤	正
P 8 下段	6 行目	何如	↓ 如何
P 34 上段	7 行目	「虐」逆殺	↓ 「虐」をとる
P 34 上段	16 行目	功績、隣れ	↓ 功績、 「マ」隣れ
P 37 上段	17 行目	隣れ	↓ 隣れ
P 38 下段	9 行目	世も害に	↓ 世の害に
P 39 下段	17 行目	「 」	↓ 「して去れり」
P 45 上段	10 行目	汎 「ひろし」	↓ 「ひろし」をとる
P 46 上段	5 行目	網紀弛み	↓ 網紀弛み
P 47 下段	5 行目	柄	↓ 柄
P 52 下段	3 行目	大岡甚助	↓ 大岡臺助
P 71 下段	12 行目	紬	↓ 紳 ^{〔伸〕}
P 73 上段	最後の行	山二百十	↓ 山〔手〕二百十
P 74 上段	18 行目	黙らば	↓ 然らば
P 78 上段	2 行目	眼瞼	↓ 眼瞼
P 78 下段	3 行目	操消さんと	↓ 揉消さんと
P 89 下段	16・17 行目	Wors hip	↓ Wor - ship
P 91 上段	16 行目	〔亦〕赤條々	↓ 〔亦〕をとる
P 102 下段	10 行目	野上球兵	↓ 野上球平
P 105 上段	10 行目	価格と同じ	↓ 価格と同じ ^{〔〇〕}
P 120 上段	1・2 行目	感嘆符の後の間隔をつめる	